

334  
241



始



334

241

五山集卷之四

尾崎行雄序  
鎌田榮吉序  
大木遠吉跋

長井實  
田中英一郎  
共編

先帝と居家處世



東京九經社發行

大正  
11.21  
四六



序

先帝陛下の御生涯を通じて、最も顯著にして最も敬服に堪へざるは、其自ら信じて至高至尊、神聖侵すべからざるものなりとし、自ら省みて、苟くも之を傷け之を汚さざらむことを期せられたるの一事なり。而して是れ陛下が、一言一行悉く誠心至意に出で、終始表裏あらせられざりし所以にして、古今稀れなる盛徳大業は、實に此誠心至意に淵源したるなり。凡そ身貧なる者は、内は節約に努むるも、外は華奢を衒ひ、家富める者は、外は質素を装ふも、内は驕侈に流るゝを常情とす。然るに宮中の御居室が、表御殿に比して一層質素なりしと同時に、爾餘萬端の事、一として此類ならざる無かりしの一事は、陛下儉徳の特

に尊きものある所以にして、是れ一に誠心至意の然らしむる所なるや多言を要せず。聖徳の洽かりし復た故無きにあらざる也。

陛下の聰明英邁にして、常に自修研磨の御心掛厚く渡らせられ、殊に其着眼點の極めて高處に在りしは、夙に敬服に堪へざりし所なりと雖も、今や御製を拜見するに及びては、先帝が斯くまでに在らせられたるかと思嘆し、敬虔の念更に深きを禁ずる能はず。大故と共に近臣の、聖徳を頌し奉らむとして、御事蹟を傳ふるもの誠に夥しと雖も、其以て陛下の御人格を偲び奉らむとするの資料としては、多くは御製以下たるの感無きを得ざる也。

茲に恭しく、御製に表はれたる陛下の御特質を列擧し奉らむ

に。

天皇としては、

- 一、愛民の至情に富み給ふ。
  - 一、公正無私にして能く時勢の必要に順應し給ふ。
  - 一、自ら功名に居らず、悉く之を臣下に譲らせ給ふ。
  - 一、精勵無双、從て文武百般の政務に精通し給ふ。
- 個人としては、
- 一、偉大高遠、向上進歩の念極めて強く渡らせらる。
  - 一、孝悌慈愛、勤儉等の諸徳に富み給ふ。
  - 一、剛毅寡黙、慎密に渡らせらる。

修養向上の御志念極めて強盛なりしことは、其御詠歌中此意を發露し給へるもの、太だ多きを見て之を推察し奉るを得べし。

鏡に對しては、人の心も亦鏡の如く磨かざる可らざることを  
咏じ給ひ、

打ち向ふたびに心を磨けとや

鏡は神の造りそめけん

雲表に聳ゆる喬松に對しては、人心も亦之に習ふて向上せし  
めざる可らざることを咏じ給ひ、

雲の上にたち榮へたる山松の

高きにならへ人の心も

天漢を凌ぐ高嶺に對しては、之に登るの道なきが如く見ゆる  
も、決して然ざることを述て、修養を奨勵し給へるが如き、

大空に聳へて見ゆる高嶺にも

登れば登る道はありけり

又他人の善惡は之を言へども、之を己に反省するものなきを  
嘆じ給へるが如き、

善し惡しを人の上には言ひながら

身を顧みる人なかりけり

其類實に枚舉に違あらず、特に大御心は之を朝暾の如く清新  
爽快ならしめたく、

さし昇る朝日の如く爽かに

持たまほしきは心なりけり

又普遍透徹照さざる所なき明月の如くならしめたく、

我心至らぬ隈もなくがな

此世を照らす月の如くに

又澄清せる大空の如く廣濶無邊にして、且一點の陰翳だもな

からしめたき御志望を懐抱し給へるに至ては、

淺みどりすみ渡りたる大空の

廣きを己が心ともがな

其御心掛の高遠深大なる、古往今來天下匹儔なしと評し奉るも、敢て浮言に非ざるべし。

此の如き御志念を根底に据へ、而して之を國家生民の上に施し給へることなれば、其公正無私にして、毫も愛憎好悪の私情を、臣僚の進退と政務の取捨とに交へ給はず、唯だ時勢の必要に順應して、其宜きを制し給へるは、蓋し偶然に非ざる也。葛藁の言も尙ほ棄て給はず。

いぶせしと思ふ中にも擇びなば

薬と爲らん草もこそあれ

賢を求むる渴するが如し。

山の奥島のはてまでたづね見ん

世に知られざる人もありやと

諫を納るゝ、流るが如し。

心ある人の諫の言の葉は

病なき身の薬なりけり

聖慮周密、ハイカラ者流を戒め給ふ。

開けゆく道に出でゝも心せよ

躓く事のある世なりけり

頑冥者流を戒め給ふ。

善きを取り悪きを捨てゝ外國に

おとらぬ國と爲す由もがな



勤勞は自ら之に當らせられ、

夏の夜はねざめ勝にぞ明しける

世の爲め思ふ事多くして

曉のねざめ靜かに思ふかな

我が政いかゞあらむと

功名は之を重臣に譲り給ふ。

空蟬の世は安らかに治りぬ

我を輔くる臣のちからに

民を思ふ、赤子の如し。

あつしとも言はれざりけり沸返る

水田に立てる賤をおもへば

照るにつけ曇るにつけて思ふかな

我民草の上はいかにと

賤がすむわらやの様を見てぞ思ふ

雨かぜあらしき時はいかにと

軍びといかなる野邊にあかすらむ

蚊の聲しげくなれる此夜を

御孝心極て深し。

たらちねの御親の教新玉の

年ふるまゝに身にぞ沁みける

只夫れ御孝心深し、故に臣民に對する御同情も此點に付て特  
に厚し。

國のためたふれし人を惜むにも

思ふはおやの心なりけり

子らはみな戦の庭に出ではて、

翁や獨り山田もるらむ

恩禽獸に及ぶ。

久しくも我が飼ふ駒のおいゆくを

惜むは人に異らざりけり

仁愛敵に及ぶ。

國のため仇なす仇はくだくとも

いつくしむべき事な忘れそ

君臣同慶。

千よろづの民と共に楽しむに

ます楽しみはあらじとぞ思ふ

然れども此に至る迄の徑路は崎嶇艱難、内には藩閥の情弊、衆

庶の無智、官民の軋轢あり。外には列國の專恣跳躐あり。陛下より之を見れば實に慷慨に堪へざるものありしと恐察し奉らざるを得ず。則ち是れ大苦辛、大忍耐の結果たるなり。

思ふ事貫かんよを待つほどの

月日は長きものにぞありける

夫れ斯の如し。誰か感嘆に堪へざらむや。而して以上掲ぐる所の御製は、多く人事に關するものなりと雖も、其主題の、月なると雪なると將た又た花なるとを問はず、崇高偉大の御人格が、歴然として辭句の間に彷彿するは皆一なり。

陛下の御事蹟を將て、人格陶冶居家處世の上に則り、實踐躬行怠る無くむば、人々其分に應じて、必ずや大成するを得む。又之を世道人心の上に觀る、此事特に當今の時勢に緊要なるもの

あるを信ず。長井實君近者一書を著し、題して先帝と居家處世と曰ふ。即ち上叙の趣旨と一なり。梓に付するに方りて、序を予に徵す。乃ち先帝陛下の御人格に關して、予の敬虔に堪へざる所以を開陳し、以て序と爲す。

大正元年十月二十日

尾崎行雄

## 序

居家處世の上に於て最も肝要な事は、何人も必ず二個の地位に立つて居るものであるといふことを自覺するに在る。二個の地位といふのは、自身に對する自己及外界に對する自己であつて、自身に對する自己を自覺することは、所謂自己生存の義務を忽にしないといふ事に爲り、又外界に對する自己を自覺する者は、家族、社會に對する責任を重んずるは固より、禽獸草木、器物に至るまで、一切粗略にしないのである。其處で、他人に害を加へるといふことは、外界に對する自己を自覺しない結果であつて人の道で無いことは無論明かであるが、世間には随分曉つたやうなことを言つて、其實甚だ不明な人がある。

他人にさへ關係が無ければ、如何なる事をしても構はぬといふ考、之は非常な誤解で、所謂自身に對する自己に想到しない者と言はねばならぬ。斯ういふ人は勢ひ身體の健康を害するであらう、精神の健全を妨げるであらう、時に或は體面を傷けるであらう。實に自己生存の義務に反するのみならず、其結果實は他人にも悪い影響を與へるのである。古人も、君子は其獨を慎むと言つて居る。要之、此二個の地位は何人にも附隨し、之は何人にも免れることの出來ぬ事實である。其處で、此事實を自覺し、而して其自覺を實際の言行に表現するの如何が、人の優劣善惡を生ずる分岐點と爲るのである。然らば何人にも二個の地位が附隨するといふ此事實は、如何なる場合に於て最も顯著であるかと言へば、君主に過ぐる場合は無い。君主と雖

も、自身に對する自己は、無論庶民と同様であることは言ふ迄も無いが、外界に對する自己に至つては、其外界が庶民に於ける場合と異り、非常に廣大であるから、從て其地位も亦顯著である。古來名君賢相の言行が、世の教訓と爲つて居るのも、一は之が爲めで、誠に偶然で無い。名君賢相は自己の地位を正當に自覺するの明を有し、此自覺を有効に實現するの力を有する人物である。

各人の地位は先づ以て明かになつたが、其處で此二個の地位を通じて、如何なる場合に於ても、必要な事は何であるかと言へば、誠意といふことである。此要件を缺くならば、他に如何なる長所逸技があつても、何等効無きのみならず、却て之が悪事を助けて、遂に身を誤り世を毒するに至らしむるのである。斯

く誠意は何人にも無くてならぬ甚だ必要なものであるが、さりとして別段六ヶしいことでも何でも無い。唯だ自己を偽かぬといふことに過ぎぬ。自己を偽かぬのであるから、假令ひ如何なる利益を以て誘惑されやうが、又假令ひ如何なる威力を以て壓迫されやうが、斷じて自己の見識を曲げぬ、換言すれば善は飽くまでも善、悪は飽くまでも悪で推し通し、善悪の境に立つて誤らぬのである。

誠意といふことは誠に結構なもので、之あればこそ人は如何なる場合にも眞個の安心を得るのである。凡そ人として暗黒を恐怖しない者は無い、如何なる人でも多少恐ろし云ふ心持のするもので、暗黒と恐怖との間には一種離るべからざる關係がある。之は外でも無い、昔から一寸前きは闇といふ諺のあ

るやうな譯で、一步踏み出したら何んな危険な物があるか、一分経つた後には如何なる椿事が出来るか、無論豫知の限で無い、斯ういう風に、何う成るか判らない、判らないから恐ろしいといふ其聯想が、即ち暗黒の人を恐怖せしむる所以である。處が人間は此恐怖心といふものゝ爲めに安心が出来ぬので、若し恐怖心が無かつたならば、其人は必ず安心することが出来るに相違無い。其處で、暗黒にも色々あつて、空間の暗黒もあれば、時間の暗黒もある。處が最も痛切なのは精神上の暗黒である。此暗黒は何から起るか、其本源は誠意を缺くに在る。誠意が無ければ決して公明正大で無い、陰鬱である、即ち暗黒といふことになる。此暗黒からは、耻辱も出現しやうし、危害も突發しやう。常に妖怪變化を懷中して居るやうなもので、誠に恐怖

に堪へぬのである。

人間は何事に限らず熱心でなければならぬ。熱心といふことが無かつたならば、決して物事は成就しない。己を利し世を益することは到底困難である。其處で此熱心といふことは、無論其人の天質にも依らうし、又其人の境遇にも依らう、併し如何に天質境遇が熱心なるを得せしむるにしても、若し誠意が無かつたならば、其熱心は遺憾ながら甚だ鞏固で無からうと思ふ。何故ならば、誠意を缺く人は、自ら偽いて苦しく無いのであるから、着手の後いやになるか、つまりらぬと思ふか、原因は兎に角も、之を中止すること恰も弊履を捨つる如くして構はぬのである。斯ういふ心掛では決して熱心になることは出来ぬ。處が誠意の人は自ら偽かない、否自ら偽くことか出来ぬのであ

るから、所謂實踐躬行で、飽く迄も素志を貫くに努める、乃ち勢ひ熱心と爲らざるを得ない。

又熱心であるならば、自然に忍耐といふことも伴はれ、勤勉といふことも當然の結果として起つて来る。斯うなれば人の思想といふものは、勢ひ着實になるもので、世間には餘り早く立身しやうとして却て身を誤る者が多いが、さういふ弊にも陥らないで濟むのみならず、必ず相當の立身をする事が出来るのである。エマーソンも、青年の身を誤るのは餘り早く富み餘り早く名を得んと焦せるに在り、といふて居るが、成功を急ぐといふことは青年の通癖である。夫のピットは、二十一歳にして大藏大臣と爲り、二十四歳にして總理大臣となつた。誠に異數の立身で、慥かに人傑には相違無い。又日本にも支那にも

同様の事蹟は幾らもある。併し之は時勢も考へなければならぬ。政治經濟其他一般に擴大され、複雑となつた今日の英國では、宰相と爲るには如何なる人傑でも、二十歳三十歳の少壯では、到底企て及ばざる經驗と智識とを要する。ピット再生するも、二十四歳の宰相は六ヶ敷い。世の中は段々複雑と爲り、民主的と爲り、衆智衆力が社會を支配するやうになつたから、個人の飛躍は容易に許されない。ヂスレリーが十六歳の青年は皆自ら英雄なりと信ず、と言つたやうに、青年は概ね自負心の強いものであるが、此自負心は不撓不屈の精神が伴はねば何にもならぬ、即ち着實に一步一步順序を踐むで邁進し、所謂急げば廻はるの諺の如く、無闇に焦つて踏み外さぬやうにしなればならぬ。

人間には自信といふことが必要である。自信あればこそ企劃心も起る、奮發心も起る、斷として素志を貫くといふ考にもなるのである。企劃心が無ければ他人の願使に甘んぜざるを得ない、奮發心が無ければ現状に止まる外は無く、其間に他人は進歩して行く、即自身は退嬰といふ結果になる。誠に不愉快な談である。素志を貫く、一度決した事は容易に變へないといふ精神、此精神は頗る肝要で、若し所謂朝令暮改、恰も猫の眼玉の如くであるならば、啻に他人が信を措かないのみならず、第一自身が困る。何としてよいか、全く方向が判らなくなつて、遂には乃公の行く處は何處であるかなどといふ痴態が始るのである。其處で元來此自信といふものは、何うして起るかといふと、智力、體力、經驗、境遇などは、無論其要素であるが、此等の要素

は相對的のもので、各人に依て其分量度合を異にせざるを得ない、又異にするを許される、學者必ずしも自信強からず、無學者必ずしも自信弱からぬのである。處が茲に自信に對して、絶對的に必要な要素がある。其は外でもない誠意、自信の要素として先づ以て誠意を推さなければならぬ。成程世間には、譎詐百端、權謀縱横で、不義も働けば冷酷も敢てする人物、さういふ人物で、或は右と言へば必ず右し、左と考ふれば必ず左し、時に他人の忠告反對があつても、斷じて勇往邁進することがある。此現象は一見自信の作用であるやうな觀があるが、併し之は眞個の自信では無い、自負心といふものである。斯ういふ人物のは、其譎詐權謀で金が出来た、地位が進んだ、其金や地位に浮かれ、之を恃んで己を行はむとするのに過ぎぬ。自ら恃み、自

ら信ずるに非ずして、金や地位を恃み、其威力を信ずるのである。其が證據に、斯ういふ人物が、一朝其金や地位を失ふたら何うか、忽ち意氣銷沈、哀を他人に乞ふの外は無いのである。何うしても自信の本源は誠意で、之は、自ら僞かねばこそ自ら信ずることが出来るといふこと、及自ら僞く者が自ら信ずることの到底出来る筈が無いといふこと、此單純なる論理に依て明白である。

正直といふことは、處世の上に甚だ必要なことである。他の點に於て如何に卓越して居ても、若し嘘を言ふことがあるならば、其一點で總てが駄目である。世には言はなくてもよい嘘を言ふ人がある。斯ういふのは論外として、普通の人は何も好んで嘘を言ふのではあるまいが、多くは目前の利に走り、一時の



非を胡魔化す爲めに嘘を言ふ。さうすると其次に本當のことを言へば、何うも平仄が合はないことになる。元の嘘が露見するから復た嘘を言ふ。斯ういふ風に、嘘の爲めに嘘を言ふて、遂には、あの人は嘘吐であるといふことに相場を極められ、世間の信用が地を拂ふことになる。さうなれば言ふことが總て通用せず、信用の回復は到底容易に出来ぬから、毒を食らへば皿まで、一から十まで嘘で丸める、生涯嘘吐で通さねばならぬといふ悲惨な結果に終るのである。嘘といふものは誠に恐しいもので、人は何うしても正直でなければならぬ。併し嘘を言はぬといふにも色々あつて、一口には言へない。嘘を言へば信用を失ふから不利益であるといふのもあらうし、嘘を言へば復讐をされるであらうから恐ろしいといふのもあらう。けれ

ども斯ういふのでは甚だ心細い。若し嘘から信用を墜す爲めに失ふ利益よりも、一層大なる利益が得られるか、嘘に對する復讐よりも、一層恐ろしいことがあるかすれば、必ず嘘を言ふであらう。斯うなれば亂脈である。何うしても誠意から嘘を言はぬといふのでなければならぬ。正直と誠意とは大體に於て一致するが、總ての點に於て然りといふ譯には行かぬ。嘘も方便といふ諺の如く、元來正直其物が目的で無い、目的を達する爲めの手段であるから、例へば大病人の看護の如き、今日か明日かといふ大病人に對しても、もう快くなる、確かり爲さいなどといふのは、實に嘘も甚しい。併し正直に貴下はもう駄目であるなど、言つたら、病人は落膽して其場に絶命するかも知れない。之は愚直といふか、馬鹿正直といふか、甚だ宜しく無いの

である。斯うなると、何處までを正直にし、又嘘は如何なる程度まで許されるかといふ問題が起る。甚だ六ヶしくも考へられるが、之は何でもない、唯だ誠意の一事を以て決すれば足るのである。

至誠あれば鬼神を動かすことも出来るが、誠意を缺いては三歳の兒童をすら心服せしむることは出来ぬ。支那に、虎なりと信じて放つた矢が岩を貫いたといふ話がある。是れ誠意の一作用で實に恐るべきものである。人間に誠意の必要なことは之を言へば際限が無いが、然らば誠意即ち自ら偽かぬといふことは、抑も何に由て起るか。吾輩の考ふる所では、自己を重んずるの心無くしては、自ら偽かざるの心は起らぬ。所謂獨立自尊の大精神、之が必要である。獨立といふも自尊といふも、實は

一物二様に過ぎない、共に自己を重んずるの心で、獨立は外界に對する場合、自尊は自身に對する場合をいふのである。若し獨立自尊といふことが無かつたならば、其人は自己に對して勉め、自己に對して勵み、自己に對して耻ぢ、自己に對して慎むこと無く、之といふ成功も、之といふ發展もしないのみならず、會々以て身を誤るに至るのである。又之を世の中さといふ方面から見ても、此大精神は是非共必要で、時勢が如何に變遷しやうとも、此大精神のある以上は、決して大きな間違は起らぬ。獨立自尊の精神は如何なる主義の社會にも缺くべからざるもので、社會力が弱く、個人力の強い國に於て、若し此精神が無かつたならば、其國は勢ひ混亂に陥つて、遂に滅亡せずば已まない。又之と反對に、社會力が強く、個人力が弱い國に於て、若し此

精神が無かつたならば、其社會は停滯不流に陥つて、遂に滅亡を見るのである。

自己を重んじ、自己を尊ぶといふことの半面には、一見他人を輕んじ、他人を卑むといふ意義が含まれて居るやうに考へられるかも知れぬが、之は非常な誤解で、チャーレス、ヂッケンスの紀行の中に、ボストンの美術館に入ると、自尊の人は此美術の殿堂に於て脱帽して靜肅なり、と書いてあるといふ話がある。苟くも自尊の人なら、他人から制肘を受けずとも、此美術館へ來て、無作法な舉動をするやうなことはあるまいといふ意味である。自己を重んじ、自己を尊ぶ人ならば、決して他人の迷惑になるやうな振舞をする筈が無い。自己の欲せざる所を他人に施さない譯で、此精神から禮儀も出て來る、同情も出て來

る、更に推し擴めて行けば、他人の善言を聽き、他人の長所を用ゐるといふ考にもなるのである。處が世間には、多少の智識、多少の技倆、多少の財力、多少の地位に自負して、自ら用ゐたがる人がある。自ら用ゐるといふことは、衆人を統御する上に於て、第一の障礙で、遂には人心の離反を招くに至る。之は當然で、善言、長所を容れないやうな人物は、之を自分の上に仰ぐ必要が無い、斯る人物に従屬するのは甚だ屈辱である、如かず去つて他に發展の地を求むべしといふことになる。又平等の交際に於ても、自ら用ゐることは大禁物で、到底他人と調和することは出來ぬ。他人の下に立つ場合にも同様で、自ら用ゐるやうとしても、決してさうは行かない、其處で面白く無い、不平が起ころ、遂には自暴自棄に陥るのである。他人を詰責する場合にもさ

うで、唯だ無闇に眞向からがみがみとやるのでは、甚だ利き目が薄いのみならず、時あつて反感を招くことがある。何うしても自得せしめる、即ち相手をして自ら事の非を發見し、曉得せしむるのでなければならぬ。又自分が叱責された場合にも同様で、唯だ矢鱈に當面から辯解するのでは甚だ疏通が悪いのみならず、動もすれば反抗になる。叱責を受けた不愉快は、先づ之を忍むで置いて、徐ろに自分の非で無かつたことを事實の上を示すのでなければならぬ。

清濁併せ呑むとでもいふか、兎に角も人間は寛仁大度が必要である。事理明晰といふことは、無論大切なことではあるが、之を其儘外部に現はしては、到底居家處世を圓滿にすることは六ヶしい。所謂水清ければ魚住まずで、何うしても餘裕といふ

ものが肝心である處が斯うなると、愈々以て獨立自尊といふ精神を必要とする。今日の不完全な社會の人に接するには、多少の勘辨は止むを得ぬとしても、自分までが自情樂に陥つては大變である。自己の心術は清烈潔白、寸毫も汚す事は出来ぬのである。

支那人の所謂禮儀三百威儀三千は、所謂虛禮虛儀勝ちであるが、其は兎に角もとして、禮儀も威儀も、共に居家處世の上に缺くべからざるもので、禮儀が無ければ他人から嫌忌せられ、威儀が無ければ他人の信望を得ることが出来ぬ。併し同時に、此二者は表面計りで無く、心の中から出て來るのでなければ何にもならぬ。表面計りの馬鹿丁寧な禮儀は、甚だ卑屈なもので、諂諛に陥るか、否からざれば愚弄に當る。威儀も同様で、無闇矢

罽に威張つた日には、傲慢とか、不遜とかいふ嘲を受け、却つて他人の輕蔑を招く、何うしても、あの人は何と無く品が佳い、何と無く威嚴があると、言はれるのでなければならぬ。乃ち禮儀威儀をして宜しきを得せしむるには、心の持方が大切で、所謂獨立自尊を必要とするのである。衷心に此大精神があれば、舉措萬端、重厚に爲るもので、決して輕薄に流れ、翩々として他人の嫌忌輕蔑を受けることは無く、又人が見て居ないからといつて、見苦しい振舞をする氣遣も無い。禮儀威儀共に渾然として玉成するのである。斯く獨立自尊は、人をして重厚ならしめ、輕浮ならしめないのであるから、此精神のある人は、自然に用意周到ならざるを得ない。言葉の上に於ても、舉動の上に於ても、又其他何事を實行するにしても、決して輕卒な爲めに失敗

するといふやうなことは無いのである。世の中に物好きといふことがある。處が普通の意味では、餘り讚めた言葉で無いらしい。其は餘り實益も無い事に好むで關係し、其が爲めに精力を用ゐ、時間を費し、金を使ふのはつまりぬ、換言すれば、收支計算の上に缺損が立つから愚であるといふ意味であらう。無論、精力時間金錢を徒費するのは、甚だ宜しく無いが、さりとて物好き必ずしも絶對的に宜しく無いとは言へぬ、大に捨て難い所がある。其は外でも無い、趣味を感ずるといふ點である。趣味といふのは、事物の美點を感得するといふことで、美に接すれば必ず面白いに相違無い、愉快に違ひ無い。其であるから、趣味が廣ければ、面白い程、面白く思ひ、愉快に感ずる機會が多い譯で、斯ういふ人は、常に世の中を樂觀して行

三  
くことが出来る。又他人が面白いと思ふ事は、自分も矢張り面白  
白いと思ひ、他人が愉快に感ずる事は、自分も矢張り愉快に感  
ずるといふことに爲れば、他人と共に樂む、即ち他人と和合し  
て行くことが出来るといふ譯になる。若し之と反對に、趣味の  
乏しい人は如何うであるか、事々物々別段に面白く無い、他人  
が面白いとか愉快とか言つて居るのが甚だ馬鹿々々しいや  
うにも見える。之では世の中が甚だ索漠たるもので、時あつて  
厭世觀も起るのである。趣味が廣いといふことは、其人の見界  
が廣いといふことになつて、之が爲め常識といふことや、宏量  
といふことが大に助長せられ、同時に耽溺とか、不公平とか、愛  
憎とかいふことは、大に減殺されるのである。物事に趣味を感  
ずる性質の人ならば、無論其廣さ深さに依て相違もあるが、概

して温い情のある人である。之は物を樂む、物を好む、即ち物を  
愛する人なるが爲である。斯ういふ譯であるから、趣味の廣く  
ない人の家居處世はどうも圓滿に大成することが出来ぬ。處  
で世の事物の中には甚だ趣味索然たるものもあつて、斯うい  
ふ事物に對しては、甚だ不快の感を起すであらうといふ心配  
もあるが、其は少しも構はぬ。斯ういふ場合には、其事物に美點  
を生ぜしむる工風をすればよい。是即ち改良で、従て一面から  
見れば、趣味を重ずる人は、世の中の改良進歩を圖る人である  
といふことも言ひ得られるのである。趣味は斯の如く、人生に  
必要であるが、併し趣味にも色々あつて、善い趣味もあれば悪  
い趣味もある、高尚なものもあれば、下劣なものもある。處で若し悪  
い趣味、下劣な趣味が盛んになつたら何うであるか、之は事態

甚だ容易で無い、個人から言へば墮落、社會から言へば腐敗である。趣味は何うしても善い趣味、高尚な趣味が必要である。居家處世といふことは、要するに自己と外界との接觸、今少しく具體的に言へば調和である。處で先づ第一に起る問題は家庭といふことで、何うも此家庭の調和が缺けるといふと、色々な面白く無い結果が現はれる。家庭に風波が絶へぬ爲めに、有爲有望の人物も、其牽制を受けて充分に發展することが出来ず、遂に厭世觀を起して自殺といふ悲惨に至るの例も乏しく無い。誠に氣の毒な談で、何人も家庭は楽しいものにするの心掛を夢寐にも忘れてはならぬのである。家庭不和の原因は色々あらうが、家庭は人の本據であるから、何うしても堅實なものにして置かねばならぬ。其處で此本據と基礎として、世の中

に處する場合に、何が最も痛切に感ぜられるかと言ふのに、先輩後進の關係に如くものは無い。先輩の誘導が無かつたならば、其人は如何に有爲の器量を抱いて居ても、社會が之を認める機會が無いのであるから、其發展は到底六ヶしい。又後進の推重が無かつたならば、其人は如何に偉大な識見を有して居ても、手足が無いのであるから、之を大成することは到底出来ぬ。何うしても先輩と後進とは、一は挽き一は推して相ひ進むの外無いのである。處で此關係は何が連鎖になるかといふのに、人物本位で無ければならぬ。随分世間では情實や利害で、所謂親分子分といふ關係を結むで居るものがあるけれども、之は獨立自尊の精神に反するもので、甚だ薄弱である。若し其情實や利害が無くなつたら何うであらう、忽ち離散、收拾する

ことの出来ぬ事態を起すに違ひ無い。

獨立自尊といふことは、人間として、又社會として、是非共必要な精神で、人生に於ける最上至高のものである。甚だ希望すべきものではあるが、唯だ希望する計りでは畫餅である、必ず相當の基礎がなければならぬ。其處で、事の根源に遡つて考へて見ると、自己を重んずるの心、此心が獨立自尊の精神を發揮せしめるのである。さうすれば先づ自己といふものを重んずべきものにしなければならぬ。自己が事實に於てつまらぬものであるならば之を重んずることは、即ち自ら僞くものであつて、眞の獨立自尊は得られぬのである。於是乎所謂人格陶冶といふ問題が起るのである。

習慣は第二の天性であるといふことがある、天質必ずしも絶

對的のもので無い、其人の心掛け、其人の努力に依ては、之を變化せしめることが出来るのである。人格の陶冶に於ても切磋琢磨の効果は甚だ顯著である。先づ第一に必要なのは品性を高めるといふことである。品性が高く無かつたならば、其人は如何に敏腕でも博學でも何にもならぬ。何うしても人格本位と云ふ國風を作ることにならなければならぬ。其に就て面白い話がある。丁度十年計り前のこと、英國學務局の年報中に斯ういふ事が書いてあつた。英米獨佛の各國で、人物を鑑識するのに夫々標準が違つて居る。獨逸では、此男は何を知つて居るか、即ち其人の智識に着眼する。米國では、何が出来るか、即ち仕事の才能を見やうとする。英國では、如何なる人であるか、即ち品性に注目して學識才能には重きを置かぬ。佛國では、如何な



る試験を通過したか、即ち試験の成績を標準として其人物を見やうとする、といふのである。有弊に英國で、英國の今日ある、復た怪むに足らぬのである。日本は何うかといへば、遺憾ながら最も佛國の流儀に酷似し、米獨の亞流を追ふに急であると言はねばならぬ。之は維新の結果、新制度の實行上、新人物の必要を感じ、急場の凌ぎに人を採つた餘習で、此餘習今も猶ほ牢として抜く能はず、教育の如きも、品性を高めることに勉めずして、唯だ一定の模型に入らしめむとするに孜々として居る。斯ういふ有様であるから、其弊は各所に醸され、到底枚舉に遑無しである。一例を擧げると、今日政府部内でも、實業社會でも、苟くも二人以上集つて執務する以上は、忽ち繁文褥禮が起る。之は外でも無い、人格を無視した結果で、此處に何か仕事をし

やうとすると、さあ大變、何だとか彼だとか云つて、一口言へば濟むとが幾枚かの文書に作られる。其から此文書へべた／＼と數十人の認印が押される。其煩瑣驚くべきもので、何故斯んなことをするかと言ふと、斯うしなれば間違が起る、後で其様な事は知らないと言はれても證據が無いから致方が無いといふのである。之では泥棒が寄つて仕事をして居るやうなものであるといふか、印形が人格に代て執務をするものであるといふか、實に奇な談である。併し其も致方が無いとして、斯ういふ風に、大小巨細と無く、一々文書に作る結果、文書の數は實に多量に爲り、一々精讀して居ては日も維れ足らざる有様であるから、人格に代つた其貴重な印形は、勢ひ盲印になる。是に至ては實に滑稽千萬であるが、元々慰み半分の仕事で無い

のであるから、滑稽といふて済まして置く譯には行かぬ。人格を無視する今日の習俗は、一日も早く廓清しなければならぬけれども之は言ふに易くして行ふに難く、一に各人務めて人格を陶冶し、人格の權威を以て弊風を打破するの外は無いのである。人格の權威といふものは實に偉大なもので、世間に感情の衝突とか、意思の疏隔とかいふことがあるが、之も或る程度までは人格の權威で防止することが出来る。といふのは、元來斯ういふ事は、或る人の言行を相手方が諒承しない結果で、若し諒承しさへすれば問題は起らぬのであるが、あの男はああいふ男だから、といふやうなことが屢々ある、之は其人の人格に依て其言行を解釋するのであつて、さう爲れば當然融和疏通の道が開ける。斯ういふ譯であるから、何人も他人に其人

格を知られる必要があると同時に、其人格は他人から尊重せらるべきもので無ければならぬ。即ち人格陶冶の必要が起るのである。又假りに申分の無い人格を備へて居るとしても、元來人間といふものは、不知不識の間に外界の感化を受けるもので、人格も自然に外界の悪影響を蒙ることがあるから、常に注意して防止しなければならぬ。此防止は強固な意思の力に依るのである。

以上は余が居家處世の道に就て、平素懷抱する所感の一般であるが、近時時事に感じて益々之が鼓吹を必要なりと思ふて居る所に、吾慶應義塾々員長井實君が、先帝と居家處世の一篇を著はし、之を世に公にせむとするに當り、余にその原稿を示す。先帝陛下の御言行を謹録したもので、恐れ多い事であるが、

一として我々臣民の模範とし倣らひ奉るべきものたらざるは無い。誠に申すも畏き事であるが、實に我々の理想を實現され、人格化されたるものと申し奉るの外なき様に思はるゝのである。殊に長井君獨得の健筆を以て記述されたるが爲めに、讀者には一層の趣味と利益とを與ふる事と信ずる。是れ余の一篇の所見を掲げて、序文に代ゆる所以である。

大正元年十月二十二日

鎌田榮吉

## 凡例

一、本書は先帝陛下の御言行を輯録するものなり。謹んで按ずるに、一國の元首を以て庶民に比較し奉るは、固より恐多しと雖も、今假りに單なる一個の自然人として觀察し奉るも、陛下の偉大英明なる眞に敬服の外無し。夫の偉人英傑の言行を以て座友の銘とし、居家處世の上に之を應用せむとするは、何人に取りても肝要なる用意なるは多言を要せず。而して今具さに先帝陛下の御言行を拜聞するに、這個用意の爲めに極めて適切なるものありて、必ずしも之を古きに索ね遠きに求むるの要無きを信ずるなり。

一、凡そ人の言行を詳かに領會せむとするには、必ず其人の幼時及日常を知るの要あり。本書が往々先帝陛下の御言行と直接の關係無き事項を掲載する、亦た此趣旨に外ならず。又本書は其目的前述の如くなるを以て、蒐集する所の御言行も、専ら日常御生活の範圍に停め、務めて此範圍を逸せざらむことを期したり。

一、本書は、先帝陛下崩御當日の新聞紙(日本、二六、報知、東京日々、東京毎日、東京朝日、中

央、中外商業、讀賣、やまと、萬朝、時事を蒐集して、紀念の爲め永く保存せむとしたるこ  
とが、其編纂の端緒と爲りたるものなり。従て新聞紙の所報を材料と爲せるもの多  
く、凡そ内容の六七分に及べり。

一、内容の他の部分は、編者が過去及最近に於て、特に傳聞涉獵せる所に係る。新聞紙  
の所報中には往々精確を缺くもの、全然嘘傳なるものあるを發見したるを以て、務  
めて、事項と直接關係ある人々に就きて其鑑別を求め、又其便無きものは推論に依  
て適當の取捨を爲せり。

一、卷頭の御眞影は、昨年十一月九州大演習御統監の際十四日午前八時二十分、久留  
米市の南方約六千米突なる藤田に於て謹寫せるものに係る。

一、書中の用語は、必ずしも實際と一致せざるものあり。例へば今の皇太后陛下は本  
書編纂の時期より言へば、當然皇太后と稱し奉るべき筈なるも、皇后宮と稱し奉れ  
るが如き、先帝陛下は平素御自身を『おれ』と呼び給ひし由なるも、『朕』『自分』等  
の語を用ゐたるが如き、宮中は總て京都言葉なるも、東京言葉を用ゐたるが如き、即  
ち其事例なり。行文の必要と便宜とに出づ。

一、本書は飽くまで記述の精確を期したるが故に、本文に於ては、唯だ個々の事實を  
収録するに停め、務めて評論的、字句を慎みたり。是れ卷頭卷末の序文及跋文ある所  
以なり。

一、本書の先づ以て言及すべきは、先帝陛下の御人格なり。此點に於て尾崎行雄氏を  
煩はしたるは、編者の多言を待たずして、自ら讀者の首肯する所ならむ。而して特に  
編者が平素尾崎氏に多とする所は、氏の人格が氏自ら之を切磋琢磨せるの功大な  
ること、及氏が人格を以て處世の生命と爲せることの二點に在り。此觀察果して氏  
の之を首肯するや否やは、編者固より管する所に非るなり。

一、鎌田榮吉氏の現位地は教育家なり。而して氏も亦た自ら教育家を以て居るもの  
の如し、數年前編者一日氏に對して、文部大臣たるの意無きや否やを問へることあり  
しに、氏の答ふらく、從來の文部大臣は何れも素人なれども、余は久しく教育の實  
際に従事し、聊か事情に通ずるが故に、若し文部大臣たらば恐らくは事頗る煩はし  
からむと、元來教育家なるものは、見界狭く活動乏しきものなるを常態とす。然るに  
貴族院に於ける鎌田氏を知る者は、何人も其花形たるを認め、這般の常態に一の除

外例を設くるの必要を感ずべし。若し氏をして實業界に出でしむるも亦た恐らくは然らむ。蓋し多年傍觀者の地位に在りて、世態人事を曉得するの便多かりしに因るものなるべし。編者が氏に求むるに居家處世に關する所説を以てせるは、事の極めて適切なるを信せざる能はざるなり。

一、凡そ最も見苦しく最も世を毒するものは、偽忠君僞愛國なり。斯る惡風潮は今日の急務として之を打破せざるべからず。編者が特に大木遠吉伯に請ふて、其皇室國家に對する所懐を披瀝せむことを求めたるは、實に之が爲めなり。議論風發而も明晰、勇斷猛進而も堅實、編者は伯を物色し得て胸裡私かに會心に堪えず。

一、本書が材料を得たる新聞紙の名稱、及編者が教示を請ひたる人々の芳名は、當初之を各事項毎に記入し、以て一は出所を明かにし一は編者の謝意を表せむとするの希望なりしも、彼是錯雜して、一々之を記入するは讀者其煩に堪へざるを想ひ、遺憾ながら之を省略せり。又右編者に教示を與へられたる二十餘氏に對しては、其芳名を茲に掲げて感謝の意を表さむとしたるも、中には其氏名の公表を好まれざる人々少からず、依て一律に之を掲載せざるを妥當なりとし、芳名は之を掲げずして

深厚の謝意を表すること、せり。

一、序及跋を煩はしたる三先輩、表紙『先帝と居家處世』の文字を揮毫せられたる大木伯、出版に際し配慮を煩はしたる慶應義塾教授田中一貞氏、及上梓に當り各般の援助を與へられたる慶應義塾法律學士田中圭太郎氏に對し、編者は胸裡深厚の謝意を表白するに適當の辭無きを苦むものなり。

一、本書計畫の當初來、印刷出版に關する交渉の一切は、慶應義塾職員堀内虎友氏の擔當せられたる所にして、編者は滿腔の謝意を以て其勞を多とす。

大正元年十一月八日

編者識す

## 先帝と居家處世目次

英主降誕……………	一
祐宮様……………	三
斯る家庭に生ひ立ち給へり……………	五
御養育の方針……………	一三
先帝最初のおいた連れ……………	一九
御幼時の日課……………	二三
御稽古……………	二三
嗚呼此御教育……………	二五
維新當時の先帝……………	二七

二

即位と奠都	二九
正式の御修養	三三
元氣横溢の宮中	三七
御日常	四二
御健康	四三
常の御殿	四七
御召物	五二
供御及御嗜好	五六
御讀書	六三
御製	六四
御馬術	七七

三

刀劍及美術品	八〇
御意匠及御細工	八四
酷暑と嚴寒	八五
皇后宮	八七
常侍の感想	九〇
宮中の女官	九二
軍艦乗御	九八
能樂	一〇〇
天覽相撲	一〇二
御前講談	一〇五
天覽演劇	一〇六

活動寫眞の天覽……………一〇八

徳大寺侍従長……………一〇九

宮中と府中……………一一〇

御學問所……………一一二

政務の御決裁……………一一三

朕は辭職する能はず……………一一六

所謂責任の觀念……………一一七

其山は何時出來たか……………一一九

實踐躬行……………一二〇

老西郷……………一二二

帝國議會……………一二五

意氣……………一二九

御製とポーツマス條約……………一三一

故伊藤公……………一三二

女官等啞然たり……………一三五

入閣は斷じて許さず……………一三六

元老大臣の暗闘……………一三七

心機轉換……………一三九

陛下の御問答振り……………一四〇

儉素の程度……………一四一

大逆事件……………一四二

落ちたが轉ばぬ……………一四三



畫幅の改装	一四四
中庸を得るは難し	一四五
ちゞに擱ませてやる	一四六
光風霽月	一四八
床しき封筒の餘白	一四九
低徊去るに忍びず	一五〇
師事し給へる陛下	一五一
寡黙謹言の半面	一五二
献上品	一五七
以後は斯る事を爲すな	一五八
先帝と西園寺侯	一五九

二様の御言葉	一六〇
御前の學術講演	一六一
新聞紙	一六三
華族の懲罰	一六四
觀兵式の變更	一六五
生活問題	一六七
大臣減俸の奏請	一六九
内亂と外交	一七一
憲法會議の一日	一七二
コンノート殿下	一七三
數時間前まで	一七五

附 録

御 年 譜

以 上

八

## 先帝と居家處世

長 井 實  
田 中 英 一 郎 共 編

### 英主降誕

嘉永六年六月三日浦賀船番所の櫓より、端無く海上遙かに望みし一抹の黒烟は是れ我開國を促さむとする米國水帥提督ペルリの渡來にして、王政復古國威宣揚の偉業は實に此時に其端を發したるなり。然るに他年此偉業を爲し給ふべき英主は、既に其前年嘉永五年九月二十二日西曆千八百五十二年十一月三日を以て、京都日の御門前なる従一位大納言中山忠能卿の邸に於て降誕あらせられたり。忠能卿の女、藤原慶子の方後、一位局は嘉永四年四月十一日典侍に補せられ、今參と稱せらるゝ旨御沙汰を蒙り、此日初めて宮中に奉仕したるが、翌年四月二十四日に至りて懷妊に御治定相成り、中山家を以て御産家と定められたれば、一時同邸に

下がられ、八月二十九日が恰も神功皇后の應神天皇を生み給へる吉日なりしかば、此日を卜して御着帯の式を擧げられたり。斯くて慶子の方は九月二十二日午前十一時頃御産氣あり、午後一時に至りて、皇子降誕あらせられたり。是より前、皇子一の宮御生母、新典侍仲子には嘉永三年、又女一の宮順子内親王御生母、女御夙子即ち英照皇太后には嘉永五年六月を以て、何れも天折し給ひ、今は皇子女御一方もあらせられざる折柄の皇子降誕とて、御父皇孝明天皇は固より、御祖母なる新賢門院孝明天皇の御生母にも女御所、英照皇太后にも、御喜悅譬へむ方無く、聽て此月二十九日、祐宮と御稱號を賜ふ。此御稱號は參議五條爲定卿の選み奉る所にして、出典は周易に「自天祐之吉无不利」とあり。尋で十月二十二日祐宮には初めて御參内ありしが、龍顔斜ならず、林和靖の間に於て群臣に御祝酒を賜はりたり。翌六年正月十七日御箸始の式ありて、宮中よりは采女阿茶の局及女臈代を差遣はさる。宮には御粥七粒計り召上られ、尋で參賀の諸卿に拜謁を仰付けられたる後、御祝酒を賜はりたり。斯くて宮には御五歳まで中山邸に在らせられ、此年宮中に移り給ふ。是れ安政三年九月二十九日の事なり。

### 祐宮様

祐宮御降誕と共に九條家の臣、伏屋某の妻みね子と云ふ者、中山家より推舉せられて御乳人に召されたるも、仔細あり一年餘にして御暇を賜はること、爲りしが後の乳人容易に選定されず。果ては古來天文占策の術に長せる土御門家へ御沙汰あり。其結果元栗田青蓮院及華頂宮に仕へたる儒者木村縫殿之助妻羅伊、當時廿六歳の女盛りなるを召し出されたり。羅伊は當歳なる三男禎之助を懐にして伺候し、禎之助には中山家より別に乳母を賜りたり。又宮御三歳の時更に入谷容子といふ者、御添乳として召出されしが、羅伊は宮御七歳の安政六年七月まで、引續き御乳を差上げ、此月禎之助を伴ひて實家に下がり、又容子には引續き宮中に仕へ、後年御東遷に隨從して東上したるが、這は後の事なり。既にして慶子の方には宮を中山邸に御預け申して再び宮中に出仕したるも、其頃健康勝れざりしかば、養生の爲め常に中山邸に下がり居られたり。

祐宮には御三歳の頃より御言葉も覺束無げに、御乳人の名、羅伊なるを「らい公

らい公』と戯れ給ひ、又其頃御側の者共、慶子の方を『督の典様』と呼びたるを聞き馴れ給ひて、慶子の方を『督々』と呼ばせらるゝなりき。當時宮中よりも種々の玩具を賜はり、或る時の如き、能の數番を繪双六としたるを賜はりたるが、這は御父帝より宮の御慰みにもとて、特に左兵衛尉橘數良に命じ、工風せしめ給ひしものなりき。斯る下賜ある毎に、宮には必ず其品に拜禮して、後御手を着け給ふが常なりしと、御五歳にて宮中に移り給ひしが、中山邸を立出で給ふ際、忠能卿を首め一家の人々、愛いけのぢやよばよと馴染ませ給ひ、侍き奉りしをと、惜しき涙の止めやらず、宮にも『時々内へ参りてよばよも身體を厭てや』など、甚く御名残を惜ませ給ふなりけり。斯くて宮中に移らせ給ふや、毎朝慶子の方の局より、御父帝及准后御座所、英照皇太后の御事、嘉永六年五月七日准后宣下まで、缺さず御機嫌奉伺に成らせられ、其都度『父さま御機嫌克く、御目覺頂戴』と宣ふ其愛くるしさに、御父帝、准后御方共、此上無く思召され、必ず御菓子を賜はるの例なりき。

御九歳の萬延元年三月十六日深夏木の事あり、宮には碁盤の上に上り給ひ、左大臣一條忠香卿進みて御鬚を、左、右、中と分け、御櫛にて梳き、御髮先をそれく少しづ

つ除き参らせば、宮には碁盤より飛び下りて簾中に入り給ひ、懸て御父帝簾中に入り、御祝儀あらせらる。此月二十八日御紐直あり、紐付の御衣を紐無の御衣に更へ給ふなり。斯くて宮には七月十日儲君に御治定相成り、同時に此日までは一皇子として御生母の局に御起居遊ばされしを、此日より准后御方の御實子として、御方と御同居の旨仰出され、尋で九月二十八日親王宣下、御名を睦仁と賜はらせられたり、此御名は貳部大輔兼文章博士唐橋在光卿の選み奉れる所にして、勘文に『廣韻曰、睦莫六切、和睦也。御注孝經曰、民用和睦、上下無怨』と言へり。

### 斯る家庭に生ひ立ち給へり

先帝御生母慶子の方御着帯の儀あるや、幕府は禁裡附武家を以て『若宮御降誕に付き關東より御會釋の儀、もし皇子に在らせられ候は、天保二年熙宮孝明天皇降誕の節の御例通り奉書を以て御歡び被仰進、もし姫宮に在らせらるれば、文政十二年敏宮御方降誕の節通り御會釋無之事』との覺書を送り來り、又儲君御治定の叡慮公表せられたる際にも、萬延元年五月一日關白九條尙忠卿小御所に於て、京都

所司代酒井若狹守に對面し、御内慮の趣を覺書にて示したるが、文中「右之趣關東へ宜しく申入れ候御内慮之通被仰出度、被思召候事」とあり。斯る時勢にして、皇室の式微は誠に名狀すべからざるものありたり。

六

幕府より奉る皇室の御料は従前拾萬石なりしが、萬延、文久の頃、壹萬石を増し拾壹萬石と爲せしも、此内より皇族、公卿等に附與さるゝ定額を控除すれば、僅かに禁裡參萬石、仙洞壹萬石、女院壹萬石と爲り、所謂量り切りの經濟にて、常に事缺かせられたり。斯る有様なりしかば、時の口向總裁用度を司る宮中官、戸田大和守忠至、宇都宮戸田家の一門にして勤王家なり、今の戸田忠綱翁、秋元興朝子等の實父は如何にもして皇室の御料を増さしめむと腐心し、文久三年折柄將軍上洛中なりしを幸ひ中川宮、大原重徳等と協同して極力運動したる結果、三箇年の苦心空しからず、幕府も遂に此議を容れ、從來の拾壹萬石を取消して、新たに山城一ヶ國を皇室の御領と定めしかば、皇室は參拾五萬石の實收あることゝ爲りしが、時に天下の形勢は急轉直下して、間も無く將軍の大政奉還と爲りしかば、此事は遂に實施を見るに至らざりき。

斯く當時皇室の財政は窮乏を極め、今日よりすれば殆んど想像だも及ばざるものありたり。御父帝は頗る和歌を好ませ給ひ、短冊の御用の如きも從て夥しかりしが、固より充分に差上ぐる能はず。一個月三百枚の定めにて、而も極めて簡單なる藍模様を施したる粗品なりしが、少しく御感詠の盛なるときには、此定額は十日内外にして盡くる有様なれば、常に御不足勝ちにて御用命嚴しきに、已む無く翌月分の中より繰替へ差上ぐる旨を特に附言して、幾干かを捧呈するの例なりき。一日御父帝御感詠ありて、短冊二枚を命じ給ひしに、其の時宮中に一枚の短冊だに無し。折柄陪侍したる岩倉具視卿此光景を拜見するに忍びず。直ちに自己の直垂の袖を裂きて短冊に代へ奉りたるが、其夜卿は京都所司代本多美濃守を其邸に訪ひ、朝廷の御料薄く、短冊の如きすら常に宮中に備ふる能はざるなりとて、ありし次第を語り、朝廷の御料を増さむことを求めしも、美濃守は其事到底實行し難しとて、私財を献じて一時の急に應じ奉りたりと。又或時御父帝には初めて無盡燈なるものを御座所に御使用あらせらるゝことゝ爲りしが、油煙を室外に排出すべき煙突を要したるも、御料薄くして購ひ參らす能はず。依て女官等反古を以て張拔の筒を作ることゝ

七

爲り、漸く出来したるも、之を吊すべき針金無し、又々女官等の手にて紙糝りを作る  
こと、爲り、斯くして覺束無くも御用を立て参らせたりといふ。日用の調度が至て  
乏しかりしは、當時御座所に一個の書棚だに無かりし一事を以ても知るべく、慶應  
年間毛利公が五百金を投じて、高さ約三尺、幅約四尺の蒔繪の書棚を献上するに及  
び、初めて御書棚といふもの御座所に備はりしなり。

一説に、御食膳の如きも、京都は魚類乏しく、従て鯛の如きは高價にて、毎日の供御  
に上し得ざる爲め、内侍特に雑魚蔬菜を集めて一鍋に投じ、俗に寄せ鍋と稱するを  
作りて参らせしこと往々あり、又御父帝には酒を嗜ませ給ひしも、供御の料豊かな  
らざりし爲め、常に薄酒を用ひ給へり、或時京都所司代酒井若狹守、主上は斯る酒を  
召し給ふなりとて御料の酒を示され、之を試みたるに、水七分の粗酒なりしかば、頗  
る恐懼して純酒を献じたるが、御父帝には之を召上がりて、『天下亦た此芳醇ある  
か』と賞味し給へり、御酒媒の如きも特に調理せず、多くは大膳職奉進の副食物に  
て忍び給ひ、若し寄せ鍋を進め参らすれば、其一半を以て御酒を酌ませられ、残る一  
半を以て副食物に充て給へるが如き有様にて、或時毛利公より鹽鮭を献せしに、御

父帝には御賞味の餘り、御膳を下げむとする女官に對して、残る一片を『捨てず取  
り置け、晩酌の肴にせむ』と宣はせられたりといふ、又一説、京都舊宮家士族團體櫻  
橋會々長服部保親氏談に、維新前皇室の式微を極端なる天正時代に比する人あり  
誠に以ての外の不所存にて、維新前の皇室は成程今日の盛運に比すべからざるは  
勿論なるが、衰へたりとは申せ、宮中には宮中の御式御作法あり、整然として紊れず  
文久元年の事實を以て申さむに、當時の禁裡御賄頭は中村雅太郎にて、外に御膳番  
御賄方、御板元吟味役、御板元なる役目あり、御板元の下に煮方なるものありて、御料  
理を調進し、出来上りたる御膳を三盆に載せて御膳番に出し、男居おすまなるものありて  
御膳番より之を受取り、御毒味を爲すの順序にして、決して粗畧には爲し居らざり  
き、又日常の御料理は、御本膳に味噌汁、御飯向ふは香の物、焼鯛、真中に煮物のお汁を  
置く、此焼鯛は年が年中定りたるものにて、有りても無くても必ず鯛の焼物に限る  
なり、次に二の膳、三の膳ありて、二のお汁、三のお汁を附けたり、決して鹽鮭の一片を  
晩餐に取り置けと仰せらるゝ程のことにては、あらざりき、尤も孝明天皇の御時に  
女官方より差上げたるお組重は、木子きこと呼ぶ御賄方の調進したるものなりしが、其

中に鰻ありたることあり。天皇には甚だ珍味なりとの御謔あらせられたるが、是れ當時の大奥の單調を破り、物珍らしき話柄の一なりといふ。此兩説相反する點少からず。孰れを真とすべきや、今より細微に詮索するは難し。依て其頃の口向總裁戸田大和守奉仕中の實況を、戸田忠綱翁の談に依りて記さむに、曰く、當時皇室の式微は言語同斷にして、回想するだに恐懼に堪へず。亡父が皇室御料窮乏の爲め、常に肝膽を碎き居たる有様は、側の見る目も同情を禁せざりき。成程宮中には、毎日必ず鯛七枚を調進するの定めにて、當時と雖も無論之を缺ざりしは事實なり。されど其鯛たるや、大阪より來るものにして、頗る新鮮を缺き、主上の御口に適すべくもあらず。殆んど御箸を付け給はざるの常にして、從て結果に於ては之を供へざると同様なりき。斯る次第にて、日々の供御は常に御満足に思召されず、時々御酒の肴の御下命ありたるも、差上ぐるに物無ければ、或時の如き、已む無く御内儀にて少し計りの青菜を買ひ、女官等之にて浸し物を作り參らせたるに、恐多くも『之は佳い』とて御酒を酌ませられ、寂感斜ならざりしことあり。斯ることは決して珍らしからざりしなり。御酒も經費不充分の爲め、已む無く水半分を混じて差上げたり。されど孝明天

皇は非常の御酒量にて、一升位にては殆んど平然たる御様子にて、少しく酔ひ給ふには、三升位を要したり。されば口向より差上ぐる定量にては、殆んど常に御不足なりしが、斯る場合猶ほ御所望あるときは、御内儀より差上ぐるの例にて、這是當時近衛家が池田伊丹を領地とせしかば、同家より其地の芳醇を、毎月菰冠り一本づゝ宮中に献上し、御内儀に之を備付けたるなり。斯る有様なりしも、御召物のみは下より上まで純白の羽二重又は綸子にて、全部毎朝新らしきを召され、儀式あるときは再び新らしきものと替へさせられたり。又大膳職に於ては、徑一尺内外の銀無垢の鍋三四個を備へ、供御の羹物には總て之を用ひたり云々と。

又一説に、當時御用商人より上納する品物は、例へば鯛一枚若干、鯉一尾若干といふが如く、御買上値段一定し、其値段たる古き以前に定められたるものにて、時勢と共に改められざりしかば、引合はざる爲め永續せず。御用達を辭して新陳代謝する有様なりしと、御父皇には日用の御小遣にすら往々事缺かせらるゝことありて、屢々宸翰を近衛忠熙卿に遣はされ、八兩九兩の御用を仰付けられたること珍らしからざりしといふ。

宮中既に斯くの如くなれば、他は推して知るべし。中山邸にては、先帝を御預り申上ぐるも、御座所に充つべき御殿無く、頗る恐懼したる末、松浦家が同家と姻戚關係あるを幸ひ、此事情を訴へて援助を求め、同家の快諾に因りて漸く八疊と六疊の新座敷を作り、陛下を安んじ奉ること、爲りしが、是れ陛下御二歳の時の事なり。然るに其頃陛下には御蟲氣強く渡らせられ、蟲氣には小判を煎じて差上ぐるをよしと聞き及びたるも、當時大奥にも中山家にも小判などいふもの有らむやう無く、八幡なる旗下の士角倉某に依頼して漸く小判一枚を取寄せ、湯煎して差上げたるに、其より御快方に向はせられたりと傳ふ。

皇室の式微は前述の如くなれば、宮中に移り給ひて後の御生活も之と撰ばず。當時宮中の御料乏しき上に、幕府の附武家常に宮中の會計を監督し、文房具、樂器の袋、其他御手廻りの日用品を御下命ありても、掣肘して上等品は購ひ呉れず、已む無く近習の者より献上して僅かに慰め奉れる有様なりき。されど陛下には少しも動じ給はずして、御稽古を勵ませられたりといふ。因に附武家は取高千石内外の旗元に於て、二名を定員とす。何れも別に役料として、幕府より五百石を給せられ、位は正四

位以下なり。

茲に又中山家は、花山院七家の一にて羽林廿五軒の内に數へられ、大臣家に亞ぎて堂上の名門なり。曾て橋本左内、中山忠能卿を評して『中山家は骨格雄豪、中々長袖の形貌には無之、卓然たる人物、文字無けれど頗る才略もあり、持守は諸卿中第一と被思候』と述べたることあり。卿の母貞光院は正親町三條實同卿の女にして、稀代の賢女、長男忠愛朝臣、三男忠光朝臣も亦た堂上中の異彩なりき。斯くして一家全力を擧げ、陛下の御養育に腐心したるものにして、例へば後年陛下が險素に渡らせられたる如きも、主として中山家の家風に感化を受け給へる點多かりしなりと。

### 御養育の方針

孝明天皇より先帝の御養育を、公式に中山忠能卿へ御下命ありたるは、先帝御二歳の時なりしが、是より前、聖種御五月の嘉永五年五月二十六日、慶子の方腹痛甚しく熱氣あり、紛れも無き疫痢にして、或は御流産にも及ぶべきかと、宮中、中山家の心痛一方ならず、其頃入神の技ありと稱せられたる醫師大村泰輔に診察せしめむと



て、此旨忠能卿より宮中に伺ひたるに、關白鷹司政熙卿より、泰輔は蘭法醫なれば其儀宜しからずとありて、紫雪を進めしに、幸に効驗あり。六月一日に至りて漸く快方に赴かれ、茲に愁眉を開きたり。是れ實に陛下御出生前の御大患にして、之が爲めにはあらざらむも、陛下天質御虚弱に渡らせられしかば、忠能卿は御智識を啓發し奉るの傍、専ら御體育に盡し奉り、又平民的に御養育申上げたり。御玩具も竹馬、竹刀木の戟など參らせたるが、陛下にも雄々しきを好み給ひ、『それ中將中山忠愛朝臣馬曳かずや忠光も參れ、いくさごとちようぞ』など宣ひて、終日遊び給ひ、或時は御洗足の儘にて庭に降り給ひ、或時は御附の女房等の目をのがれて、築地の外にさへ出で給ふことあるに、女房等『あれ宮様が』と御後より日傘翳して追ひ奉るを、通行の者此體を見て、『あれこそは、今上の二の宮におはすなれ』と拜跪するもありしと。

其頃初めて種痘といふ事、蘭人より傳はりしが、世間の迷信は之に一顧をも與へざるのみならず、頗る曲事として排斥せり。然るに蘭醫大村泰輔、忠能卿に對して具さに其効力を説き、先帝に試み奉らむことを勧めしかば、忠能卿も大に意を動かし

先づ其愛孫二名に對して、密かに之を行はしめ、危險無きを確認せしかば、愈々先帝にも行ひ奉るの英斷を爲し、大秘密を以て施術せしめしが、左右上肢に各二三箇所善感せり。是れ陛下御三四歳の頃の事なり。

斯くて陛下には御五歳の時より、中山邸時代書道の御稽古あり、御七歳にて和歌の御稽古及四書五經の素讀を始め給ひ、御學友の必要を生せしかば、此年即安政五年十二月、岩倉千代丸(故具定公)八歳にて兒祇候を命せられたるが、其頃陛下の御伽を勤めたる中神菊咲の談に據るに、御紐直しの御式ありたるとき、陛下の少しも御過ち無かりしを、英照皇太后殊の外賞し給ひ、御褒美として毛植立派なる木馬を賜ひしが、陛下には非常の御喜びにて、日々局より御奥への御機嫌伺には、必ず此馬に召され、三町餘りの御廊下を『業平の吾妻下りぢや』と、御袴の股立高く執らせられ、凜々しく往來遊ばされたり。或時此馬破損し、直ちに修覆を命せられたるも、容易に出来せざりしが、其間一日も馬無くては濟まず、當時菊咲は松と呼ばれしが、馬の修覆さるゝまで、其の代りを勤むることゝ爲り、松は毎朝御居間へ伺ひて、『馬が參りました』と申上げ、陛下には直ちに御起床遊ばされて、八時頃御朝餐を召し、松の

背に跨り給ふ、手綱の代りに縮緬の細紐を口に啣へ参らせば、陛下には勇ましく之を取り、御廊下の曲角などにて『ヒン／＼と言へ』と宣ひ、ヒン／＼と申上ぐれば、非常の御満足にて、調馬師の爲すやう足捌きして、ぼん／＼と脇腹を蹴給ふ。御退出の時も同様にて、約二ヶ月間、松は此役を勤め参らせたるが、御幼少ながらも此の勤めを励み給ひて、局に歸り給ふや、『典、松に何か取らせよ』と宣ひ、御下物のあるまでは決して御承知遊ばされず、『典、松に何か取らせよといふに、今直ぐ取らせよ直ぐ』とて止み給はず。聽て馬の修覆成り、松は御馬代りの勤めを退くことゝ爲りしが、此時陛下には『松、其許の事は忘れぬぞよ』との有難き御言葉を賜り、今猶ほ耳に残りて忘るゝ時も無しと。

陛下御十歳の文久元年二月、御學友として裏松良光(今の子爵)親王兒を命せられ宮中に召されたるが、其談に曰く、當時親王殿は御所の北西隅に在りて、英照皇太后の御殿に近く、廊下傳ひに行くを得たり。陛下御十歳の時、予は十一歳(子爵)は嘉永三年四月の出生なれば、當時十二歳の筈なりにて、お稚兒に召されたり。之は現今御學友と呼ぶ御相手役にて、唯だ予一人なりき。髪は稚兒髷に結び、派手なる衣服に白絹

の袴を着け、晝にゐる牛若丸の如き扮装にて、御寢所に入らせられざる間は、朝より晩まで、御勉學の時も御運動の時も、御側を離れず奉仕せり。陛下の御召物は袖長く、主に縮緬の色物、御袴は白の鹽瀬にして、毎日新衣を御召更へあらせらるゝこと無く、極めて御質素なりき。御髪は前髪より兩鬢を膨らせ、上に稚兒髷を結び給ひしが、予の髪と異なるは、兩鬢の膨れたるのみなりき。御髪を上ぐることも其他日夜御側に侍して御世話申上げたるは、四五年前世を去りたる女官長紅梅の典侍にて、予の叔母に當る。陛下は主に川魚と野菜とを好み給ひ、鱧最も御意に適ひたり。御調理は下下と違はず、又殊更ら骨を除きて進め参らすやうのこと無し。御晝餉は鯛の煮付、汁すまし、川魚、香物位にて、表御殿に於て父君と共に聞召すの例なりしが、其際は女官は侍らざるを以て、予がお給仕を爲したり。漬物は奈良漬を好み給ひ、御酒を召上られるは、踐祚後のことにして、日本酒を好ませ給へり。當時陛下には漢楚軍談、三國志源平盛衰記、太閤記、太平記等の軍書を格別好ませ給ひ、よく茶話に、豊臣秀吉の壯圖楠公の誠忠、關羽張飛の豪快等を説かせられたり。總て武張りたる事を好み給ひ、毎日御庭の芝生に出で、予と角力を取られたるが、陛下は一つ御年下なりしに、御體格

は佳く、御力は非常に強く、弓、蹴鞠も中々御上手なりき云々と。又陛下の御名を、選み奉りし唐橋在光卿の嗣在正(今の子爵)の談に曰く、予は先帝と同年同月同日同刻に生れたるものにて、子供心に何と無く肩身廣きやう思はれたり。陛下が猶ほ中山邸に在らせらるゝ頃、予は外様として、今の式部官の若きものゝ如き職に在りて、時々陛下の御参内遊ばさるゝ御模様を、宮中にて拜し奉りたるが、御體格勝れさせ給ひ、御聲の如きも高く、平生立纓の御冠を召され、純白の御束帯にて、紫綾の御袴を着け給ひたるが、其御様の神々しく、小御所にて臣下に拜謁を賜はる時など、何れも其森嚴の氣に打たれたりと申し合へり。其頃時々御慰みに歌合など御催しあらせられたるが、是れ必ずしも等閑の御仕事にあらず。全く御精神の修養に努め給ひたるもの如く、斯る場合にも決して膝を崩し給ひしこと無かりき。後年諸事規律正しくあらせられたるは、全く御幼少よりの御習慣ならむ。御遊戯としては相撲が大の御好きにて、小御所の御庭に土俵を築かしめ給ひ、近習、内々など御側役の人々御相手申上げたり。今の徳大寺公久我侯、長谷子、西園寺侯等も常に御相手申上げたるが、陛下の御力強さには何れも感嘆せり。斯く陛下には總じて勇ましき活潑なる運動を好

み給ひたり云々と。武張りたる御遊びは御養育の方針上さる事にして、又陛下天性武を好み給ひしに因るは申す迄も無き所なるが、他の一面に於ては、優雅の御遊びも少からざりき。裏松良光子の談に據るに、陛下には御自身にも書を善くし給ひて御趣味深く、折々公卿中書を善くする者を召して、扇子などに揮毫せしめ、其へ御識遊ばされて近侍の者に賜はることなどありたるが、御識の御歌は立ろに成りたり又往々親ら花鳥を描かせられたることもあり、其他百人一首、古今集などの歌留多を取らせられたることもありたりと。

### 先帝最初のおいた連れ

嘉永五年は中山家に取って、此上も無き目出度き年廻りにてありたるなり。九月先帝降誕の時は、忠能卿長男忠愛朝臣の夫人、恰も懷妊七個月にして、十二月に至り次男孝磨出生す。今の侯爵之なり。翌年先帝御乳人木村羅伊の三男禎之助、母に伴はれて中山邸に上りたるが、此二名は實に先帝最初のおいた連れにして、其廻らぬ舌に『みい様』(宮様)として、終日御相手を爲すにてありたり。木村禎之助氏の談に

曰く、當時の事ですから無論御乳の検査も極めて簡單で、蠟塗の盆に乳汁を落し、典醫の方々が御檢べになつたと聞いて居ます。上様には至て御活潑の御氣性に渡らせられ、大抵の玩具は一二度御樂みになる計りにて、三度目には飾つて御遊びになるよりも投付けて御遊びになること多く、殆んど打壞れぬものは無い位でしたが、當時自分も随分腕白でした。宮中の御局部屋即ち對屋と申す處に、中山の局が居られ、御襖一つ奥が上様の御居間でした。其御居間の前の庭に、御慰みの金魚鉢が置いてありましたが、自分は子供心の無邪氣にて、其金魚鉢に、ぐつと手を差入れ、金魚を掴み出し、くとして餘念無く遊んで居ましたが、何時の間にか上様が御越しになつて、だしぬけに後ろから横面をばかりと御撲ち遊ばしました。拳骨の御見舞は毎度の事で、御泉水に浮べてあつた剝木造りの玩具の船を、上からぐつと押へて沈めたり浮べたりして惡戯をして居ました時も、頭へばかりと頂戴しましたことを今に覺へて居ます。其頃襖障子に御落書を遊ばしたことは申すに及ばず、様々の御いたづら随分御盛んでありました。恐多いことでありますが、自分も其後について色々な亂暴を働きました。上様は馬が頗る御氣に召し、御玩具にも馬が多う御座りまし

たが、木馬を廊下へ曳き出し、上様をお乗せ申して私が曳いたこともあり、又恐多くも私が乗せて頂いて上様が御手づから曳いて下さつたこともあります。母は始終お守りに背負ひ參らせて居りましたが、母の首筋に黒子が御座いまして、其を上様が始終御掴み遊ばされました爲め、御暇を頂いた頃には、疣のやうに高くなつて居りました。とあり、御いたづらは下々の腕白盛りに劣らせ給はず。中にも目に見ん如くなるは、中神菊咲の談に言へる一節なり。曰く、宮様には一日、叔父君に當らせ給ふ正親町中納言が、白の装束で御參内なされたのを御覽遊ばれて、中納言に對ひ、暫く此方に向いて居れと仰せられたから、中納言は何氣無く彼方に向かれましたが、すると宮様は御手習の筆にたつぷりと墨を附けて、中納言の御背中へ、「」の字を太く大きく御書き遊ばしました。此一の字の御装束は洗ひ落さず、今も大切に保存されてあるさうです。斯る有様にて、當時御殿の障子は常に切張りの御用絶ゆる間無かりしといふ。

### 御幼時の日課

二三

先帝の中山邸より宮中に移り給へる前年、御伽役として北山路盛子と呼ぶ婦人十四歳にて中山邸に召され、翌年宮中に随従して、爾來明治十九年まで奉仕せしが其談に據るに、其頃陛下の御起居遊ばされたる中山新在所、督典侍より新在所に改めらるの局は、上中下の三段に分れ、何れも十疊敷なりき。當時陛下には毎朝六時半頃御目覺あり、直ちに御合嗽、其より御朝餐を濟ませ給へば、女臈が御梳を上げ參らすの例にて、此御梳の後に讀書の御稽古ありたり。御梳はお稚兒鬘なりしが、此お稚兒鬘なか／＼むづかしき結ひ方にて、御生母が御梳を取らるゝときは見事なる格恰に出来たり。御讀書了れば、御手習なるが、其御草紙は大五帳にして、一枚の紙に二三度稽古し給ふの常なりき。御手習の墨は、お附の者交るゝ、前以て必ず磨り置くものにて、毎日大なる硯に三杯を要したるが、御附の者力を入れて十分に磨り、墨壺に貯へ置きて、御硯の墨無きに至れば之を移すなり。されば三日目に大なる墨一挺づゝを要したり。若し其磨り方不充分なるときは、紙に鈍染み、斯る場合には御生母

自身試みて、『今日の墨は誰が磨つたのか、斯様に鈍染む』と叱責さるゝの常にて、何れも一生懸命に磨りたり。御手習了れば、御父帝へ御機嫌伺ひに出で給ふの例にして、長き廊下を御附の者御供申し申すの口まで行き、其より奥は夫々掛りありて常の御殿に御連れ申すなり。御退出あらせらるれば、直に歌の御稽古始り、御題は御父帝より賜はり、廓公、秋月など毎日三つ四つにて、小さき紙に書かれ、廣蓋の上に在るを、陛下は固より、御附の人々思ひ／＼に手にして詠むなり。陛下は御日課として一日二首は必ず御詠み遊ばされしが、御題を手にし給ふや、少しく考へ給ふのみにて、直ちに三十一文字を認め給ふ其早きこと、何れも感心し奉れり。夜は概ね八時頃上段の間に御寝み遊ばされたりと。

### 御稽古

先帝には御五歳の時、猶ほ中山邸に在られせらたる頃より、書道の御稽古を遊ばされたるが、有栖川宮熾仁親王五日目毎に御指南申上げられ、最初の御手本は親王の御父熾仁親王の御筆跡なる、いろはなりき。陛下には中山邸の御書院に緋の毛氈

二三

を敷きて、御机を控へ給ひ、左右には、御生母、萬里小路大納言等冊き奉りたり。宮中へ移られたる後も同様にて、親王は後ろより御手を執りて御指南遊ばされたるが、其頃御稽古は毎日一時間の定めにて、最初は美濃の白紙を十枚づゝ御染め遊ばされしが、漸次御進歩ありて二時間に改められ、紙數も四十枚に増されたり。御清書は先づ有栖川宮に差出され、宮は拜見して點を掛けられたる上、御父帝の御覽に入れ給ふなりき。御父帝には御覽の後、御側なる女官等にも拜見を許され、其御清書に就て種々御批評あり。『此撥ね口が立派である、あの點に力がある、之は新在所(御生母)が手を取つたのであらう』と宣ひ、御側の者も左様ならむと申上ぐることなどありしが、一日陛下の御清書最中に、御父帝近侍の女官來り、其場の御模様を拜見して、初めて陛下のみにて書き給ふものなることを知り、御生母に對ひて、實は斯々と、御清書に對して御父帝の宣ひし次第を語りたるに、御生母は『へいゝゝ御清書に、何の私が入れませぬものか』と答へられたり。御十二歳の時御生母より、能筆なる歷代天皇の宸筆數十葉を拜借して御覽に供へ奉りたるも、陛下には依然有栖川宮の御筆跡を習はせ給へり。されど後には長三州などの書風を學び給へりと。

歌道の御稽古は御七歳の時より始め給へり。毎日御父帝より三つ四つの御題を賜はりて詠み給ひ、御詠草は先づ英照皇太后へ捧げ、御添削を受け給ひて、親ら之を奉書紙に淨書遊ばされたる上、更に御父帝に奉り、御批評を請はせられたりと。讀書も和歌の御稽古と同じ頃に始め給ひたるが、國書は中山忠能卿御稽古申上げ、漢籍は最初四書五經の素讀にて、伏原宣論卿御師範役を承り、阿野實光卿時々代理を勤めたり。御本は宣論卿の淨書したるものにて、一冊了れば次を差上ぐることにし、陛下には御學友と共に、寺子屋流に聲を張り上げて音讀遊ばされたりと。

### 嗚呼此御教育

先帝が凡そ師に就き、業を修め給ひしは、前述の如く書道を以て最初とす。是れ御五歳の時の事にして、今日の學齡兒童に比し二三歳少くあらせられたるなり。御指南役有栖川宮が後より御手を取りて教へ給ふを、始めの程は容易に習はむとし給はず『厭ぢやゝ』と宣ひて、直ちに御筆を捨て給ふなりき。されど御生母は中々御許し申上げず『其は成りませぬ』と嚴かに申上げ、捨て給へる御筆を拾ひて、無

理にも御手に渡し参らせば、澁々御稽古遊ばされたり。假名の次には漢字を習ひ給ひて、御筆跡も見事に渡らせられたるが、御生母はなか／＼御讃め申上げず『まだまだ充分に御稽古遊ばさねばなりませぬ』と申上ぐるを、其都度陛下には『何時になつたら上手になるか』と問はせ給ふにてありき。一日大水盤に金魚を放ちて献上したる者あり、件の水盤は直ちに御側に運ばれたるが、折柄陛下には御手習中なりしが、御側には御生母の局嚴然として控へ、御稽古を注視し居たりしかば、御心を水盤に取られ給ひながらも、御生母を憚り、纒かに時々金魚に御目を走らせ給ふを、御生母は何時までも知らぬ顔にて『それ／＼其字はお手本と違ひは致しませぬか、金魚は逃げは致しませぬ、後にてゆる／＼御覽遊ばせ』と注意し、陛下には御涙を浮べさせられて、遂にはほろ／＼と白紙の上に翻し給ふなりき。斯る事ありても、所定の時間内は必ず嚴に御稽古を強ひ奉るを常とせり。斯くて御生母は如何にもして、一天萬乗の大君たる御人格を陶冶し奉らむと、且夕其のみ神明に禱り居たるが、書道の御稽古にも『庶人の手習のやうに筆力や字形だけを御習ひ遊ばすのみではなりませぬ、古より書は其人の性格を表はすと申しませすれば、一點一畫も皆

法に適ひ、天子の氣品ましまさねばなりませぬ、一字たりとも軽々しく筆を御下しになるべきものではありませぬ。祐様は御上の御位に即かせらるべき尊い御方、伊勢大神宮様の御神孫、神様の御子様に渡らせらるゝことを、一刻たりとも御忘れ遊ばしてはなりませぬ』と、御側に在りて常に御注意申上げたり。御七歳の頃までは御側に奉仕する者、御墨を磨り参らせたるが、其後は親ら磨らせ給ひ、御九歳の頃よりは御手習草紙の如きも御自身綴り給ひ、御手本の文庫の如きも御手づから出し給ふことゝ爲りたりと。

### 維新當時の先帝

水戸の浪士が、櫻田門外に井伊大老を斃したるは、先帝御九歳の三月の事なり。御十三歳の七月には長藩の兵、君側の姦を攘はむと稱して上洛し、薩會桑三藩の兵と宮闕の下に激戦す。爾來天下多事にして、政治の舞臺は漸く江戸を去て京都に移り、風雲益々急にして、上下不安の雲に掩はれしかば、陛下御十四五歳の頃、御側には年長の正親町實徳卿、陛下御五歳の時師傅と爲るを首席とし、當時二十七八歳なりし

今の徳大寺實則公、二十五六歳なりし今の久我通久侯等、特に七八名を選みて、御起居其他の御用を辨せしめ給へり。當時陛下には極めて御強健にて、御病氣など一度も無く、御所なる常の御殿の裏手に當れる御小座敷にて御起居遊ばされ、御常服として、白羽二重(又は白綸子)の御衣に、精好の緋の御袴を召したるが、此袴は腰板無き短袴にて、儀式其他表向きたる場合には、緋の長袴を用ゐ給へり。又召上り物は何よりも甘き物を好ませられ、殊に小豆にて製したる饅頭、蒸菓子類最も御意に適ひ、御料理は河内屋八右衛門の料理を好み給へり。當今にても宮中の御料理は純京都風なるが、右河内屋即ち河八の子孫今猶ほ大膳職の御用を承り居るなり。

當時漢學は今の高辻修長子の父、和歌は今の西三條定義伯の祖父に就て學び給ひ、斯る時勢なるに拘らず、一向専念文武の道を勵みて、艱難を艱難とし給はぬ御健氣さには、近習の者何れも敬服せりといふ。

斯くて陛下御十六歳の慶應二年十二月二十五日、御父帝には聖壽三十六歳にて崩御あらせられしかば、翌三年正月九日を以て、陛下には第二百十一代の皇祚を踐み給ひしが、當時猶ほ成年に達せられざりしかば、中川宮朝彦親王を輔佐、二條左大

臣齋敬を攝政と定められたり。中川宮及二條左大臣は、何れも公武合體を主張する佐幕論者なりしも、其頃廟堂の外には岩倉中將具視あり、内には中山大納言忠能、嵯峨大納言實愛、中御門權中納言經之の三人あり、内外相ひ應呼して討幕の計を巡らし、屢々密奏する所ありしが、慶應三年十月十四日、大將軍徳川慶喜遂に政權奉還の表を上る。於是佐幕黨の驚愕一方ならず、干戈を取て起つに至りしが、明治二年六月十二日、官軍室蘭の敵を降すに及びて海内全く平定せり。

### 即位と奠都

先帝には慶應四年(明治元年)正月十五日を以て元服を加へ給ひ、詔して大赦の令を下し、尋で三月十四日には親しく紫宸殿に臨み、三職百官を集へて、恭しく五事を以て天地神明に盟はせ給ひ、同月十八日准后藤原氏(英照皇太后)を尊びて皇太后と爲し、大宮と稱し奉られたり。既にして東征軍は江戸に入り、四月十一日を以て城池兵仗の授受を了へ、關東漸く平定に着きしかば、八月二十七日を卜して即位の大典を紫宸殿に擧げさせ給ふこと爲れり。此大典は時の神祇官知事鷹司輔照卿之を承



り、副知事龜井茲監其實務を執掌したるが、中古以降皇室式微の爲め、即位の御式も亦た頗る規模小にして、今維新偉業の發途に當れる此大典には、之を踏襲すべくもあらず。又抑も王政復古は、或は後醍醐天皇の建武中興に則るべきや、或は仁徳天皇の仁政に復へすべきやの點に就て、群議紛々たりしが、時に玉松眞弘(後に操)と呼び元と山城醍醐寺の大僧都にして、還俗の上、岩倉具視卿を輔け、後功に依り抽でられて堂上(即今の伯爵以上の華族の班に列せられたる傑物あり。群議を排して、須らく神武創業の規模に従ふべしとの策を献せしが、廟議遂に之に決し、即位の御式も此趣旨に基くことゝ爲りて、中古以來踏襲し來れる古式を廢し、從來參列諸員の服裝の如き、式場に立て列ぶる旗の如き、何れも唐風なりしを、日本式の古風に改めたり。主上の御服は従前有虞十二章とて、天地萬物を繡箔したる御裝束なりしを、之も唐風なりとて廢し、唯だ有虞十二章は天地萬物に君臨あらせらるゝの意義なれば、此意義のみは之を存したり。斯くて恭しく陛下當日の英姿を拜し奉るに、黃櫨の御袍有紗小燃の御冠、雲綱張の御艸鞋を召し給ひ、御劍御璽は侍臣之を捧げて御側に侍り奉る。又孝明天皇の御宇、水戸齋昭公より獻じたる直徑約一間半の地球儀を式場

に備へ、陛下には親しく左右の御脚を交々上げ給ひて、其日本の部分金色燦然たるを踏ませられ、以て全帝國に君臨あらせらるゝ即位の大典と爲し給へり。上古の天子は親しく劍を佩ばせ給ふの定めなりしも、中古以降は天子親ら兵馬の事を嚮せられず、遂に唐制に倣ひて衣服の制を改め、御劍は侍臣をして捧持せしむること爲りたるものにて、兵馬の權下に移るの濫觴なりき。故に今は復た上古の制に則り劍を佩ばせ給はむ御趣意なりしも、其制定かならざりしかば、御劍は佩ばせ給はず。又地球儀は其頃地國形又は坤天儀と稱したるが、之を當日の式に用ゆることに關しては公卿等より異論百出し、天は圓く地は桁の如きものなり、決して球形にあらず。故に斯るものを用ゆるは曲事にして、頗る不吉なりと論じ、極力反對したるも、地球儀が水戸藩の獻じたるものなりしと、又龜井茲監の藩士にして此大典の權判事たりし福羽美靜が、熱心に主張する所ありたるとに依り、遂に原案の如く行はれたるなりと。此地球儀は水戸齋昭公が幕府の忌諱に觸れて水戸に蟄居の際、我邦は日ならずして王政復古を見るべく、諸外國との關係益々頻繁と爲るべし。今より朝廷に新智識を授け奉ること頗る妙なりと考へたる結果作出したるものなり。當時公は

親ら家臣と共に工作場に出で、和蘭人より購ひたる地球儀に倣ひ、直徑九尺高さ七尺餘の設計にて着手したるが、苦心の結果約三個月にして出来せしかば、親ら筆を執りて、五大洲五大洋を描き、日本を特に燦々たる金色にて塗りたり。斯くて密かに海路に依り、宮中に奉りたるが、奉獻使は水戸の鴻儒佐々宗淳にして、宗淳は早速拜謁を仰付けられ、御前に於て一々御説明申上げたるに、關白三卿以下陪觀の面々何れも驚嘆し、孝明天皇には御簾の裡より熱心に御覽遊ばされ、頗る御喜悅あらせられたりと。

是より前、大政既に朝廷に復し、慶應三年十月十四日、徳川氏大政奉還の表を上る。茲に愈々新政の舞臺を開くに方り、先づ以て最も痛切に其必要の感せられたるは、宮廷の舊慣打破にして、此點より遷都の一日も早きを可としたるも、東奥の戰雲容易に見定め難きものあり、依て鳥羽伏見の戰了るや、參議大久保利通の建議を容れ、慶應四年三月二十一日、車駕京都を發して、二十三日大坂に着御、一時本願寺を在所と定められしが、四月十一日官軍の無事に江戸城を收めたる報ありしかば、閏四月八日京都に還御あらせられ、尋で七月十七日詔して、江戸を東京と稱し、親臨以て

政を視るべしと宣布せられたり。是れ江藤新平の建議に基くものにして、九月二十日京都御出發、翌月十三日東京に入らせられ、十七日詔を發して、『朕今幸東京親聽内外之政』と宣ひ、十二月八日一旦京都に還幸あらせられしが、此月二十八日皇后入内あり、翌二年二月二十四日太政官を東京に移し、三月七日早朝車駕再び京都を發す。御道筋は舊東海道にして、一日の御行程は概ね五六里、毎朝五時の一番太鼓にて供奉員一同起床し、七時の二番太鼓にて御供揃の準備を爲し、十時の三番太鼓にて御輿を參らせ、即時御出發あらせらるゝの定めなりき。途中伊勢大廟に御立寄わらせられ、衣冠束帯にて文武百官を従へ、大御前に御祈願遊ばされたり。斯くて二十八日東京に着御、茲に東京は永く帝都たるに至れり。

### 正式の御修養

先帝が正式に文武の道を修め給ふことゝ爲りたるは、慶應三年の事にして、當時陛下には御髮を冠下地くわんげじ大將鬘たいしょうまむらに結びて御齒を黒く染め給ひ、綸子又は羽二重の白の御衣に、精好の緋の御袴を召されたる次第にて、岩倉西郷等元勳の眼には大に御

鍛練を要すと拜せられたり。岩倉具視卿は先づ以て馬術の御稽古然るべしと爲し適當の御指南役を選ばむとて、一日戸田忠綱翁を招きて諮りし結果、盛岡藩主南部利恭適任ならむとて、早速出頭を命じ其次第を告げたるに、驚愕一方ならず『上様に御馬の御指南などは存じも寄らぬ事です。餘の事ならば兎に角も、此儀計りは假令如何様の御叱りを蒙らうとも御請けする譯には参りませぬ』とて斷然辭退せり。於是岩倉卿は再び戸田翁を招き『上様は何うもあれでは困る。誰か御馬を申し上げねばならぬが、南部は何と言ふても聽かなかつた。就ては氣の毒だがお前さんに頼み度い、是非御馬を申上げて貰へまいか』と懇望せり。戸田翁は『其れ計りは是非御容赦を願ひます』とて頻りに固辭したるが、傍より老西郷『私も強い事は随分好きだが馬計りはどうもいかぬ、之は是非御稽古を申上げて貰ひ度い』と促し、大隈重信伯も『馬計りは私も適はぬ』とて戸田翁の辭するを容さず。時に木戸孝允侯『戸田さん、いゝぢやないか、随分心配には違ひ無いが、併し假令ひ御落馬があつても御怪我があつても、其はおさせ申さうと思ふてするのでは無い、全く天然で、天然は誰でも仕方が無いのであるから、之は是非御請けなさい』と強要し、戸田

翁も遂に辭するに道無く御請けせり。是れ慶應三年三月の事なり。

尋で明治二年陛下には正式に和漢洋の學を修め給ふ爲め、國學に平田鐵胤、漢學に長沼良藏を侍講に仰付けられ、翌三年更に平田延胤、本居豊穎を國學、元田永孚を漢學の侍講に加へられたるが、之と前後して加藤弘之を洋學の侍講とし、尋で佐藤舜海も侍講を仰付けられ、生理衛生學を進講せり。其後維新の傑物玉松眞弘も亦た侍講を拜命したるが、這は名譽職的の任命にして、實際の進講は爲さざりしといふ各侍講は日々交代にて午前中約二時間、御學問所に於て進講するの定めなりき。

當時進講の模様就て、加藤弘之男の語れる所なりといふを聞くに、曰く、予は西洋史並に國法汎論と稱する法律制度を翻譯したる大意を、明治六年まで毎日二時間づゝ進講したるが、漢學和學の侍講も各二時間づゝ進講せり。されば日々の御學問時間は約六時間にして、其間政務を親裁し給ひ、頗る御繁激なりし爲め、酷暑には午前六時頃より、嚴寒には午前八時より御精勵遊ばされたり。陛下には天質着實にして頗る緘密に渡らせられたるを以て、御學問の際、如何なる微細の事柄にても御會得わらせらるゝまで深く御下問あり、侍講等何れも大に恐縮し、殊に下調べ不充

分なりし場合の如きは非常の御怒を蒙りたり。又陛下には居常寡黙端正に渡らせられ、御言葉妙き爲め、新たなる事柄を講じたる時の如き、何處まで御會得遊ばされしや、判然せず。依て時々質問し奉るに、必ず満足なる御答あるを常とし、予も遂に其呼吸を覺ゆるに至れり。當時の御學友は今の伏見宮なりしと記憶す。予の進講數年中に、陛下には全く政治法律の眞髓及西洋諸國興亡の大勢を御會得あらせられたるが、一方に於ては明治維新の政務を御總攬遊ばされ、日々生きたる學問を修められたる譯なり。又當時陛下には太政大臣より奏上する内外の政務も、微細の點は各官に御委せ遊ばされたるが、大體に就ては必ず御親裁遊ばされたり云々と。

斯くて陛下には明治七八年即ち寶算二十三四歳の頃まで、斯る正式の御講學あり。又明治十二年頃、副島種臣伯に貞觀政要などの進講を仰付けられたることありしも、追々御壯年に及ばせられ、且は内外の政務年々繁激と爲りしを以て、爾來恒例の御儀式として、新年に御講書始の事あるのみにて、常時の進講は自然御廢止の姿と爲りたり。

日々正式の御講學は右の如くなるが、其頃又下情を知し召さむ爲め、隔日夕刻よ

り太政大臣以下各大臣、參議、部卿、侍講等を御前に召して談話會を催され、無禮講にて各員の世間談を御聽取遊ばされたることあり。其外毎月五六回づゝ日を定め西の丸に於て、御學友を御相手に神皇正統記、保元物語、太平記等の御輪讀あり、終つて一同へ御紋章付の御菓子を賜はりたりと。

### 元氣横溢の宮中

明治四年四月西郷南洲の參議を拜するに及び、宮中廓清の氣運頓に動きて、吉井友實先づ入つて宮内大丞と爲り、尋で世古世延の權大丞を拜するや、宮内省の官制を改革して諸官の更迭を斷行し、新たに侍從を設けて君側に奉仕せしむることゝ爲せり。當時弊風の叢淵たる大奥に對しては、七月廿五日新たに女官の等級を定め一旦在來女官の總免職を斷行し、更めて新任命を爲すの手續を以て大更迭を行ふことゝし、八月一日午前女官全部を免黜し、午餐後皇后宮御小座敷に成らせられ、世古權大丞呼出しを爲し、萬里小路大輔の御取次にて、親しく典侍以下を御任命遊ばされ、了つて入御、尋で吉井大丞より命婦以下に對して辭命を交附せり。

當時侍従には、薩州より村田新八、高島頼之助、長州より有地品之允、太田左門、土佐より高谷佐平、又舊幕臣にては山岡鐵太郎の如き武骨者のみ任命せられしが、先帝には未だ二十歳臺の御元氣盛りにして、馬術、相撲の如き活潑なる事を好まれ、殊に打毬は御熟練にて、侍従を御相手に御日課の一に數へられたり。陛下には元來御體格強健にて御力強く渡らせられしかば、日々御殿内にて侍従を御相手に相撲を試み給ふに、往々御力餘りて絨壇の踏み破らるゝことあり、又御内庭に盆石の大なるもの順序好く配置しあるに、往々翌朝に至りて石の位置轉換しあるを、近侍の者發見し、復も陛下の御力試めし遊ばされたりと噂し合ふこと屢々なりしと。

一日山岡鐵太郎「私の家には斯ういふものがありません」と携へ來れるを、陛下御手に取りて御覽あらせらるゝに、及渡三尺二寸程の居合の刀にて、自方三貫餘あり、御所望に依り、山岡早速居合數番を御覽に入れたるに、龍顏殊に麗しかりき。又或時山岡御前に伺候したるに、皇后宮にも御側に在らせられ、四方山の御話を申し上げ居る内、談會々酒量の事に及び「山岡は酒が強いさうであるが、どれ位飲むか、此處で飲んで見せよ」との御沙汰ありて、麥酒一打其場に運ばれたるを、山岡早速一

滴も残さず飲み乾して平然たり。兩陛下共頗る御驚嘆遊ばされたるが、此時皇后宮より「甘いものは何うであるか」との御下問あり「甘いものも少々は戴きます」と申し上げしかば「其では此次に、おてつ牡丹餅を取つて置かう」とのことにて、其日は退出せり。おてつ牡丹餅とは舊幕時代より麴町の一名物にて、徑一寸五分内外の牡丹餅なるが、山岡は其後參内の節、兩陛下の御前にて、驚くべし瞬間に七十五個を平げたり。斯る武骨の話柄は枚舉に遑あらず。當時の宮中が如何に元氣の横溢せしやは想像に餘りあり。されば先帝には御自身に於ても修養の御心掛厚く、雪の夜など御騎馬にて御苑内の御茶屋に成らせられ、雪中を物ともせず立御あらせらるゝやうの事數々なりしを、或時高崎正風玉體を案じ參らせ「龍體御健かなるに乗じて、雨に打たれ雪に露らさせ給ふは、如何に御修練の爲めとは申しながら、或は御油斷の端とも爲り候はずや、少しく御自愛願はし」と諫奏したるに「王朝の衰微は何の故ぞ、偏に心身の軟弱に基せるに非らずや、一朝大事到らば、兵士と共に陣頭に立ち、具さに困難を嘗むるは、萬乗の君主と仰がるゝ、朕の任務なり。風雨寒暑物かは、何物にも對抗し得るやう平生の鍛練肝要なり」と宣ひ、又女官等の暑し寒

しなど申上ぐれば『そんな弱い事で何うするか、昔の公卿は弱くて困る』と御叱り遊ばされたりと。

其頃侍従等は、日々御前に伺候して文武の御相手を申上げたが、夜は毎夜御晩餐後、二名づゝ交代にて常の御殿に召され、午後十時まで御談の御相手を爲すの例にして、此御席には皇后宮も臨ませられ、話題は歐米各國の事情、和漢古今の治亂興亡、名君賢相の事蹟等にて、陛下には熱心に御下問あらせられしが、和漢古今政治の得失に至りては、一同申合せて口を緘したりと。這は明治十一年頃の事なり。

斯く陛下には御三十歳の頃までは、御元氣殊に盛なりしかば、大奥にても常に女官等の恐縮すること少からず。御二十歳前後の事なり。或る時女官等が御居間の大花瓶に水を汲み入れ居たるに、陛下には女官が水を取りに行きたる隙に、此大花瓶を覆し給ひて、御座敷一面に水流れ、女官等の驚くを見て悦び給へることあり。女官等が、皇后宮の御相手を承り、馬の稽古を爲すとき、陛下には簪などにて馬を追ひ、落馬するを見て笑はせ給ふが如きと毎々なりき。又御元氣盛なりしかば、御酒量も從て夥しく、醉餘侍臣を捉へて、投げ付け捻じ伏せなどし給ふ御戯れは固より、往々白

刃を揮ひ給ふことさへ珍らしからず、下々にてならば亂暴とや申さむ。近侍の人々頗る憂懼し居たるが、此事何時しか皇后宮の御耳に入りしかば、頗る御心配遊ばされ、山岡などに諫奏すべしとの旨御下命ありたるも毎々なりしといふ。一説に、或る日陛下には、醉餘山岡に對して御腕立てあらせられたるを、山岡は折こそと『餘の者には御慎みありて然るべし、臣は願ふ所なり』とて一步も動かす。斯くて陛下には遂に其場に打倒れ、其儘眠入り給ひしかば、山岡は然るべく御介抱申上げ置き、て自宅に退き、『臣不徳にして宮内大輔を拜し、陛下をして斯る失態おらしめ奉れるは恐懼に堪へず』とて、門を閉ぢ謹慎して出でず。再三出仕せよとの御沙汰ありしも、毎に前言を繰返して動かさず。遂に陛下には恐多くも『朕が悪かつたから謝らうか出で呉れ』との有難き御誼を下し給ひしかば、山岡感激措く所を知らず。直ちに參内して『悪かつたと思召すならば申上げませう。武藝力技は宜しいが、醉餘の御腕立ならば、此山岡が宮中に居る以上、決して御見遁がし申す譯には參りませぬ』と、嚴しく御諫め申上げたりと。維新以來山岡鐵太郎と懇親なりし某氏に就て此説の確否を糺せるに、曰く、此事は少しも山岡より聞及び居らざるも、曾て山岡が

相撲の御相手を承りて、二度陛下を投げ付け「之まで陛下が誰にもお負けならぬのは、陛下だから誰もお負け申さぬのであります。此山岡ならば斯うです」と申上げたることありしは、其當時本人より聞き及びたる所なり云々と。

### 御 日 常

先帝には平素毎朝六時御起床、御召替の上御洗面、其より御禮拜ありて、夏は七時冬は八時頃皇后宮と共に御朝餐を召上り、暫時御休息の上、當番侍醫の拜診を受け給ひ、九時頃女官を召して大元帥の制服に御召替あらせられ、十時頃出御仰出さる侍従等お錠口にて御迎へ申し、陛下には直ちに御學問に出御、政務を御親裁あらせらる。正午には一度入御、御晝餐を召させられて再び出御、午後三時頃まで御學問所に在らせらるゝの例なりしも、政務の御都合にて、往々二時三時頃まで入御遊ばさざることあり。又場合に依りては御學問所に於て晝餐を召上ることさへありたり。午後五時六時迄入御無きことさへ珍らしからざりき。常の御殿に復御ありて後も、猶ほ政務に御關係遊ばされ、深更まで御休息遊ばさるやうのこともありたり。

平素は午後五時御入浴、六時皇后宮と共に晚餐を召上りて、懇ろに御物語あり、御製御讀書など遊ばされて、九時乃至十時頃按摩を取らせられ、十時三十分乃至十一時御寝あらせらるゝの常なりしと。

陛下には日曜日にも、往々御學問所に出御あらせらるゝやうの次第にて、常に政務御多端なりしかば、御慰みの行幸など更に無く、殆んど御安逸の暇無かりき。唯だ時々刀劍、書畫などを御手許に取寄せ給ひて、御賞玩あらせられたり。御壯年時代には馬、弓、蹴鞠など殊の外御好み遊ばされたるも、約十年以來は御運動も少く、兎角御外出を好ませられず、玉體頗る御肥滿のやうにて、御體量實に二十三四貫と申す。最近五六年は殆んど少しも御運動遊ばされず、御獵の如きは二十年前、其頃植物御苑と稱されたる今の新宿御苑に於て御鴨獵ありたるも、爾來此種の御催は親しく遊ばされず、御閑さへあらば和歌に耽り給へりしと。

### 御 健 康

凡そ強壯なる人が醫師の診察を厭ひ、藥物の服用を好まざるは、殆んど通則の如

く、先帝にも亦た爾くあらせられたり。陛下には稀に御異例の場合の外、一日一回午前九時前後侍醫の拜診を受けさせ給ふのみにて、其とても例へば拜脈の手間取るが如き際には、往々御手を引込め給ひしことさへあらせられ、又服薬も兎角厭はせ給ふ御様子に拜せられたりといふ。是れ全く平素御強壯に渡らせられたると、一は御忍耐力の強くあらせられたるとに因るべし。今回御發病以來の御經過に關し、岡侍醫頭の爲せる談話中に、今回御不例に關し、予が初めて拜診したるは去る十四日の事にして、此日より腸胃に軽度の故障を起され、陛下病二三回あらせられたるが陛下には平素より御便通の多きを好ませらるゝ御方にして、一日に二回位は其御事あるを却て氣分宜しと宣ひ、毎に『通じを止めるな』との御沙汰ありたり。されば此時も御自身は別段御氣に掛け給はざりき。斯くて十四十五の兩日を過したるが、予は此間朝の拜診に際し、『御氣分は如何に御座りますか、別段御變りはあらせられませぬか』と一再申上げたるも、陛下には、毎に『何事も無い』とのみ御仰せありて、御物うげに何の御沙汰も遊ばされざりしが、暑熱には餘程御困りの御様子にて、『夜分は熱いので困る、よく睡眠が出来ぬ』との御誕ありたり。斯くて何分に

も連夜の大殿籠りに、安眠を缺き給ひしかば、午前十時半頃より午後一時頃まで、即ち表御座所出御の間は、無論慥かに在したれど、午後一時頃常の如く入御ありて、御食事を済ませさせ給へる後は、うつら／＼と御座睡勝ちにして、始終うつら／＼と遊ばされ、怪しきまでの御様子なりしを以て、或は御腦に故障のあらせらるゝには非ざるかと御心配申上げたり。是れ陛下には、近年こそ御節酒遊されたれ、御壯年時代は非常の御大酒にて、又現に頗る御肥満あらせられたるを以て、平素予は或は卒中等の御病氣を發し給ふが如きとあらせられざるやと憂懼したるが爲めなり。然るに陛下には相變らず、『夜分暑くて眠られぬのが苦しい』と仰せありしのみにて、玉體には何の御故障をも認め參らせざりき。表御座所より入御の後、終日うつらうつらと爲し居られしが、何事をか言上せば、ハツと御眼覺遊ばされて、『何か』と確かに問はせ給へるにてありたり。既にして十九日の拜診に至り、少しく御容體面白からず拜したるを以て、『何か御變りはあらせられませぬか』と伺ひたるも、依然として、『何事も無い、夜分暑くて困る、眠られぬ』とのみ、後は復たうつら／＼と御假睡あらせられたり。されど陛下には此日より極めて御大儀げの御様子にて、平素



は決して御横などには爲り給はず、又安樂椅子などに掛け給ふを好ませられざりしに、此日に限りて午後一時頃、表御座所より入御の後、其御事あり、暫く御書見遊ばされたるが、其儘御假睡遊ばされ、聽て又御横に爲り給へる由を、後にて女官より拜承せり。さらでども予は同朝拜診の結果、頗る懸念に堪へざりしかば、同夜九時頃、別段御召は蒙らざりしも、特に參内して御側に伺候し、『今朝拜診の節、玉體少しく御平素に異らせらるやう拜しました故、夜中推して參内仕りました、玉座の儘では拜診し兼ねますから、恐れながら、今夜は御床で、一つ充分に拜診させて頂きます』と言上したるに、『よし、左様、今日は少し大儀に思ふ』と御仰せありて、直ちに御床に入らせられたり。依て直ちに拜診するに、驚く可し、四十度の御高熱にあらせられ、御脈も不整なり。予は真に恐懼して、取敢ず御假床を御勧め申上ぐると共に、急使を渡邊宮内大臣に派して、即刻參内を乞ひたるが、陛下には予が拜診し奉る僅かの間も御假睡あらせられ、殆んど一分間も御恍惚の状態を去らせ給はざりき云々と見えたり。以て平素の御模様を拜察するに足るなり。

### 常の御殿

常の御殿は主上の御居間なり。總て白木造りにて、日本座敷六室計りあり。御座所は十八疊敷二室にして、絨氈を敷き、椅子卓子を用ゐらる。天井高く、敷居より鴨居まで七尺、鴨居より天井まで七尺にして、二重長押なり。床は無く、奥行三尺の板敷ありて、花瓶、刀劍其他の御愛玩品は此處に置かれ、又押入ありて、御前太刀八口其他御手廻はりの品々を藏す。御座敷の周圍は入側付の古風なる構へにて、二重に障子を建て、御廊下には擬寶珠の欄干を廻らしあり。此御殿は他の御殿に比して建ち高く、他の御殿に通ずる廊下へ三四段計りの階を設らへ、床も亦た地上一間餘ありて、周圍を煉瓦と漆喰とにて築上げたり。

主上の御座所より廊下を廻りて向側に、皇后宮の御居間あり。此御居間及女官の部屋などを總稱して御内儀と呼ぶ所謂大奥にして、お鈴の口と稱するは其關門なり。杉戸を建て、之より内は男子禁制にして、御内儀に用向ある者は侍従と雖も、此關門まで來り、奥に通ずる鈴の紐を引きて、取次の女官を呼び、傳達を乞ふなり。女官も

亦た此關門を自由に出入するを許されず。即ち女官は御内儀のみに奉仕するものにして、常の御殿に於ては内豎常に御側に奉仕す。内豎は舊時穉兒と稱し、白衣に緋の袴を穿ちて、主上の御小間使を承りたるものにして、今は名稱も改まり、常に洋服を着用す。年齢は十四歳以下の定めにて、多く舊公卿の子弟より召さる。總員七八名あり、常に三四名交代にて近侍するものなるが、常に晝間常の御殿に奉仕するのみならず、夜間主上に御供して御内儀に入り、夜を明かすことあるなり。當番侍従も常の御殿の一室に詰切り居りて、御用命を承り、時に御物語、刀劍御賞玩などの御相手を申上ぐるなり。常の御殿及御内儀と表御殿とはお錠口にて嚴に分割せられ、之より内は御召しあるか、御許しを蒙るかにあらざれば、何人も入るを許されざるなり。侍従室はお錠口の外なるも、常の御殿と極めて近く、主上若し御用あらば、内豎、當番侍従など御沙汰を蒙りて「召す」と呼び上げ、又侍従若し面奏の必要ある場合には、傳達を乞ひ、御許を得たる後參入するなり。元老大臣等奏上の場合には侍従長先づ之を聞取りて參入し、後御沙汰に依り、本人自ら御座所に伺候するの定めなり。

先帝には御幼少の頃、中山邸に御成長あらせられたる以來、極めて質素なる生活

の御習慣ありて、洋式の華麗なる建築を好ませられざる御傾向ありたり。されば明治五年皇居炎上の後、廟議は洋式宮殿を新築するに決し、九年設計圖面を捧呈したるも、容易に許し給はず。伺ひ出づれば「追て〜」とのみ御誼ありて、御裁可無し。折柄有栖川宮歐洲視察を了へて御歸朝あり、具さに洋式宮殿の然るべきを言上せられたるも、依然御裁可無く、遂に十五年設計を變更し、京都御所の式を基礎として之に新式建築法を參酌せよとの勅命あり。斯くて漸く御裁可を得、表御殿は燒跡大奥は徳川時代の山里の茶屋の跡に造營すること、爲り、同年工を起して二十一年落成を告げたり。

斯る次第なれば、燈火の如きも、御座所には蠟燭、廊下椽側等には古風の瓦器に種油燈心を用ゐられ、女官の部處まで五六十間あるを、之も片側に網行燈を用ゐらるるなり。明治二十年陛下には皇后宮と共に京都市行幸の事あり、横濱より軍艦浪速に召されたるが、兩陛下共、此時初めて親しく電燈を御覽あらせられたり。當時同艦電燈擔任の一士官は、召されて御座所に參入し、室内に裝置せる電燈に就て、御説明申上げたるが、陛下には純白菱形紋羽二重の御衣を召して、寢臺の上に靜坐あらせら

れ、幾回も『點けて見よ、消して見よ』と御下命あり。御詮に従ひて電燈の明滅するを御覽遊ばされ『うむ、不思議ぢや、成程不思議なものぢや』と、深く感嘆あらせられたり。尋で件の士官は、皇后宮の御座所に伺候し、前同様御説明申上げたるに、皇后宮には眞紅の菱形紋二羽重の御衣を召し、寢臺の上に坐して御覽遊ばされ、頗る御満足の御様子なりしと、斯くて東京還幸の後、宮中に電燈を用ゐ給ふこと、爲りしが、明治二十四年二月議院が電燈より火を失して炎上せしかば、爾來常の御殿御内儀等には之を用ゐ給はず。瓦斯も故伊藤公より御勸め申上げたる結果、漸く用ひ給ひしも、或時恐れ多くも瓦斯の傘、陛下の御頭上に落ちたる椿事あり。爾來全く廢せられたり。夏季に於ても電氣旋風器、花入裝飾氷等を用ゐ給はず。從來氷の御用を蒙りたる日本製氷會社より、夏季毎日花入氷二本づゝを上納したるも、這是表御殿に用ゐられ、常の御殿に用ゐられたるものにあらず。又冬季に於てもストーブを用ゐ給はず。極めて粗末なる桐の火鉢を用ゐ給へり。溫度の調整は御座敷の一隅の孔より、冬は暖き空氣、夏は冷き空氣を送り來るの裝置あるのみなりき。されば夏季御居間の溫度は市街地の家屋に比し、五度計り低きに過ぎずと。陛下には總じて簡潔を

好み給ひ、御座敷には御愛玩の畫幅を掛け、内苑寮より差上ぐる花卉を生けさせ給ふの外、殆んど日用の調度、裝飾品など置かせられざりし趣にて、今回御病中七月二十三日午前十時頃御病室の一隅に紫袱紗を覆ひたる新らしき桐箱のありたるがふと御眼に觸れ『あの箱には何が入れてあるか』と御下問あり、何物も入り居らざる旨を申上げたるに『然らば邪魔なり取片付けよ』と御詮ありしかば、直ちに室外に移し參らせたりと。

御庭は廣けれども、多くは芝生にて、椽近く花壇あるの外、御殿附近に築山泉水等無く、遠く正面に木立あり、又右手に築山ありて小亭を設らへ、小瀑布を落しあり、樹木は野松、山楓最も多く、其他各種の喬木、灌木ありて四時花を斷たず。石は花崗石最も多く、大湖石、那智石も用ゐられ、池には水道の淨水を引く。石燈籠は勿論、花籠垣、網代垣も設へられ、支那の風光を模せる個所もあり、總じて幽雅なる御好みなりと。

曾て常の御殿を拜觀したる某大官の談なりといふに、緋の御毛氈は色稍々褪せ、御椽側の板戸は拭き込みある爲め、清潔なるも甚く古び、御椽外に三個の植木鉢を列べありたるが、其臺には形ばかりの脚を付けあり、蟲喰ひて誠にお粗末なり。日常

の御調度は何一つ置き給はず。某勅選議員會で常の御殿を拜見し、餘りの御質素に驚き、感激措く能はず。家に歸るや、惶惶として家人を一室に集め、常の御殿の御質素を語りて戒めたることありたり云々と。

### 御召物

先帝は毎年一月一日の四方拜には、衣冠束帯にて出御あらせられたるも、其他の御儀式は勿論、平素表出御の時も、總て大元帥の肋骨付軍服のみを召されたり。這は日清戦役の際、廣島に御進發あらせられたる紀念として、特に召させらるゝの思召なりしと傳ふ。海軍の制服は明治卅八年十月、東京灣に於ける日露戦役凱旋の大觀艦式までは、一回も御着用あらせられず。従前は軍艦乗御の際にも、陸軍の制服に、拍車の附きたる靴を召され、頗る御不便に拜せられたり。されば海軍當局者より屢々海軍制服御着用の儀を奏請したるも、陛下には新規の服を召さるゝを好み給はず。又元老などの間に、大元帥は御一人なれば、御制服も亦た二様を要せずとの議論唱へられ、旁々海軍の制服を召し給はざりしが、其後英國戴冠式其他各國の觀艦式な

どに參列して、英國皇帝は勿論、獨逸皇帝の如きすら、海軍の儀式には海軍の制服を用ゐらるゝの實際を、目撃したる人々歸朝して、海軍の儀式には海軍の制服を御着用ありて然るべしと唱へ、此說追々盛と爲りたり。斯くて卅八年の大觀艦式には、是非共海軍の制服を御着用あらせらるゝやう奏請したるに、猶ほ容易に御裁可無かりしが、時の海軍大臣山本伯も之には頗る恐縮し、愈々明日といふ前日、御前に伺候するや、陛下には其れと察し給ひて、『今日來たのは制服のことであらう、明日は着用することにしやう』とて、此時初めて御裁可あらせられ、爾來海軍の儀式には必ず海軍の制服を召させられたり。

常の御殿にては、フロックコートを召させらるゝの常にして、曾てモーニングコートを召させられたることもありたりと、御内儀にては白羽二重の御衣に、白縮緬の兵兒帶など用ひ給ひしも、常の御殿にて和服を召させられたるは頗る御寛ろぎの場合にて、極めて稀なりしと。

初めて洋服を御着用遊ばされしは、明治五年の事にして、此年西海巡幸の前、宮内官等に供奉服として、燕尾服を一着づ、賜はりしかば、横濱より獨逸人の裁縫師を

呼寄せ、各自寸法を取らしめしが、其中にて最も陛下の御體格に似たる某の寸法を以て、御召料を調進せしめられたり。是れ陛下最初の御洋服にして、金モールの裝飾を施せる今の華族服に似たるものなりしと。其後十九年頃より京橋區尾張町の山岸民次郎と同區加賀町の大谷義武とが御用を蒙り、各自二階の工場に注連を張りて調進したるが、三十年市中に傳染病流行せしかば、恐多しとて請願の結果、坂下門内に御服所を賜はり、爾來此處にて調進すると、爲りたり。御服地は、冬は黒色羅紗夏は白色リンネンにて、羅紗は従前輸入品を用ゐられたるも、近來は總て千住製絨所謹製のものを用ゐ給へり。又裁縫の際、寸法、假縫など、直接玉體に觸れ奉るを得ざるが故に、總て木型に據りて調進するなり。洋服御着用の際には、御肌着として、冬は純白毛メリヤスのシャツ、ズボン下、及同じ靴下を召され、春秋は半毛、夏は純白の麻又は絹メリヤスを召し給ひたるが、御シャツの大きさは三十六吋にして、御胸廻りは四十吋、御靴下は十吋なりしと。

和服は無論、緋など一切用ゐ給はず、總て白羽二重を用ゐられ、稀には無地の絹透綾なども召したることありしと。御襦袢は白羽二重の總真綿入にて、縫目の御肌に觸れざるやう仕立參らせたり。寢衣即ち御飛代は、白羽二重の總真綿入なり。御帶は白縮緬又は組帶を召し、御足袋は總て「おしたうづ」として、指の股の割れざるものにて、白羽二重真綿入のもの及紋羽二重又は白羽二重の綿を入れざるもの、二種あり。御寸法は曲尺九寸にて、紐を以て結ばせ給ふことあれど、多くは鑰匙（こぎ）を用ゐ給へりと。斯く和服は總て白羽二重の御定めなりしも、曾て薄色羽二重にて下前褌無し仕立と稱ふる仕立の和服に、薄鼠色の緞子の角帶を召し、御腰に象牙筒の煙草入を提げ給ひたることありたりと傳ふ。靴は深ゴムにて、キッド又はボックス皮製のものゝを調進せしめ給へり。草履はお二つ緒として、緒が先きに二つ附き居るものを召させられたりと。

夜具は白羽二重に真綿を入れたるものを用ゐ給ひ、上に純白羽二重のシーツを掛け參らせ、枕は白羽二重の上に、白天鷲絨の上被ひを爲したる圓筒形のものを用ゐ給へりと。

従前は軍服を一ヶ年六着、フロックコートを一ヶ月三着づゝ調進せしめ給へるが、日清戰役後は節儉の思召にて、唯だ必要に應じて御新調遊ばさるゝと爲り、近

年は一ヶ年二着乃至三着の御用ありたるのみにて、軍服の如きは數回修繕せしめて御着用あらせられたりと。メリヤス類も従前は一日限りの御用なりしも、日露戰役後は之亦た洗濯したるを召し、靴下も一週間一足にて御間に合はせ給へり。されば偉大なる御體格と絶間無き御精勵との爲め、ズボンの如きは御臂の邊り、御裾の邊りなど一ヶ月位にて摺れ損ずるの常なりしと傳ふ。

### 供御及御嗜好

先帝日々の御食事は、朝と晩とは御内儀に於て皇后宮と共に、女官の御給仕にて召上り、晝は常の御殿又は御學問所にて、侍従の御給仕にて召上りたり。御献立は朝と晝とが二汁三菜、夕は二汁五菜の御定めなりしが、二汁は味噌汁と澄汁となり。味噌汁は白味噌にて、汁の實は新宿御苑其他より納むる野菜を用ゐ、澄汁の實は鱈、鱈の如き總て軽く奇麗なる魚を一度湯出たる後入るゝなり。三菜は、一品は精進、二品は多く魚にして、其内、一品は煮物とし他は附焼などにて差上げ、材料は鯛を主とし、鯖、鰯などの如き品位劣等なる魚は無論一切用ゐ參らせず。又生の物を差上ぐるは

恐れ多しとて、刺身などの類は一切差控へ、鹽焼なども御所望無き限りは差上げざるの例にて、鮎の如きも甘露煮などにて差上げたるが、糖尿病を發し給ひて以來、全く砂糖を廢せられしかば、爾來魚類は多く鹽焼にて差上げたり。陛下が京都に在らせられたる頃は主として川魚を差上げたるやうなれど、近年は海のものも川のものも同様に差上ぐるの常なりき。割烹具中、鍋は總て銀無垢にて、其他も銀製のものを多く用ゐ。御食膳は概ね大膳職に於て調進するものなるが、大膳職には太夫一名、亮一名、屬八名、膳部長一名、膳部副長五名、膳部二十九名、庖丁二十五名ありて、日々の供御は膳部長献立書を作り、庖丁方之に據り材料の品書を爲して膳部掛に差出し膳部長之を檢したる後買上掛より魚精方に差廻す。魚精方とは精良なる魚類を調ふるの謂なるも、無論魚類以外の材料をも調ふるなり。斯く調へられたる材料は、庖丁方先づ庖丁を取り、斯くて調理さるゝや、侍醫の検査を経て、權典侍最後の御毒見を爲し、初めて御前に供へらるゝなり。御膳は白木隅折刳足の高膳、御椀御皿などは一切木器を用ゐられず、總て清水焼にして、菊、桐の模様を藍色にて施したるものなるが、維新前は一度供御に使用されたる食器は、悉く粉碎して箱に蓄積し置き、或る

分量に達するや、大阪天寶山沖に沈むるの定めなりしも、先帝には此制を改めて、一日毎に新しき食器を用ひられたり。

陛下には御食膳の品數多きを好ませられしかば、前述の御献立の外、別に御好みの品々を御内儀にて調進し、又は品書を爲して大膳職に命ずるの例にして、又各品毎に分量多きを好ませ給ひ、御食量は至て多かりき。御食事の時間常に御嚴格に渡らせられ、朝は七時、晝は正午、夕は六時の御定めにて、特別の場合の外、必ず此時間を守り給ひたるが、此御三食の間に、牛乳及鶏肉スープを五合入の銀瓶にて煮沸し、嚴密なる検査の上、上げたり。

料理は日本料理を好ませ給ひ、西洋料理は概ね一週に一度又は二度の御晚餐に召上りたるのみなりき。肉類の御嗜好は魚、鳥、獸の順序にして、魚は概して川のもの、を好み給ひ、就中鮎最も御意に適ひたり。此一事は以て陛下が其御嗜好如何に淡白に渡らせられしやを拜察するに足る。其他の川魚にては、鱈、鯉、鮒、鰻、泥鰌等多く御食膳に上れり。海のものにては主に鯛を召上り、鱧も御嗜好に適ひたるが、其他鱸、鱈、鮪、鮪、鮓、鮒等を差上げたり。鳥にては鶉最も御意に適ひ、鶏肉、鴨、雁、雉子等も召上りたり。

牛肉は餘り好み給はざりしやうに拜察されたりと。鮎は近き處にては多摩川、荒川、相模の狩野川、又遠くは美濃長良川、伊豆大仁の産を召上り、主獵寮にては毎年夏季長良川に於て御料の鶉飼を行ふの例なりき。長良川には明治二十三年より其川筋なる稻葉郡長良古津、武儀郡須原村、立花郡上嵩田村、上田の三個所を選び、延長一千四百七十一間の御料獵場設定せられ、平生鶉飼のみならず一般の漁魚を禁じられた。此邊最も多く鮎を産すといふ。是より前、明治十一年岐阜に御駐紮あらせられたることありし際、供奉の岩倉右大臣、其夜長良川に船を浮べて鶉飼を觀覽し、漁獲の鮎を陛下に献上したるに、殊の外御意に適ひ、又其後二十三年美濃多治見に御駐紮遊ばされたる際、富小路侍従より、同地の有司に命じて鶉飼の鮎を名古屋の行在所に献上せしめたるに、其地の者之を光榮とし、其夜更に一千尾の鮎を捕獲して行在所に献上せり。御獵場設定後は毎年七月より十月まで、四回乃至五回の鶉飼を行はるゝ例にて、其都度主獵寮より主獵官二名づゝ交代にて出張す。漁獲は無論極めて多く、其中より優秀なるもの數百尾を選びて氷詰と爲し、其夜直ちに急行列車を以て大膳職に送り、大膳職にては之を成るべく永く冷蔵し、様々に調理して供御に上

せ、鮎の季節後は粕漬などにて参らせ、四季曾て鮎を絶えしめたと無しと。本年よりは、新たに富山縣神通川に鮎の御獵場を設定せられたるも、一回も召上らずして崩御あらせられたり、鮎は琵琶湖の産を召上りたるが、琵琶湖の鮎は古より宮中に奉らるゝの例にして、比我意と稱へたるものなるが、先帝の格別御好愛遊ばされしより、何時しか、鮎なる文字作出さるゝに至り、又琵琶湖水産組合は毎年三月初旬より四月中旬に亘りて、産卵前四手網にて之を漁り、毎日一回づゝ氷詰と爲し急行列車にて大膳職に送り居たり。鮎は二十三年大津御駐紮の際、源五郎鮎獻上せられて御意に適ひ、泥籠は先年名古屋御駐紮の際、愛知縣知事より献上したる以來、同縣水産試験場より絶えず献上せりと。

野菜は頗る御嗜好あらせられ、就中天王寺蕪菁、白菜、蓮根、薑等を此上無く好み給ひ、従前は京都産のものを御取寄せ遊ばされしも、近年は新宿御苑より差上ぐるものを御食膳に上せたり。湯葉、蕨等も御好愛あらせられたりと。

果物はバナナ、最も御意に適ひ、常に新宿御苑にて培養す。其他佛國種水蜜桃及大圓(白色の茄子)を好み給ひ、密柑、林檎、梨、柿、パイナップル等も召上りしが、何れも主

に新宿御苑より納むるものを差上げたりと。

菓子(菓)は兩茂喜加志摩と稱ふる羊羹最も御嗜好に適し、汁粉も屈指の御嗜好物なりき。洋風のものにてはカステラ、三角形チョコレートの如きを召上りたり。宮中御使用の菓子は、日本風のもの、は京都より隨從し來れる赤坂の虎屋、又は有樂町の鹽瀬、西洋風のもの、は鍋町の風月堂より調進し、毎に前月廿五日までに注文書を交附するの定めにて、年額二十萬圓餘に上りたるが、這は總て下賜の用に供せらるゝものにて、兩陛下御料の菓子は、大膳職に於て調進するなり。今日まで、に宮中にて使用されたる菓子は、約一千種の多きを算し、新種の菓子には、兩陛下一々御命名遊ばされ、虎屋調進のもの、みにて、日影、三河の澤、亂菊、浪華津、御門饅頭等、廿餘種あり一説に、先帝には糖尿病を發し給ひて以來、甘味は多く藥品を用ひ給へりと傳ふ。

酒は日本酒を好み給ひ、灘の銀釜總花の銘打ちたる醇酒を用ひられ、三合入の銀無垢の瓶子にて差上げ、臣下に賜ふ場合の瓶子は錫製なり。洋酒は佛國産白葡萄酒を召上り、近年は御晚餐に之を二杯と制限し給ひたり。今回御病中に差上げたるはシャトウ、ラフイテと稱する赤葡萄酒にして、千八百八十七年醸造のものなりき。



煙草は總て柔きを好み給ひ、主に卷煙草を召上りたり。従前は内膳職にて謹製せしも、明治三十七年煙草專賣局開始以來、同局に於て調進することゝ爲り、四十三年十一月淀橋に新築されたる東京第一製造場構内の中央に、御料煙草製造工場を特設し、技師一名監督の下に、特に選抜したる專屬の男工二名、女工六名、日々製造に従事せり。此工場は建坪六十餘、浴場の設備さへあり、作業場の天井及室の三面は、恰も植物温室の如く障子板にて圍み、製造者の外何人も入るを許さず、必要に應じて外部より縦覽せしむ。總て清淨を旨とし、従事員は毎朝出勤するや、先づ浴場に入りて齋戒沐浴し、清潔なる白木綿の衣服と着替へ、上に作業服を纏ひて作業室に入るなり。作業中は一切談話を禁せられ、又口氣の直接煙草に觸れざるやう注意す。衣類は毎日作業後各自洗濯して干し置くなり。御料煙草の原料は純良なる國分、水戸を選び、其葉は頗る長年月を経たるものにて、卷刻の二種を調進し、卷は一個年六萬本内外なりしといふ。

茶は煎茶、薄茶共頗る好み給ひ、薄茶の如きは、一回に二三碗を召上ることありしと傳ふ。

## 御 讀 書

各種の上奏文書、在外大公使領事より日々外務省に達する電報其他の報告等、平素御手許に捧呈せらるゝ政務關係の文書は頗る多量なるも、先帝には一々之を御精讀遊ばされたるのみならず、猶ほ常の御殿御學問所等に於て讀書に耽らせ給ひ御精力の絶倫なる、二百頁内外の書籍は時を移さず御讀了遊ばされ、從て御所藏の書籍は和漢洋に亘りて頗る多數に上りたり。新刊書籍も献上せらるゝものは必ず御閱覽遊ばされたるのみならず、平素新聞紙などの新刊廣告に御注意遊ばされ、御閱讀の思召あるときは、侍從へ其内容を御下問あるの例にして、御買上ありたるもの甚だ少からざりしが、平素御愛讀の書籍は、古今歌集、平家物語、太平記、靖獻遺言、戰國策、資治通鑑等にして、概して歴史物を好み給へり。又陛下には常に内外の實況に通じ給はむ思召にて、毎朝御食事後の御休息時間を利用して、都下の重なる新聞紙を御閱讀あらせられたり。此等の新聞紙は侍從職に於て充分下讀を爲したる上、御手許に捧呈するの定めなりしも、醜惡恐懼に堪へざる三面記事の如きものあるの

外、成るべく其儘御覽に供ふるの常にして、陛下には一々綿密に御覽遊ばされ、記事に關して侍従などに御下問ありたること珍らしからざりしのみならず、元老大臣等の恐懼したることも少からざりしと。斯る次第なれば、御用濟の新聞紙は一切捨てしめ給はず、御參考の爲め、整頓して御藏に保存せしめ給へりといふ。

## 御製

和歌は宮中御法度に依り、天皇御行事の一にして、先帝には御幼少の頃より此道に御心厚く、最初は西三條季知卿を師とし、後八田知紀翁を點者と爲し給ひしが、明治十九年故高崎正風男を御歌所々長に任じ給へるに及びて、男を點者と定め給へり。陛下には日清戰役前は、未だ御堪能に渡らせられず、皇后宮の御歌に比して御點數低かりしも、同戰役後頓に御上達遊ばされたり。御製は隔月に三百首、四個月目に八百首程を御下げあり、總て掌侍小池道子、貴春と稱し、美濃紙の青摺二十行にて上部に菊花御紋章を附し、下部に「貴春の二字ある野紙(皇后宮御料のもの)は、飛香舎の三字あり」に謹寫し、侍従之を高崎御歌所長の許に持參するの順序にして、高崎所長

は禮装して拜見したるが、阪御歌所主事の談に、高崎翁は假令ひ筆を加へ奉るにしても、一首の中、二三位を御直し申上ぐるのみにて、一字も添刪せず、唯だ○又は、の點を附け參らす場合多かりき。現に、社頭祈世の御製の如き、翁の之を拜見せる當時、予は其の傍に在りしが、陛下の御詠み立てには、「とこしへに民安かれと祈るかな、我がよをまもれ伊勢の大神」とありしを翁は「祈るかな」とありては詞が絶れて面白からず「祈るなる」と改めて、直ちに「我世」に續かせたる方、めでたしとして、此二字のみを御直し申上げたり云々と。高崎所長の斯く拜見したる後、寄人參候など之を拜寫し、原書は之を返上し、寫本は表装して皇后宮の御歌と共に御歌所に保存したるが、御佳作傑作は之を書抜きて、高崎所長の手許に保存せり。陛下が和歌に御心厚かりしは、特に宮中に御歌所を置かせられたるを以ても拜察するに足るべく、萬機御親裁の餘暇、詠ませ給へる御製實に十萬餘首の多きに及びたりとの一事は、誠に驚嘆し奉るの外無し。東京帝國大學教師英人ロイド博士が、米國紐育インデペンデント紙の依頼に應じて、御製を英譯したることあり、又獨譯を爲したる者もありて、御文名は廣く世界に傳はりたり。

陛下には、斯く親ら歌道に御精勵あらせられたるのみならず、廣く御獎勵の思召にて、明治三年以後は新年毎に歌始御會を行はせられ、七年よりは新年毎に朝野臣民より詠進せしめ給ひ、十二年以降は此等詠進歌の秀逸五六首を、御前に披講せしめ給ふのみか、爾餘のものも、府縣別にて御手許に捧呈せしめ、其歌數數萬の多きに及ぶを、一々觀覽あらせられたり。又平素女官等に日々御題を賜はり、其詠進歌は毎夜皇后宮と共に之を御覽遊ばさるゝの常にて、這は今回の御發病まで、御繼續遊ばされたりと。

御製の今日までに世間に洩れ居るもの、數百首あれども、元來先帝には御製の公表を好み給はず。新年の御製の外は、一切觀慮に依りて公表せられたるものにあらずして、高崎御歌所長が、世道人心に益する所多大なりとし、獨斷を以て發表したるものなり。先年大隈伯が御製を掲載せる自著國民讀本を献上したる際の如き、陛下には直ちに高崎所長を召して御詰責あらせられたりと傳ふ。

左に御製五十首を掲ぐ。

新年祝言

新玉の年もかはりぬ今日よりは

民の心やいとゞひらけむ

四海清

沖つ波よりくる舟もとしぐくに

數そふよこそ樂しかりけれ

濱千鳥

しほ風をつばさにかけて冬の夜の

長濱づたひ千鳥なくなり

夢後郭公

ほとゝぎす鳴く一聲のうれしさに

今見し夢をわすれける哉

砂月涼

涼しくも月の光になりにけり

浪のあらひし濱のまさご路

夏 氷

厚氷もちほこふまにとけぬらむ

盛しうつはに水のたまれる

撫子露

はらはすば思はぬ方にかたぶかむ

露おきあまる撫子の花

月前巻

有明の月もさし入る窓の戸に

影さへ見<sup>ま</sup>てなくきりくす

馬上紅葉

鞭打たばもみちの枝にふれぬべし

駒をひかへむ岡越のみち

竹

笛となり弓矢となりてくれ竹の

松

よはさまくにかはり行哉

雲の上にたちさかえたる山松の

たかきにならへ人の心も

草

いふせしと思ふ中にも擇びなば

薬とならん草もこそあれ

孤島松

波たかき沖の小島のひとつ松

いつのよにかも根差初けむ

蝸牛

さゝやかに見ゆる家居も蝸牛

獨りすむには事たりぬべし

峯

大空にそびえて見ゆる高嶺にも

のぼれば登る道はありけり

親

たらちねのみ親のをしへあら玉の

年ふ経るまゝに身にぞ沁みける

親

國のためたふれし人を惜むにも

おもふはおやの心なりけり

子

思ふ事つくらふ事もまだしらぬ

幼こぞゝろのうつくしきかな

友

過をいさめ交して親しむが

まことの友の心なるらむ

人

人はたゞまことの道を守らなむ

高き賤しきしなはありとも

老人

老の波かづくにつけて思ふらん

浮きつ沈みつ渡り來し世を

天

浅みどりすみ渡りたる大ぞらの

ひろきをおのが心ともがな

行

世の中の人のつかさとなる人の

その行ひよたゞしからなむ

鏡

打むかふ度に心を見がけとや

かゝみは神の造り初めけむ

馬

うち乗りて雪の中道走らせし

手馴の駒も老いにけるかな

歌

思ふ事わりのまに〜つらぬるが

いとまなき世の慰めにして

心

ともすれば搔濁しけり山水の

すませばすます人の心を

玉

白玉をひかりなしとも思ふかな

磨き足らざる事をわすれて

塵

つもりては拂ふ方なくなりぬべし

塵ばかりなる事と思へど

折にふれたる

何事も思ふがまゝにならざるが

かへりて人の身の爲にこそ

教  
育

正しくも生ひ茂らせよ教へぐさ

をとこ女の道をわかちて

庭  
訓

たらちねの庭の教へは狭けれど

ひろき世に立つ基とはなれ

賤

おのが身を修むる道はまなばなむ

賤がなりはひ暇なくとも

賤家

賤がすむわらやの様を見てぞ思ふ

雨かせあらし時はいかにと

述懐

山のおく島のはて迄たづね見ん

よに知られざる人も有やと

讀書

今の世に思ひくらべていそのかみ

ふりにし書をよむぞ樂しき

筆

國のためふるひし筆のいのち毛の

あところ残れ萬代までに

披書思昔

暫らくはをさな心にかへりけり

手習

よみならひにし書を披きて

竹馬に心の乗りててならひに

おこたりし日を今思ふかな

誠

鬼神もなかするものは世の中の

人の心のまことなりけり

仁

國のため仇なすあだはくたくとも

いつくしむべき事な忘れそ

樂

千よろづの民と共に樂しむに

ます樂みはあらじとぞ思ふ

月前言志

我心いたらぬ隈もなくもがな

此よを照らす月のごとくに

述懐

國を思ふ道にふたつはなかりけり

戦のにはに立つも立たぬも

夜述懐

夏の夜もねざめ勝にぞあかしける

よのため思ふ事おほくして

折にふれたる

空蟬のよのためすゝむいくさには

神もちからを添ざらめやは

折にふれたる

端居してつき見るほども戦ひの

にはのあり様思ひやりつゝ

忠

空蟬の世はやすらかにをさまりぬ

我をたすくる臣のちからに

心

思ふにはまかせずとても人心

平なみかにこそあらまほしけれ

思往事

敷島のやまと心の雄々しさは

事ある時ぞあらはれにける

### 御馬術

先帝には御幼少の頃より、殊の外馬を好ませられたるが、正式に馬術の御稽古あらせられたるは、踐祚の後二個月、即ち慶應三年三月下旬の事なり。御指南役は戸田忠綱翁にして、小御所の御廊下に大坪流の木馬を据へ、三十日間御稽古遊ばされたり



主上が親ら馬術を御稽古遊ばさるゝは、當時にありては破天荒ともいふべく、日々女官等物珍らしげに集ひ來りて、喧しく笑ひさゝめきたりといふも理りなり。斯くて陛下には、織田兵部少輔より栗毛の馬を献上せしめ、戸田御指南役をして、四五回試乗せしめられたる後、初めて此生きたる馬に乗御あらせられたり。其後日々御馬場に出で給ひ、戸田御指南役は右側より左手を以て御帶を取り、右手を以て御左足を押へて、御稽古申上げたるが、其後間も無く、拔用新流の馬術者目賀田雅周も御指南役に加へられたり。

元來陛下には格別馬を好ませられたるに拘らず、兎角馬を恐れて、大事に大事を取り給ひ、御稽古の際、御料の馬を曳き來るや、毎に必ず「戸田乗つて見よ」と御下命あるを例とし、戸田御指南役、御召の鞍の儘之に乗り、御馬場を四五回往復したる後、初めて進め奉るの常にして、又乗御あらせらるゝや、必ず「後を押へよ」と御下命あり、依て戸田御指南役は前述の如く御帶を取り、御足を押へ奉るを例とし、追々御上達遊ばされたれば、其必要無しと申上ぐるも「其はいかん」とて、決して聽き給はざりしかば、斯の如くすること、凡そ三四年に及びたりと。

御料の馬は何れも温順なるものを選び參らせたり。最初は前述の栗毛次は戸田御指南役より献上したる栗毛にて、蝴蝶と呼ばれたるものなりしが、明治六年戸田御指南役の所有したる仙臺産の逸物、殊の外御意に入り、遂に献上に及びたるに、御感斜ならず。陛下親ら「大浪」と御命名遊ばされ、明治十六年まで十三年間、御鍾愛を蒙りたるが、追々老齡に及び、危険なりしかば、思召に依りて産地に送り、子をひきて三頭を得しも、親の如くならず、御召料たるに至らざりしと。大浪に次ぎて御召料たりしは金華山なりしが、明治廿五年頃宮中の御厩に於て斃れたるを、思召に依りて剝製し、今猶ほ主馬寮に存す。金華山の次は友鶴と稱し、現に宮中御厩にあり。此等御料の馬は、何れも内國産にして、陛下には一回だも外國産の馬に召されたることあらせられざりしと。

世間或は陛下が格別馬を好ませられ、又馬術は古今の名人に渡らせられたるが如く傳ふる者あり。明治三十六年大坂博覽會臨幸の際、最も長く玉歩を留め給ひたるは、馬匹館なりしと傳ふるを以ても、陛下の深く馬を好ませられたるを拜察するに足る。馬の御好愛が古今無比なりしの一事は、衆説の一致する所なり。

## 刀劍及美術品

八〇

刀劍は先帝御賞翫品の主たるものにして、就中備前物を好み給へり。皇室御所藏の刀劍は二三百口の多きに達し、陛下には毎月二三回づゝ、交代に御手許に取寄せ留め置かせらるゝの常にして、平素時々侍従などを御相手に御賞翫遊ばされたり。御所藏の刀劍中には、宗近、正宗、郷義弘、粟田口、鶴丸、菊一文字等稀代の逸品あり。殊に御愛玩の本莊正宗は、往年徳川家より献上したる名刀にして、装作を佩劍に改めて帯びさせ給へり。又枕刀には備前行平の作を用ゐられたり。新刀にも宮本包則、月山良一など、當代の名人が御沙汰を蒙りて鍛へ參らせたる逸物少からずと傳ふ。陛下御所藏の刀劍中最も著名なるは、先年當代の名工に命じて作らしめ給へる御佩刀なり。這は中身二尺六寸餘、其昔後鳥羽院親ら鍛へさせ給へる菊の御作にして、久しく其所在不明なりしが、故元田侍講圖らず手に入れて献上したるを、明治廿六年故加納夏雄、香川勝廣、中里則長、田村宗吉、故川の邊一朝、故片岡源二郎、富岡文太郎の七名へ、空前絶後の逸品を作り出でよとて、装作を命じ給へるものなり。全體の下繪は

前田健二郎之を承り、歴代天皇の御太刀并に徳川、上杉兩家相傳の名刀などを參酌して、未曾有の形を調へ、勅許を経たるものなり。全部を日の御座の御太刀に擬へ、頭目貫等に御紋章の菊花を彫刻し、目貫の上下に鳳凰雌雄の飾あり、縁には總て菊桐の唐草、鐙には菊花に鳳凰、攻金菊桐唐草、佩取菊花雲唐草、七ツ金同斷、柄は板金毛拔形にて桐唐草、鐔は桐の毛拔透し、切羽には菊桐唐草を鏤めたり。金具は總て純金にして、總量四百匁に餘り、當時の御料佐渡の金山より採掘洗鍊し、更に大阪造幣局に於て充分の洗鍊を加へたるものにて、之のみにも既に空前のものなり。陛下の御好みは、餘りに金色燦爛たらざるやうとのことなりしかば、加納夏雄大に意を用ゐて、悉く刻み放しと爲し、御袂紗摺れにて自然に光澤を現はすやう作り參らせたるが、金具の鍛金は田村宗吉、菊桐唐草の彫刻は香川勝廣、菊花御紋章は中里則長、之を承り、加納夏雄は鳳凰彫刻其他全體の指揮を擔任せり。鞘は蒔繪及螺鈿の菊花御紋章散らしにて、塗師は富岡文太郎、蒔繪は川の邊一朝、又螺鈿は片岡源二郎之を承り、其數兩面合せて三十なり。二十六年七月十三日著手し、二十九年十二月八日に至りて竣成したるが、此年月は鐔の裏に刻まれありと。

八一

陛下には美術工藝品にも御趣味淺からず渡らせられ、日常御座所に掛け給ふ畫幅は、毎週二三回取り換へ給ふの例なりしと。概して純日本風のもを好み給ひしが、近年は油繪にも御趣味ありたり。日本畫にては特に四條圓山の流派を好み給ひ就中應舉最も御意に適ひ、又立體物にては動物を最も好み給へり。油繪じみたる日本畫及浮世繪風のもの忌ませられたりと。明治三十五年十二月四日、日本美術協會の展覽會に臨幸の事あり。午前十時半御着「直ぐ見る」として御休憩も無く、御巡覽遊ばされたるが、既にして午前供覽の豫定了りたれば、田中宮相より御晝餐を申上げたるに「何時なりや」と御下問あり、十一時四十分なる旨を申上ぐるや「まだよし今少し見やう」として、遂に一時二十分まで、御休息も無く御覽遊ばされ、加賀太聖寺の山田長三郎出品にて、鐵の打出物なる鶏の雌雄特に御目に留り、此二個にて重量三百二十目なるを、陛下には白き手袋の御手にて「軽いものである」として持上げ給へり。其より御晝餐を召されたるが、其間も大なるものを除く外、主なるものを悉く御座所に運ばしめ、供奉員を御相手に、室外にも漏るゝ計りの御聲にて、種々御批評遊ばされ、御用品と爲るべきものを撰擇し給へり。斯くて暮近く爲りても

還御の御模様更に無し。供奉の面々は馬車にラムプの用意無きを、又協會にては瓦斯電燈の準備無きを、何れも氣遣ひて、氣が氣ならざりしと。

斯く御趣味深かりしも、陛下には決して溺れさせ給ふこと無かりき。曾て御内儀に應舉の三大傑作の一なりと聞えたる楊貴妃の畫の掛けありたるを、御覽あらせられ「之は替へよ」との御詔ありしかば、女官は直ちに之を取替へたるが、其後一年半程を経て、再び此畫の掛けありしかば、陛下には「何故復た之を掛けたか」と少しく逆鱗の御氣色なりき。後某女官より「あの御幅が一番に美はしき様拜見致し、ますが何處が悪いので御座りますか」と伺ひしに「楊貴妃は唐の妖婦であるを、玄宗帝を誤らしめたるものである。君主の掛ける圖で無い」と、宣はせられたりと傳ふ。

書畫、刀劍等御物の取扱は、侍従に御書物掛、御刀掛其他夫々擔當ありて之を承はり、特に御手近の品々は女官之を承はるなり。宮中にては毎年七八月の交、御蟲干の事あり。侍従女官等之を承りて、豐明殿其他夏季御使用無き御殿に御物を展列するの例なり。

## 御意匠及御細工

先帝が御五歳の時『らい公に書いて取らせる』とて、半紙に書き、御乳人木村羅伊に賜はれる『らい』の二字、御九歳の時中山家の勘定役福井治一に『ぢゝの顔を描いてやらう』とて、其場に在りたる筆を取り、戯れに描き給へるスケッチなど、何れも見事なる御出来榮なり。平素近侍の者に『明日は其方の亡父の命日ぢやのう』など宣ひ、然る旨を申上ぐれば、其翌日には必ず靈前へ供物を下し、賜はるの常にて、其供物は全く御自身の御意匠に出で、賜はる家の定紋を模様化したるものなどにて、慶事の場合にも、同様種々の御意匠品を賜はりたりと。日清戦役の際、廣島大本營は極めて質素なるものにて、御座所の如きも何等裝飾品の、御眼を慰め奉るもの無かりしが、或日戦地より分捕品を献上したる中に、敵將の用ゐたる長き鞭と鎧とありしを、陛下には御感斜ならず、軍務御繁忙の折柄なるに、此分捕品を以て花瓶を御考案遊ばされ、鎧の中央に炮管を取り付け、鞭にて吊し、日々種々の花を生けて御愛翫遊ばされたりと。又數年前佐々木高行侯より朱樂を献上したるとありしが、頗る

御意に入り、煙草入を作り給はむとて、御手づから小刀を以て肉を抜き取り、灰を満し、絹糸にて五個所を縛り、干し固めたる後、蒔繪を施し給ひて、見事なるもの出来上りしが、後之を山縣公土方伯等に下し賜はりたり。然るに、陛下には朱樂のみにては満足し給はず、或時南瓜を干し固め給はむとて、糸にて縛り、御簪先に吊し給ひしが、一夜非常の物音したるを御覽遊ばされしに、件の南瓜腐りて地上に落ちたるなり。又臺灣産の大なる朱樂を干し給へることありしが、這は頗る御苦心の結果、見事に出来上りたりと。斯る次第にて陛下には往々御陪食を賜はる西洋料理を、親ら御献立遊ばされたることもありたりと傳ふ。

## 酷暑と嚴寒

一昨年盛夏の事なり。侍臣等暑氣に苦みて、何れも思はず『暑い〜』と口にし居たるを、先帝聞き給ひて、直ちに御筆を取らせられ『暑しともいはれざりけり沸かえる水田に立てる賤を思へば』と詠みて侍臣等に示し給へり。又七八年前の八月初旬、或日暑氣稀に酷しく、侍臣等何れも苦悶に堪へざりしかば、玉體を憂懼し奉

りて、侍醫より御避暑の儀を奏上したるに、陛下には唯だ領かせ給ふのみにて、何の御沙汰も無かりしが、其後又々前にも増して酷しきことありしかば、再び御避暑を御勸め申上げたるに、『暑いとか寒いとかいふのは心の持ちやうである』とて許し給はざりき。嚴寒も同様にて、日露戦役の際の如き、煖爐、炭火などを近付け給はざりしかば、侍従、女官等拜するに忍びず、せめては炭火のみにてもとて、御勸め申上げしに、『左様の事を申してはならぬ。朕の忠良なる臣民は今滿洲の白雪中で身命を賭して戦つて居るでは無いか』と宣ひ、斷じて許し給はざりき。陛下には御忍耐力非常にして、如何なる酷暑、嚴寒に於ても、『暑い』『寒い』など宣ひたること御一代に一度も無く、現に今回の御大患中にも、一回だに、『苦しい』など宣ひたること無かりし由、藤波言忠子の談に見えたり。されば御避暑、御避寒の如きは、從來數々、侍臣は固より元老、大臣等より奏請したることありしも、決して許し給はず。唯だ明治六年八月奏請黙し難く、遂に函根宮の下なる奈良屋を御旅館として、御避暑ありしも數日にして御歸京遊ばされたり。是れ御生涯唯だ一回の御避暑たりしなり。

## 皇后宮

皇后宮は明治元年十二月廿八日、御年十八歳にて、一條家より入内遊ばされたるなり。其猶は一條家に在らせられたる頃より、國學、漢學の御造詣深く渡らせられ、入内後も時々御居間より、四書五經など御閲讀の御聲幽かに洩れ聞えたりと傳ふ。立後の當時は、主上猶は御若年に渡らせられしかば、諸事御相談の御相手とも爲り給ふべき婦人を、皇后宮に選み奉らむと、重臣等百方詮索の結果、御入内おらせられたる次第なれば、主上の萬事に馴れ給ふまでは、皇后宮の御内助に依りて決し給へること多かりしと、されど皇后宮には飽く迄御淑徳高く渡らせられ、平素主上の、ふと文字を御失念遊ばされて、皇后宮に御下問ありしこと少からざりしが、斯る場合に、皇后宮は御自身御承知おらせらるゝとも、決して直ちに答へ上げ給ふこと無く、必ず『如何様に書きましやうか』とて、御座右の字引などを取り、件の文字を出し給ひて、『斯様に書いて御座います』と、捧げ御覽に入れ給ふの常なりしと。

皇后宮が主上に事へ給へる御心盡しの程を承らば、世の婦人、多くは慚死せむ、其

一例は明治六七年の交、即ち時勢は未だ封建時代と大差無く、上流婦人の屋外運動など思想にだに無き時に於て、主上の思召とありて、綺羅にも堪へ給はざる御身を以て、乗馬の御稽古あらせられたる御事なり。當時婦人用の乗馬服、鞍など内地に無ければ、特に歐洲より取寄せられ、御指南役目賀田雅周、體軀小に、性温順なる駒を調教して御召料に參らせ、日々御内馬場即ち御内儀の庭前に於て、女官を御相手に御稽古遊ばされたり。斯くて恐多くも、前後二回御落馬遊ばされたるに、猶ほ廢し給はず、三四年の間御苦心遊ばされ、御術も一廉の域に達し給へりと。平素毎朝七八時の頃、必ず主上の御前に伺候し給ひ、朝餐を共にし給ふの御定めにて、晝夕の御食事も主上が御都合にて御食事時間に入御あらせられざる時は、二時間にて三時間にて、御待ち遊ばざるゝなり。主上には格別汁粉を好ませ給ひしかば、御内儀に於て調理して進め給ひ、供御の如きも、大膳職より奉るものゝ外、親ら日々御苑内紅葉山の菜園及温室に成らせられ、御手づから培養し給へる野菜などを、女官等に摘ませ、御内儀に於て調理して進め給へり。又何處へか行啓遊ばざるゝ時は、還啓の後、必ず御見聞を主上に御物語遊ばざるゝの常にして、若し還啓の時刻後、ゝときは、主

上には皇后宮の御居間に成らせられ、『まだか』と尋ね給ふと少からざりしと、曾て主上御鍾愛の狗あり、往々内殿に伺候する人々に飛びかゝり、中には恐怖する人も少からざりしが、此事何時しか皇后宮の御耳に入りしかば、早速件の狗を下げ給ふやう、御直奏遊ばされしに、主上には直に御嘉納あらせられ、其頃某元老に對し、『皇后も事理は辨へて居る』と御物語ありし由、末松兼澄子の談に見えたり。皇后宮御日常の事を承はるに、朝は六時頃御起床遊ばされ、夜は十一時前後御寢あらせらるゝの例にて、冬季には衛生の爲め、御就床前鹽湯を取らせらる。概して暑氣に對しては強き方に渡らせらるゝと傳ふ。御食事は京都風の料理を好ませられ、西洋料理を好み給はず。魚類にては鮎、白魚等御嗜好に適す。御晚餐には、侍醫寮の御勧めにて、消化を助くる爲め小量の葡萄酒を取らせらるゝの例なり。午後には水菓子召上るとなどある外、一切御間食遊ばされず。御召物は、洋装は葡萄色其他薄色を召し給ひ、日本服は緞子、縮緬其他種々の品を用ゐ給ふも、主に羽二重の京染にて、四季とりゝの草花を、鮮かに染出したるものを召す。御愛讀の書物は源氏物語にて五十四帖の大部を殆んど諳誦し給ふ由なるが、其他平家物語の如きも御意に適ひ

又歌書にては古今集を御愛讀遊ばさると傳ふ。

九〇

### 常侍の感想

戸田忠綱翁曰く、予は先帝に馬術の御指南を申上ぐるに至りて、日々御前に伺候せり。陛下には諸事年と共に御圓熟遊ばされ、殊に近年は頗る御圓満にて、例へば臣下が敬禮し奉る場合の如き、必ず御會釋を賜はり、其溫容名狀すべからざるものゝあらせられたり。されど陛下には飽くまでも謹嚴に渡らせられ、常の御殿に於て拜謁する場合にも、御椅子に召され、儼として身動きだに遊ばされず、端正寛語、誠に敬服の外無かりき。固より思召を伺ひたるにはあらざるも、斯く謹嚴苟くもし給はざりしは、蓋し「朕は神なり」との御信念深甚なるものゝあらせられたるに因らむ。此御信念は如何なる時、如何なる事にも作用したるなり。陛下御壯年時代には、常の御殿御苑内の御茶屋などにて、屢々御酒を賜はりたるが、陛下には御酒氣の漸く加はるや「朕が注いでやる」とて、御手づから瓶子を取らせ給ふなり。恐多けれども、御辭退は失禮なれば「恐入りました」とて、盃目八分に、恭しく受け奉るなり。元來宮中

の盃は徑三寸内外の大盃しにて、量頗る多し。吾々仲間ならば、もう澤山など、言ひ盃を上げて辭することを得るも、斯る失禮は無論申上ぐべきにあらざれば、唯だ靜かに御受け申すを、陛下には波々と注ぎ賜はるなりき。斯くて此御盃を、若し其儘頂戴せずば、頗る御機嫌麗しからず。又若し見事に乾せば、直ちに「もう一杯」と御詔あり、恐縮なれども御辭退するを得ず。又々前の如く頂戴するなり。斯ること殆んど連發の有様にて、陪侍者何れも追々酩酊に及ぶも、其頃陛下には豪酒に渡らせられしかば、何時までも自若として御物語あるの常なりき。既にして遂に座に堪へざる者、陛下の御眼に觸れざるやう、窃かに落伍し退出するを、後に至りて陛下之に氣付き給ふや「隠れたな」など宣ひしも、斯る際には陪席の者より「一寸據無く失禮致しました」と申上ぐるを常とせり。此時なり、流石に一天萬乗の君なり。斯る場合陛下には決して「呼んで來い」「索して來い」など仰せられたることは無く、唯だ「うむ、さうか」と頷き給ふのみなりき。深く御酒を召されたる時さへ、陛下には斯くあらせられたるなり云々と、又侍従日野西資博氏の談なりといふに、陛下には平生極めて嚴格に渡らせられ、大輿に於ても寛ろぎ給ふことは頗る稀にあらせら

九一

れたり。然るに常に御側近く侍したる吾々は、恐多きことなれども、御心安く御願ひ申し居たりしを以て、少しも窮屈に感ずるが如きこと無かりし云々といへり。

### 宮中の女官

先帝御在世の當時宮中に奉仕したる女官は、典侍二名、勅任權典侍三名、掌侍三名、權掌侍七名、權掌侍取扱一名、權掌侍心得一名、命婦二名、權命婦六名以上奏任、女嬬五稱名、權女嬬二名、雜仕二名以上判任にして、此外針女、履女中等數十名なり。以上の名は何れも官名なるが、別に權典侍以上を典掌侍以下を内侍と稱する慣習あり。典侍は皇后宮を輔佐し奉るものにて、行啓の際御陪乘を仰付けらるゝなり。權典侍は御召仕と稱し、主として御身邊の御用を勤むるなり。掌侍及權掌侍は神事の掛りにて、三種の神器を奉置する賢所、歷代天皇の御靈を祀れる皇靈所及八百萬の神々を合祀せる神殿の御用を勤め、祭典を行せらるゝ際には御代拜をも承はるなり。命婦は種々の役向ありて、皇后宮行啓の際御馬車の直ぐ後に陪從する馬車の裡に洋装の女官を見るは即ち之にて、御上の御用の外、典侍、權典侍等の用向をも勤むるなり。權

命婦は命婦を輔佐するものなり。女嬬は御道具掛、御膳掛、吳服掛、中仕、有筆等の御用を分擔す。御道具掛は兩陛下の御調度の整理、手入等を勤め、御膳掛は食事を擔任するものにて、大膳職より奉進する供御以外に種々の御召上り物を調進し、吳服掛は兩陛下の御衣服の調製、手入等を勤め、中仕は御内儀と皇后宮職との間に立ちて取次を爲し、有筆は會計を擔當するなり。權女嬬は女嬬を輔佐するなり。雜仕は兩陛下の御飯を炊くなり、斯くして宮廷の事、其内事たると外交たるとを問はず、大部分は之を女官の手に委す。女官の權勢に流るゝや、誠に自然にして、維新前に於ては、外間の想像だも及ばざるものありたり。當時宮中に於て、妃嬪等の室外に出づるや、『お塞がり』と呼び、男子の沿道に在るを許さず、何人も其姿の見ゆると同時に、處撰ばす間近の室内に之を避くるを要したり。慶應元年十二月九日王政復古の大號令と共に、特に女官に對して、新政を遵奉すべき旨諭告を下されたるが如き(一一一頁參照)明治四年八月一日女官の大更迭を行へるが如き(三七頁參照)皆是れ女官の權勢、動もすれば宮中府中の限界を紊し、施て大政を禍するが爲めならずむばあらず。女官は總て皇后宮の御統轄に屬するものにして、今や其秩序節制の整然たる、到底之



を諸外國の宮廷に見る能はずと稱せらるゝもの、全く陛下坤徳の然らしむる所たるは申す迄も無し。

近衛歩兵第一、二聯隊兵營の前なる故北白川宮御銅像と相對して、通用門と稱する門あり。此門を入れれば、直ちに垣々たる一直線の大道路にして、兩側に紅葉と櫻との植混せの並木あり、所謂御馬場即ち之なり。左手は蓮池越しに中央氣象臺を望み、右手は吹上御苑の池より出で來る、山吹の流れを隔て、鬱蒼たる古木の森なり。此森の南に漫々たるは紅葉ヶ池、其上に聳へて紅葉の老樹繁れるは紅葉山なり。此紅葉山の麓に方り、道路に面して古色蒼然たる大衡門あり、守衛警護す。之を入る、數間にして、嚴めしき玄關あり、玄關の左に連る長さ百間幅二十間餘の白壁の平家は是れ即ち女官部屋なり。

女官部屋は厚き壁にて割されたる局に分れ、局の數は目下十七にして、夫々一定の名稱あり。弘樹ひろき典侍、從三位、高倉壽子たかくら菅命婦、從五位、西西子の類なるが、平素其姓名を呼ばず、局の名を呼ぶの習ひにて、『弘樹ひろき典すけ』、『菅さま』など言ふなり。局の名の二字なるは華族、一字なるは士族にして、權典侍以上は侯、伯の公卿華族、掌侍は子、男の

華族中より召され、以下何れも相當の名家より召出さるゝなり。女官中局の名無きものあり、權典侍今園文子、權掌侍北島以登子、權命婦木下卷子、其他四五名にて、這は何れも外交を勤むる人々なり。

宮中の高等女官は、總て其勤務時間中は洋裝を爲すの定めにて、勤務時間を終へて初めて袴に緋の袴といふが如き服裝に改むるなり。近年洋裝和裝殆んど相ひ半ばし、和裝は平素は白羽二重の小袖に、切袴と稱する踵までの緋の袴、又儀式の際には緋の長袴を着用するなり。

女官等は、身苟くも其官職に在る以上は、良人を持つ能はざるは勿論、終世宮仕へする覺悟にして、兩陛下を君とも親とも思ひて仕へ參らすなり。勤務の苦心は固より、同僚間の關係も、例へば毎朝御前伺候の際などに相ひ逢ふや、極めて叮嚀なる辭儀を爲したる後、『お早う御座います』と述べて辭儀、『今日は好いお天氣で御座います』と述べて辭儀、『只今御伺候で御座いますか』と述べて辭儀、『御變りは御座いませんか』と述べて辭儀、凡そ一言一句、必ず辭儀を爲すの習ひにて、又上級下級の區別極めて嚴しく、典侍などの廊下を通行するに、命婦等の行逢ふや、其姿の

見ゆると共に、其場に平伏するを例とし、立ちたる儘にて會釋を爲し言葉を交はすなど、思ひも寄らぬことなり。斯る次第なれば、何れも其日の勤務を終へて局に歸り初めて安息を得るなり。

局の間敷は三室乃至六室にて、別に玄間、臺所あり。各室の疊敷は典侍の局の例を以て之を言へば、八疊六疊四疊半及三疊にて、大小宜しきを得、又官職に依りて間敷を異にするは無論なり。各局の主人は小間使、下女などを召使ひて、獨立の生活を爲し、所謂女世帯なり。局の裡は有繫に數寄を凝らしたるものにて、床には、四季折々の花絶ゆること無く、琴、茶の湯の道具、歌骨牌、双六盤、羽子板の如き日常慰安の道具は固より、五節句其他年中行事一切の道具、何れも金蒔繪、金梨地等の見事なるものにて、何一つ缺けず備へらるゝなり。四季何時にても、天氣好き日には、女官部屋の庭より、優しき追羽子の音、附近の寂寞を破りて聞ゆるが常に、し床しくも又哀れなりといふ。

女官が芝居、相撲などの趣味無きは、其境遇上當然にして、何れも平素主に謠曲、生花、茶の湯などを樂みと爲し居れるが、其最も大なる慰安は、實家より來る手紙、贈物

等にて、宮城坂下門の入口に、年頃の美人が紫袂紗の包物を、重げに下げて人待ち顔なるは、常に目撃する所にて、皆是れ件の實家の人々なるが、土曜日又は日曜日の午後最も盛にして、上は典侍より下は傭女中に至るまで、百數十名の實家より、誰の誕生日、誰の命日、さては彼岸、節分など稱して、鯨、牡丹餅、團子等を作り、重詰めと爲して下女などを使はず令嬢、奥様等自身之を携へ、服裝の如きも先きの人の體面に關るとして、綺羅を飾りて持ち來るなり。門前に到り、守衛の誰に逢ひ度きやと尋ぬるを、姓名を言はず、『早蕨の典』、『杜若さん』など局の名を以て答ふるを例とす。斯くて守衛は一先づ皇宮警察本署に電話を以て其旨を通じ、本署より更らに電話にて夫々局に告ぐる定めにて、局にては此報に接するや、早速小使をして、此來訪者に貸與すべき門鑑を持ちて走らしむるものなるが、此門鑑の手に入るまでの時間は、短くも一時間、長きときは二時間の餘に及ぶこと珍らしからずといふ。實家よりの贈物に次で、無聊を慰め、日常の用を辨せしむるものは、一種の酒保にて、女官部屋の隣に帶劍の守衛警護せる一廓即ち所謂『商人溜り』と稱するもの之なり。専ら女官を顧客とせる一種のテバートメント、ストリアにして、魚類、辨當などを除くの外、吳服物

洋小間物等を首め、菓子、汁粉の類に至るまで一切其需に應ず。營業時間は午前八時より午後四時迄にして、休日無し。賣揚高の最も多きは三越にて、一日三四百圓に及ぶことあり、菓子は鹽瀬最も繁盛し、一日二三十圓、少くも五圓を下らずといふ。女官等は自ら此店に來らず、又直接に其店員に會はず、各自召使をして所用の品を取らしむるなり。

女官等の使用する言葉は、總て京都御所時代の宮中語にて、父君は「何父様」母君は「御母様」又飯を「おはん」椽側を「お馬道」米を「打撒」酒を「お獻」鯛を「おひら」鰈を「えもじ」葱を「ねもじ」などいふなり。主上も皇后宮も、總て此言葉を用ひ給ふものにて、新來の女官は務めて此言葉に馴れむとし、又馴るゝことも早しといふ。

### 軍艦乗御

明治五年四月、伊東祐磨艦隊指揮として、龍驤、日進の諸艦を卒る、品川沖に碇泊したることあり、月の廿八日先帝該艦隊に臨幸あらせられたるが、是れ陛下の軍艦に

乗御遊ばされたる最初にして、當時陛下には白の御衣に緋の御袴を召し、冠を戴かせ給ひ、供奉員は岩倉、三條、大久保の面々にて、御濱御殿よりボートに召し、約五哩の海上を小蒸汽船にて曳船し、參らせ、斯くて龍驤に移御、横濱に行幸遊ばされたるが、龍驤に復御あらせられたる頃より、天候俄かに險惡と爲り、三千噸の鐵艦は錨を入れず、波濤に揉まるゝこと四時間、陪乗の供奉宮内官等は何れも船暈ひ倒れ、一人として上甲板に昇り出づる者無かりしに、陛下には少しも亂れ給はず、熱心に猿島附近の艦隊大砲射撃を御覽あらせられたり、應て船暈を免れたる坊城式部長、片岡利和、を有地品之允等の御給仕にて、艦上に於て御晝餐を召させられ、午後各種の操練櫓はせられたる後、再びボートに召し、伊東指揮以下艦隊乗組員一同奉送して、御濱御殿に還幸あらせられたるが、非常の御満足にて、一同に拜謁を仰付けられしに、當時海軍創造の際とて、敬禮の事も未だ何等の規程無かりしかば、如何にして敬意を表せむかと、相談に時間を費す内、出御との警蹕に一同驚き、大禮服の儘土下座して拜謁せりといふ。

明治十四年北海道巡幸の際、陛下には青森より函館まで軍艦扶桑に召されしが

當時扶桑にては陛下の乗御とありて、艦長以下一同大禮服の正装を爲せしかば、作業上の不便言ふべからず。艦を抜きて出港するや、間も無く海上凄まじく荒れ出したり。然るに當時のことなれば、單に客船の任務を果すのみなりといふが如き考無く、唯だ一途に御召艦なりとの考にて、滞無く水師準備を爲せしかば、艦體の動搖殊に甚しく、陛下には恐多くも船暈遊ばされ、青森より函館に至るまで一食をも取り給はざりしと。

## 能樂

英照皇太后には能樂の御趣味深く、京都御所に在らせられたる當時謠曲の御稽古あり、又青山御所には能舞臺さへ御新築遊ばされたる程にして、先帝にも御幼少の頃より、能樂を御覽遊ばさるゝの機會多く、從て御趣味も深く渡らせられたり。平素御用の書籍は御書庫より取出さしめ、御用濟の上は直に入庫せしめらるゝの例なるに、謠曲本は常に御居間に置き給へりと傳ふ。維新に依り能樂師は何れも祿を失ひ、其困乏誠に甚しく、爲めに此本邦固有の藝術も、或は衰滅せむ形勢なりしが、故

岩倉具視公深く之を惜み、明治九年四月、自邸に陛下の臨幸を仰ぎたる際、梅若實、實生九郎を招き、前田利齊侯、同利豊子と共に、能數番を演せしめて天覽に供したり。

其後青山御所にては、時々能樂の御催ありて、先帝及皇后宮を御招待あり、又鍋島島津、大山、蜂須賀、土方、寺島等諸邸にても、臨幸の際能樂を天覽に入れたり。然るに陛下には二十九年青山御所に於て御覽あらせられたるを最後として、翌三十年英照皇太后崩御の後、絶て天覽能の事無く、唯だ皇后宮の時々九段能樂堂などに行啓あらせられ、還啓後御物語あるを聞召さるゝのみなりしが、一昨年七月八日前田侯邸臨幸の際、能樂を御覽に入れ奉れり。是れ先帝天覽能の最後なりき。東京に於ける天覽能は明治九年岩倉公邸臨幸の際を最初として、前後十九回約六十番計りにして、梅若實、實生九郎は各十七八番の御覽を賜はりたり。陛下には二百番の曲目中、一として、通解遊ばされざるもの無く、天覽の際には如何に長時間に亘るも、絶えず熱心に御覽遊ばされ、又時に鮮かなる仕手の型を戯れ真似給へることさへありたり。斯る次第にて、御眼識も非凡に渡らせられ、一昨年前田侯邸臨幸の際の如き『古き名人の次第に凋落し行き目馴れたる實や九郎の藝も既に過去の思出となりたり』

との御言葉ありて、深く之を惜ませ給ふ御氣色なりしと。當時天覽を賜りたる櫻間伴馬の崙に曰く、當日は前田侯邸の舞臺開なりき。元來舞臺開には翁、神歌など神事ものを出すを能樂界の式例とす。然るに最初の能に予の俊寛をとの御差圖ありたり之は其前九段に於て行啓能の折、俊寛を勤めたるに、甚く皇后宮の御意に召し、其御物語ありし爲め、主上も特に予の俊寛をと仰せられたる次第なりと拜承せり。俊寛の筋は無辜の臣が配所の月に嘆くものにして、平素臣下に對して大御心深き主上の血あり涙ある御心が特に此曲を選ばせられたるならむ、感激に堪へず云々と。

### 天覽相撲

明治十七年三月十日芝延遠館に於て、時の諸官署高等官の催しにて、相撲天覽の事あり。先帝には當日午前九時三十分御出門、延遠館に臨幸あらせられたるが、玉座は庭に面したる座敷の裡に設け、後に金屏風を建て廻はし、前檐に紅白綸子の幕を高く絞りたり。玉座の左右には侍従の座席を設け、一段下りて左右の椽を、皇族、大官、外國公使等の席に充てたるが、此椽に續き、左右へ斜に折曲て凡そ三十間計りの觀

棚を架し、又此觀棚の前の土間にも毛布を敷きて陪觀者の席を設けたり。土俵場は玉座前の庭中に築きたるが、古實に則り破風造りの檜葺にて、紅白綸子の水引幕を張る。東西の花道は青竹の四ツ目籬を結び、中間に敬禮所を設く。此籬に菊と櫻の剪綵を挿み、勝を得たる力士は行司より此剪綵一枝を授けられ、頭に挿して退くの定めなり。初め十六番までの行司は通常の如く肩衣姿、其後は古式の如く烏帽子に素袍の袖を絞りて勤め、行司も力士も、場に上るとき花道の敬禮所に於て、玉座に向ひ拜禮して進む、退くときも亦同様なり。呼出奴を用ひず、土俵の東西に行司一人づゝ坐して取組力士を呼ぶ。此勝負を判する行司は別に玉座に對して立ち、力士の場を上り相對するとき、兩力士の名を呼ぶは通常の如し。第十三番目に於て、二段目力士までの土俵入りを行ひ、第二十番目の次に、飛附き三番勝負を行ふ。勝を得たる力士へは、剪綵の代りに金一圓づゝを賜はることゝせり。中入晝餐後、井筒、伊勢ノ濱の勝負の次に、幕内力士の土俵入りを行ひ、次に梅ヶ谷今の雷權太夫、其頃允可を受けたる横綱を張りて方屋入を行ひしが、大鳴門露拂を爲し、劍山太刀持を勤めたり。三力士の化粧廻は紫羅紗の地に白の龜甲を縫ひ出し、又太刀は銀作りにて、鞘は梨子地に

九曜星の金蒔繪を施したるものなりき。横綱方屋入了りて、再び取組に移り、梅ヶ谷が西の大關若島を叩き込みて結びの後、御好み十數番幕下の飛附等ありたり。陛下には御機嫌麗はしく始終熱心に御覽遊ばされ、閉場後、年寄力士等に酒肴を賜はりて、還幸仰出されたるが、雷權太夫の懷舊談に曰く、玉座と土俵とは僅かに四間を隔つるのみにて、陛下には、軍服を召し、前に卓子を控へ給ひ、熱心に御覽遊ばされたり。力の入る相撲には、玉體を前に乗り出し給ひ、御手を以て卓子を叩かせらるるを拜見せり。自分は御好みとありて、大達と取組みしが、大達は當時前頭の二枚目にて、將に三役に入らむとする日の出の勢にて、双方今日を晴れと眞劍に立合ひたるに、勝負付かず。斯くて水が入り、其後も双方飽くまで勝身に行きたるも、依然勝負付かず。又々水を入れたり。二度水を入れるは珍らしき事にて、自分は如何にしても勝たむと苦心したるが、疲勞甚しくして動く能はず。大達も疲れ果て、勝身に來らず、不動の姿なりき。此時陛下には近侍の人をして、兩力士の取組は天晴なるが双方取疲れ居るを引分けざるは見るに忍びず、との旨を傳へしめ給ひしかば、直ちに引分けたり云々と。

### 御前講談

先帝が講談を聞召されたるは、明治十八年松方侯邸臨幸の時、先代桃川如燕の、木村長門守の堪忍袋、地震加藤を聞召されたるが最初にして、其後鍋島、前田兩侯邸に於て如燕及先代松林伯圓御用を蒙り、前後三回なり。如燕の弟子燕玉の談に據るに、當時如燕は池の端に住ひしが、一日御成道の警察署より直ちに出頭せよとの呼出しあり、何事ならむと早速出頭したるに、松方邸に於て御前講談と聞き、飛立つ計りに喜びて、早速禮服を新調し、精進齋して其日の到るを待ちしが、當日演じたる二席共御機嫌に適ひ、其後池田、鍋島兩邸臨幸の際にも、召されて、鳥井強右衛門、「楠の泣男」を演せしが、杉本佐兵衛を泣男は恐れ多しとて、笑ひ男と改題せり。陛下には其都度龍顔麗はしく、「如燕坊主の講演は面白い」との御誼を賜はりしと。又伯圓の弟子圓玉の談に據るに、明治十九年鍋島侯邸臨幸の際、伯圓は玉座より十間計り下座に於て、楠公櫻井驛の訣別を言上し、終つて休憩所に控へ居たるに、引續き一席相勤めよとの御意を蒙り、正成湊川の忠死の條りを演じて、首尾よく退出せり。後伯圓

は、自分は若き頃より三席四席を立續けに讀むも、未だ曾て汗をかきたること無かりしに、此日計りは一席讀み終るや、滿身瀧津瀬を浴びたる如く、又龍顔を拜す處か御威光に打たれて、知らず識らず頭下れる由、語り居たりといふ。

### 天覽演劇

明治二十年四月二十六日、井上侯は鳥居坂の邸に先帝の臨幸を仰ぎ、邸内八窓庵の席開を爲したるが、餘興として演劇を天覽に入れ奉れり。當日陛下には午後一時御出門、井上邸に着御あらせらるゝや、主人夫妻及御先着の各宮殿下元老大臣其他の諸員、玄關に整列して奉迎し、主人夫妻の御東道にて、大廣間に入御遊ばされ、御少憩の後、午後二時十分、君ヶ代吹奏の裡に、御棧敷へ出御あらせられたり。舞臺は庭に間口六間の杉葉葺の假建物を建て、能掛りにて、實の子の天井、紅白緞子の段々幕を左右より絞りたり。正面玉座との間に四間計りの土間あり、左右に花道を設け、青竹の手摺を以て、玉座と土間との境界とせり。又道具は釘を用ゐず、一切紐にて搦げ、柀木、大太鼓など總て差控へ、舞臺より天顔を拜することは無論嚴禁なり。斯くて番組

第一番目の「勸進帳」の幕を開きたるが、役割は先代左團次の富樫、先代團右衛門、先代荒次郎、舛右衛門の番卒、福助(今の歌右衛門)の義經、團八、金太郎(今の幸四郎)福之助(新十郎)猿藏の四天王、團十郎の辨慶なり。續いて「高時」「緑三番」「漁師の月見」及「元祿踊」。又御晚餐後お好として「山姥」と「曾我の討入」とを演せしが、陛下には卓子を御側に御軍服にて椅子に召され、御左右には宮御二方、御背後には徳大寺侍従長控へたり。幕合に入御あらせらるゝのみにて、始終兩の手を御膝に戴せられ、十時頃まで熱心に御覽遊ばされしが、演劇終るや、主人より俳優一同天機奉伺との沙汰あり、皆々顔の白粉を落す暇も無く、禮服に着替へて舞臺に整列敬禮し奉りしに、陛下には御右手を舉げて御會釋を賜はり、斯くて十時過還御あらせられたり。當日は頗る御満足に思召され、侍従を経て森田勘彌へ「珍しい物を見た」との御沙汰を賜りたりと、還御後俳優一同は玉座の拜見を許され、御座所の卓上に残りたる御紋章付の御料巻煙草を頂戴し、頗る面目を施して退きたり。松本幸四郎の懷舊談に曰く、師匠團十郎は一週間前より精進潔齋して神々を祈り、吾々の末に至るまでも水行を取りたる程なり。第一番目の勸進帳にて師匠は辨慶を勤めしが、揚幕を出で、舞臺へ掛

るまでは身體が落着かざるのみならず、臺詞も咽喉に詰りたる如き鹽梅なりき。其よりも甚しかりしは左團次にて、富樫を勤めたるが、最初は衣裳の袖のぶるゝ、慄へる有様、吾々の眼にも見えたり云々と。又市川團八の談に、今日にても鳥居坂なる井上侯邸の塀の内に、三棟並べる厩の次が、馬丁などの長屋にして、此處が師匠等の部屋に充てられ、吾々の部屋は舞臺の後に當れる藤棚なりき。忙さは格別にて、侯爵邸より借用したる大姿見に、一人が座りて顔を作れば、後より一人が着附を直すといふ始末にて、到底鏡不足なりしかば、荒次郎は小さき鏡を借り來りて、之を藤の幹に吊るしたるが、近眼の上に鏡がぐるゝ廻る爲め、或は顔を曲げ、或は横を向き、大汁にて苦心し居たり。揚幕の出口に警部二名立ち居て、揚幕を開け呉れたり云々と。

### 活動寫眞の天覽

昨年九洲大演習行幸の際、先帝には三田尻なる毛利公爵邸に御立寄あらせられたるが、同邸にては、豫ねて陛下が琵琶を好ませ給ふ趣を承り居たりしかば、東京より筑前琵琶の大家を招き、御前に於て演奏せしめたるが、終て更に活動寫眞を御覽

に供したり。陛下が活動寫眞を御覽遊ばされたるは、此時を以て嚆矢と爲す。當時公爵邸にては、寫眞の御選擇を願ひ出でたるが、陛下には栗原宮内書記官が多年活動寫眞を觀覽し居るならむとて、同書記官に御下命あり。斯くて上品なる滑稽物、優秀なる風景など取混ぜて選出し、栗原書官之が御説明を申上ぐることに、爲りたるが當時陪覽の榮に浴したるは、毛利公、山縣公、桂公、杉子等なりき。陛下には御初めてのことに、頗る興がらせ給ひ、幾度も『不思議〜』と仰せあり、御興盡きさせ給ふべくも拜せられず。雖て「狸のお化け」といふを御覽に入れたるが、狸が種々に化けて現はれ、陛下の『今狸は何處へ行つたか』と宣ふ間に、其狸が大入道と爲りて現はるゝや、から〜と御呵笑遊ばされ、頗る御満足の御様子に拜せられたりと。

### 徳大寺侍従長

徳大寺實則公は親しく先帝に奉仕すること、實に四十有餘年、侍従長なる語は恰も徳大寺公の代名詞なるが如き感あらしめたるなり。使ふにも使はるゝにも、斯く長年月に亘りて渝らざりしは唯だ、其のみにて美事たるに足る。又公にして若し區



々たる政治上の容喙を試みたらむには、到底斯る長年月の勤績には堪へざりしならむ。陛下が深く公を信任あらせられたるは、今更記すまでも無き所なるが、今其二の例を挙げむ乎。陛下には何事か勅許を請ふものあるとき、往々「徳大寺に相談してから」と宣ひしことありしが、是れ特に御考へに餘りたる場合なりしといふ。又何時の頃なりしか明瞭ならざるも、一兩年來の事なり。陛下或時御内儀に於て「朕も追々年を取つたが、何うぞ徳大寺の生きて居る内に死たいものである」と洩らし給ひ斯ることは兩三度に及びしといふ。

### 宮中と府中

先帝には宮中府中の別を嚴に劃し給ひ、政務御親裁の間は、一切御學問所に宮内官の參入を許し給はず。常の御殿に於ても、政治關係の御用中は、一切近侍の者を遠ざけ給へり。平素御閑暇の折など、女官等を御相手に種々の御物語あらせらるゝも、萬一女官等が政治、人事などに關係ある御話を申上ぐれば、忽ち御氣色麗はしからず、御態度一變するより、驚きて話頭を他に轉ずるの常なりき。又政治關係以外にて

も、決して女官等の差出口を許し給はざりしが、其實例を挙げむ乎。陛下には十數年來玉體甚く御肥滿遊ばされ、侍醫等は御節酒の切に必要なを認めしかば、折を見て其由申上ぐるやう、窃かに或る女官に依頼せしことあり、件の女官は一夕此旨申上げたるに、言下に「其は侍醫の申出づべき事で、其方共の知つた事でない」と嚴に窘め給ひしと傳ふ。維新前に於ては、女官の權勢頗る強く、爲めに慶應三年十二月王政復古の大號令を發せられたる際の如き、態々特に女性に對し「徳川内府に二百六十餘年ゆだね置れし大權かへし奉れるの儘聞し食されぬ、今より朝廷にて天下の政をとり行はせらるゝに就ては内の女房三仲間の者に至るまで内行正しく嫉妬をつゝし、み女の分に應じ忠心をつくしつかへ奉るべし、殊に年ごろの有様おこり高ぶること常となりて中には得もいはれざる振舞も聞ゆあはれ古を考へ今をかへりみ人々かたみに助け正して婦道の鑑とならんことを思ふべし、もし假りにも御政の上を誹り奉りあるひは、佞人の頼をいれ故なきことをも曲げて窃かに奏しまつることの如きし、わざあらんには嚴そかに罪なはるべきなり返す返すも意を用ゆべくなん」と諭告されたり。以て維新前の宮中府中の關係を窺ふべし。

## 御學問所

御學問所は一に表御座所と稱せられ、主上の學問を講じ、政務を辯はせらるゝ御室にして、斯く御學問と御政務との爲めに室を別たす、一室を兼ね用ゐらるゝは、維新前に於ても然りしなり。遷都當時の御學問所は、舊本丸に在り、檜材白木造の日本座敷二室にて、金砂子を置きたる襖を入れ、廊下に面する處には、硝子戸を建てあり格別の裝飾無く、極めて瀟洒たるものにて、床には花絨氈を敷き、陛下は正面の卓子に對して、御坐あらせられたり。明治六年五月皇居炎上の事あり、今の御學問所は其後新築されたるものに係り、東西約五間、南北約四間の日本室なるが、床は板の間に、其中央に縦約四尺、横約七尺の卓子あり、陛下には此卓子に對し、南面して御坐あらせらる。其周圍壁に接して、書架、戸棚など處狭きまでに置かれ、書類、書籍は固より稻あり、馬糧あり、鑽石あり、海産物ありといふ有様にて、何れも拜謁者の持參して御覽に入るゝを、留め置かせられたるものなりといふ。參入者の出入口は東南角にあり、西して入るなり、壁外東北角に方りて、侍從室、侍從長室あり、侍從長侍從等は常に

此等の室に控へ居り、御召を蒙りて參入し、御用濟の上は直ちに退出するの常なりしといふ。

## 政務の御決裁

國務にして勅裁を要する事項は、國務大臣親しく之を奏請するか、或は國務大臣又は其使者より侍從長に執奏を請ふなり。而して其範圍は法律、勅令、奏任以上の文武官の任免等なるが、此外各種の伺出、報告等少からず。されば其分量の非常なるは無論なり。

先帝には、奏上の文書が如何に多量なりとも、一々綿密に御閲讀遊ばされ、御裁可あるものは、侍從長を召して「可」の御判を押捺せしめ、夫々下附せしめらるゝの常に、未だ曾て盲印を押されしこと無く、重要な政令には、一々宸筆を以て御署名遊ばされたり。是れ陛下が思慮綿密、精力絶倫に渡らせられたるに因るは勿論なるも、若し元首にして、多少にても盲印といふものありとせば如何、其結果は之を想像するだに慄然たらざるを得ず。叡慮の存したる所、誠に感佩に堪へざるなり。茲に陛下

が、如何に各般の文書を、綿密に閲讀せられたりやの一例を示さむ乎。日々御手許に捧呈せらるゝ文書中には、前述の如く各種の報告書あり、此等報告書は大公使、領事在外武官、財務官、商務官等より、各主務大臣に宛てたる電報、郵信等にして、多くは原本の儘御手許に捧呈せらるゝを例とす。從て淨書せず書流しの儘なるもの多く、爲めに缺字、塗抹などの個所も少からず、中には随分亂雜なるものもあり。然るに陛下には一々之を御精讀遊ばされ、必要なるものは、侍從をして筆寫せしめたる上ならでは返附せられざりき。又此等文書には、報告者の署名あるを以て、何處には何某が駐在すといふが如きは勿論、何某は文章巧なり何某は筆跡美なりといふが如きに至るまで、詳細に御承知あらせられたりといふ。

陛下には、至急を要する事項にして、特に其旨を申上ぐるときは、即座に御決裁あらせられたることあるも、多くは一應其文書を御手許に留め置き、後刻又は後日御決裁の上、下附し給ふの常なりしが、往々御決裁の速かなる、侍臣をして驚嘆せしめられたることありたりと傳ふ。是れ御經驗と御強記とに依りしものならむ。されど若し多少にても疑義の餘地あるものは、如何に些々たる事項にても、其關係影響を

前後左右より反覆考慮し、事後に至りて萬一の遺算を生ぜざらむことを期せられたり。此點は栗原宮内書記官の語れる一語に最も明瞭なり。曰く、陛下にはあらゆる法律家が、注意に注意を重ねて作り上げたるものにも、決して其儘御裁可遊ばされたること無く、一言一句御自身綿密に御研究遊ばされ、充分御合點の行きたる後にあらざれば御裁可あらせられず。此點は随分峻嚴に渡らせられたり云々と。

政務の御決裁に於て、特に敬服に堪へざる一事は、陛下が決して自ら用ゐ給はざりしことなり。何事か奏上するものある場合に、陛下には唯だ默然として傾聽せらるゝのみにて、決して御反問、御討論など遊ばされたること無く、又奏上の事項が愼慮に適はざるときと雖も、決して其場に於て不可なりと斷じ給はず、充分に説明を聞き取り給ひ、疑義あらば飽くまでも御下問遊ばさるゝの常にして、其御下問の頗る急處に中り、奏上者をして恐懼せしめられたること少からず。斯くて猶ほ御意に満たざるときは、唯だ其書類を御手許に留めらるゝのみにて、何等可否の御詮無く時に『再議せよ』など宣ふことあるのみなり。而して斯る場合には、如何あらむかと密かに危慮し、御前を退きて後、奏上の事項に付きて精査するに、多くは何等かの

手落ありて、今更の如く恐懼するが常なりしといふ。

御裁可を仰ぎたる事項を決裁し給ふ場合に、其聖斷が何人かの意見を採用せられたるものなるるときと雖も、陛下には未だ曾て何人が斯く言へりなど宣ひたること無かりしといふ。是れ一は奏上者の面目を保たしめむとの思召なるべきも、又一は毫末も政務紊亂の端を發せしめざらむとの叡慮に外ならざるべし。斯る次第なれば、秘密書類の如きは絶対に之を秘密に附せられ、秘の字を印して捧呈せられたる書類は、斷じて何人にも關知せしめ給はざりしといふ。

政務に關して、侍從長は其執奏を請はれ又は其傳達を命せらるゝことある場合に、一言一句も加除すること無く、其儘取次ぎを爲すの常にして、是れ絶対に錯誤を防ぎ給はむとの叡慮に出でたるものなりと傳ふ。

### 朕は辭職する能はず

明治三十一年山縣内閣倒れ、故伊藤公、大命を奉じて内閣を組織したるも、遂に破綻を生じ、三十四年五月二日、閣下に躬候し、辭表を捧呈して骸骨を乞ひ、越えて十日

漸く御聽許ありたるが、當時先帝親しく公に宜ふらく「卿等は辭表を出せば濟むも、朕は辭表は出されず」とありしかば、公頗る恐懼したりといふ。四十五年間君臨の御苦心如何許りなりけむ、此御一語無限の意味あり、恐懼するもの豈に獨り公のみならむや。

### 所謂責任の觀念

責任の觀念強く渡らせ給へるは、先帝御特質の一にして、陛下には如何なる些事も忽にし給はず、極めて嚴格に渡らせられたり。平素女官等に對し、日々和歌の御題を賜はるの例なりしが、明治二十七年廣島に大難を進め給ひし際の如き、軍國匆忙陛下には些の御暇も無かりしに拘らず、勅題一ヶ月分を賜はり、一ヶ月後は皇后宮より御題を賜はるべしとの御詔ありたりといふ。又陛下には陸海軍諸學校の卒業式には、久しき以前より臨幸あらせられたるも、帝國大學の卒業式には、未だ其御事無かりしかば、第一次山縣内閣の時、樺山文部大臣より親しく之を奏請したるに、容易に御許しを得ず。再三奏請したる結果、漸く勅許あらせられたるが、爾來毎年必ず

臨幸あらせられ、未だ一回も之を缺かせられたること無く、本年の如きは行幸の際既に御大患の徴候あり、平素陛下には御足速く渡らせらるゝに拘らず、當日は階段を登り給ふに、一段毎に左右の御足を揃へさせ給ひし趣なるが、斯くても猶ほ臨幸をあらせられたるなり。陛下が些々たる事柄にまで、極めて眞面目に渡らせられたる、概ね斯の如し。

些事既に前述の如くなれば、國家重大の時機に於て御精神の籠りたるは、固より申すまでも無しと雖も、今其一二の實例を挙げむ乎。明治二十一年五月より翌年二月まで、憲法制定會議を開き、毎週一回又は二週一回、午前十時より午後三時頃まで討議したるが、十ヶ月の長き、陛下には戸山學校に行幸あらせられたる當日の外、一回も缺かせられたること無く、又遅刻遊ばされたことも絶無なりき。日露戰役中、陛下には毎夜十二時頃まで表御座所に於て萬機を親裁あらせられ、近侍の者の疲勞を思召されて漸く入御あらせらるゝの常なりしが、御寢殿に入らせられたる後、何時電報其他の奏上を爲すも、必ず御目を醒し居られたりと傳ふ。

### 其山は何時出來たか

輕重巨細に關せず、凡そ先帝の物に處し、事を行はせらるゝや、常に必ず周到なる御用意備はりたり。從來法令の御裁可を仰ぐ文書は、必ず二通を御手許に差出すの例なるが、之には頗る恐入りたる次第あり。曾て第一次松方内閣の時、内務大臣品川彌二郎、或る法令の御裁可を仰ぎたることありしが、陛下には御一覽の上、或る既存の法令に牴觸する個所ありと考ふ、如何と御下問あり。内務大臣、左様の儀候はずと奉答するや、然らばとて、侍従を召して法令の綴込を持ち來らしめ、目録に依りて開き給へる個所を御一讀の上、『矢張り牴觸して居る之を見よ』と、御卓子の上に差出し給へり。内務大臣恐るゝ、拜見するに、果して牴觸ありしかば、頗る恐縮して退出し、改訂の上御裁可を得たり。件の綴込は、久しき以前より侍従に命じて、法令の御裁可ある毎に、控を寫し取らしめ置かれたるものなりしが、此事ありて以後、法令の陛下には諸事周到に渡らせられたるが、茲に御思慮、御用意の程を一言に盡し給へ

る一例あり、鹽原離宮御造營の時の事なり。宮内大臣は工事施行の御裁可を得しかば、早速起工せしめたるに、闕らす附近に眺望を害すべき山のありたることに氣付き、設計變更の必要を生じたるが、平素何事にも用意周到に渡らせられ、大事に大事を取らせ給ふ陛下の御事なれば、件の變更奏請は必定御小言を蒙るべし、彼と言ひ是と言ひ、誠に當惑したるも、畢竟萬已むを得ざれば、恐るゝ御模様變への儀を願ひ出でたるに、陛下には其旨具さに聞召されたる後、『其山は何時出來たか』との御言葉あり。宮内大臣素より多少豫期はしたれど、誠に項門の一針にて、冷汗脊に冷かりしといふ。

### 實踐躬行

實踐躬行なる語は、特に先帝の爲めに作られたるかの感無くむばあらず。明治三年宮中服裝を洋服に改定せんと議あり。此事今より見れば必ずしも重大にあらずと雖も、帶刀さへ廢せられざりし當時にありては、蓋し一大椿事たりしならむ。果然多數の保守主義者は激しく反對したるが、副島種臣の『趙の武靈王は胡服して

胡を征せり今我の洋服を用ひとするは武靈王の心を心とするものなり』との有名なる建言あるに至り、老西郷先づ之に賛同し、廟議遂に決す。斯くて先帝には明治五年洋服を御着用ありて以來、四十年の長き、唯だ四方拜の御儀式の外は、常に必ず洋服を召させられたり。又日清戰役の御經驗は、叡威殊に深かりしもの、如く、此空前の大捷に依りて國民漸く奢侈の風を生せしを、陛下には却て、闕の御遊び雪中の實探しなどに至るまで總ての御慰み事を廢し給ひ、戰役前には天長節、紀元節等の當日、表向きの御祝宴の外、夜に入りて別に御内宴ありしも、戰役後は之を催し給はざること、爲れり。其何故なりやは曾て宣はず、常に只管ら御身邊の御用途節約に御注意遊ばされたりと傳ふ。明治四十一年十月十三日戊申詔書喚發せられたるが、翌年田中宮相、帝室豫算八百萬圓を計上して御裁可を仰ぎたるに、陛下には三百萬を削減して再議を命じ給へり。宮相恐懼措く能はず、急遽再度の豫算會議を召集したるが、是れ十二月二十八九日の事にして、一月一日より實施すべき豫算なれば日夜兼行し、漸く再編製を爲して御裁可を得たりといふ。

## 老西郷

宮中の改革殊に侍従の任命は、主として西郷南洲の方寸に出で、頗る心肝を碎きたる所なるが、是れ王政復古國威宣揚の偉業は、至尊を輔育して偉大なる人格を陶冶し奉るを以て、其捷徑なりと信じたるが爲めなり。其如何に先帝の御身上を念慮せしやは、當時の書翰の一節に明かなり。曰く『御變革相成候可喜可貴義は主上の御身之御事に御座候是迄華族の人ならでは御前へ罷出候義も不相調適宮内省の官員連も士族等に不罷在候處、都而右等之弊習被相改侍従たりとも士族より被召入公家武家、華族並士族同様、官へ被召仕候殊に士族より被召出候侍従御寵愛に而實に壯なる事に御座候後宮に爲在候義、至而御嫌ひにて、朝より晩まで始終御表に出御被爲在、和漢洋之御學問、次に侍従中に御會讀も被爲在、御寸暇不被爲在、御修行而已に被爲在候次第にて中々是迄の大名杯よりは一段御輕裝の御事に而、中人よりも御修行等の御勉勵は格別に御座候然る處、昔日之主上にては今日は不被爲在、餘程御振替被遊候段、三條岩倉の兩卿さへ申居られ候仕合に御座候一體英邁の御

質にて至極御壯健之主上と公卿方申居候次第に御座候御馬は天氣さへ好候時は毎日御乗被遊候て兩三日中より御親兵を一小隊被御召寄調練被遊候御賦に御座候是よりは隔日之御調練と申御極りに御座候是非大隊を御自親に御率被爲遊大元帥は自ら被遊との御沙汰に相成、何共恐入候次第、難有御事に御座候近々政府へも出御被爲在、諸省へも臨幸被爲在候而、毎々私共も御前に被召出同所にて食事を賜候儀も有之是よりは一月三度も御前にて政府は勿論諸省の長官被召出候而、御政事の得失等討論し且つ研究も可致段、御内定に相成、大體右等の次第にて變革の一大好事は此御邊の事に御座候全く尊大之風習は更に廢し君臣水魚之交りに立至り可申事と奉存候』と。又高島鞆之助子の談に曰く、西郷南洲翁が維新の元勳たるは勿論なれども、當時翁は多く外部に於て活動し、先帝に咫尺し奉るの機會多かりしは、僅かに其近衛都督たりし明治四年及五年の二年間に於て、六年には征韓論破裂の爲め鹿兒島に歸れり。明治四年の頃、陛下には親ら宮城より馬上拔劍にて兵を指揮し、習志野に行軍遊ばされたることあり。當時近衛都督たりし南洲翁は篤實無類の人なれば、馬に乗るは心許さず、七里の行程を徒歩拔劍にて供奉したり。予は

其頃侍従なりし爲め、人力車にて先着し、御着を迎へ奉りしが、意氣旺盛なる陛下の御風丰と、誠實無二の老臣がてくく歩きにて御供する其有様とは、形式こそ整はざれ、無限の感無き能はざりき。日清日露兩戰役に於ける陛下の御心勞、御精勵は拜察するに餘あり、是れ或は御健康に影響を及ぼし、今回御大患の素因を爲せしにあらざるやとは、宮中に近侍する一部の人の拜察する所なるが、予の拜察する所にては、陛下が眞に宸襟を惱まされ、衰龍の袖を霑し給ひしは、恐らく西南役及一位局薨去の際なるべし。南洲翁は陛下が年少にして即位あらせられたる始より、之を見給ふこと恰も師傅の如く、翁も亦た聖恩の洪大なるに感激し身を捨て、輔翼の力を盡くしたれば、君臣の間は水魚の如く、時には文を講じ時には武を談じ、偏に英邁の御氣性、無邊の聖徳を煥發涵養するに勉めたり。然るを一朝の事よりして、國家の賊魁と爲り、陛下亦た其軍隊を差遣して、之を討伐し給ふの極めて悲惨なる出來事に際會せらる。國典の峻嚴、固より已むを得ずとは言ひながら、南洲翁が城山の朝露と消えたる由聞えたる時、陛下の御心中如何なりけむ。後年、「西郷が居たならば」と、御追懷ありしを一再ならず承りたる近侍の人少からずといふ云々と。

## 帝國議會

明治二十三年十一月、第一回帝國議會開かる。何分立憲政治の初一步なるのみならず、當時民間黨の氣焔燃ゆるが如き折柄なれば、先帝に於かせられては、軫念殊に深く、日々侍従を派して議事を傍聽せしめ、議事深更に及ぶときも、猶ほ其狀況を電話にて大輿に報告せしめ給へり。斯くて滞無く閉院するに至るや、陛下には侍臣を召して、「故岩倉右大臣首め立憲政治に憂慮したる者共も今や地下に安んじたらむ其墳塋に使を遣はして今日の狀況を告げ知らしめよ」と御沙汰あらせられたりと傳ふ。

樞密顧問官細川忠雄男の談に曰く、陛下には諸事御細心御周密に渡らせられたり。内閣より捧呈する帝國議會開院式の勅語の文案は、時々予にも御内示遊ばされ「此處は斯くせよ」「之にては面白く無し」など訂正を仰付けられたる點少からざりしが、其適切精確なること、恐入るの外無かりしと。

政府が議會と兩立するを得ず、調和の道を發見する能はずして、内閣より衆議院



の解散を奏請するに至るや、陛下には毎に深く其事情を稽察せられ、殊に増税案を否決せむとするが如き場合に於ては、特に其事情を糺問し、萬已むべからざる次第を見極め給ふまでは、決して御裁可あらせられざりしといふ。一例を挙げむ乎。明治二十六年第四帝國議會の時、衆議院は伊藤内閣の増税に反対し、歳出豫算に於て九百萬圓を削減して、一月十三日政府の同意を求めたり。十六日井上首相代理前年十一月二十七日即議會開會の前々日伊藤首相誤て車より落ち重傷を負ふ關係を率ゐて衆議院に臨み、政府は削減に同意し難き旨を述べたるが、當時議場の光況は頗る壯烈を極め、今猶は話頭に上る一齣なり。茲に記録の中より、徳富蘇峯が當時の情形を筆記せるものを抄録し、以て併せて新聞記者の今昔を窺ふも一興ならむ。曰く「斯る所に尾崎行雄は鷹揚靜謐なる步趨を以て出で來れり。彼は大臣席を一睨して曰く、不同意とは金額耶、抑も亦た憲法上の見解を異にしたるが爲耶と。井上馨の緑褐色の顔皮には紅を潮し來れり。彼はその末席なる渡邊國武、藏相を顧みたり。渡邊は立てり。彼はその慣用手段を用ひたり。則ち白は白なり、黒は黒なり、不同意は不同意なる的の論法を用ひたり。而して思ひきや尾崎の爲めに醜掀一番せられ

たらむとは、尾崎は單刀直入に佗の骨髓を刺せり。曰く答辯しては困ると見へるか。ら問はぬと。尾崎はその節儉、その勢逼、急意をば靜辯もて突き込み、曰く井上臨時總理大臣は、斷乎として決心する所ありと云ふ。軍艦費否決に就ては、知らずその決心とは如何。井上は立てり。渡邊も立てり。その急遽狼狽の情掬す可し。井上は云へり。秋蛩の音を漏らしつゝ、答るの必要なしと。尾崎は一刀急突せり。必要あるが故に問ふのだ。尾崎は倍々勢に乗じて窮迫嚴迫せり。井上臨時總理大臣は査定案を以て進歩主義と兩立せずと云へり。知らず進歩主義とは、役人に高き俸給を與ふるの意味耶。藩閥に固着し情實に纏綿するの意耶と。彼は層々相逼れり。精光尖々その鋒甚だ鋭。曰く餘りに答辯が面白き故に今一つ問ふ。不同意と云ふは一錢一厘たりとも不同意と云ふ耶。渡邊は立てり。今は詮すべなし。曰くその通りである。彼と後藤との間に面白き茶番あり。到頭尾崎は左の凱歌を揚げたり。曰く、到底彼の先生方では、大臣席を冷なる流し眼もて視やりつゝ、答辯が出來ぬと見へる。故に問ひ度き事は澤山あれども最早問はぬと、要するに當座の七大臣は、おめくくと一尾崎の爲めに笑殺し、冷殺し、罵殺し、嘲殺せられたり。見よ井上はその面上に於て三斗の酢を飲みしこ

とを自白したるを」とあり斯くて翌日衆議院は政府の再考を求めたるも、依然不同意を固持せしかば、重ねて修正案を政府に送り、自ら五日間の休會を爲して政府の反省を促したり。二十三日休會明けの衆議院には、劈頭に於て、賛成者百四十二名を列記せる各派聯合の内閣彈劾上奏案現はれ、其將さに議事に上らむとするの時、十五日の停會を命ぜらる。二月七日停會の期満ちて、衆議院議事を開くや、河野廣中登壇して上奏案提出の理由を陳べ、語を極めて政府を攻撃せり。代つて伊藤首相登壇す。上奏案に對する駁論を試みたる後、若し此案を可決せば、解散を奏請するの決心なる旨を喝破せり。然れども議場は遂に百八十票の多數を以て彈劾上奏案を可決し、同時に自ら二週間の休會を爲して聖斷を待つとの議を通過せり。翌八日星議長は參内して上奏文を捧呈したるが、此日伊藤首相亦闕下に伏して衆議院の解散を奏請せり。然るに陛下は容易に裁可し給はず、越えて十日に至り、「在廷の臣僚及帝國議會の各員に告ぐ」との詔勅下れり。中に曰く「憲法第六十七條に掲げたる費目は既に正文の保障する所に屬し今に於て紛議の因たるべからず但し朕は特に閣臣に命じて行政各般の整理は其必要に従ひ徐るに審議熟計して遺算なきを期し

朕が裁定を仰がしむ。國家軍防の事に至ては苟くも一日を緩くするときは或は百年の悔を遺さん朕茲に内廷の費を省き六年の間毎歲三十萬圓を下附し又文武の官僚に命じ特別の情狀ある者を除く外同年月間俸給十分の一を納め以て製艦費に宛てしむ」とあり。於是局面一變し、政府と議會とは即夜協議會を開き、政府は衆議院の査定案中緩急を測りて、同意すべき點には同意するのみならず、第五議會まで、行政整理を行ひて政費を節減すべく就中海軍は最も大整理を行ふべしと約し、衆議院も亦た製艦費の復活其他讓歩を爲して豫算案を通過したるが、結局歳入出の間に六百九十七萬圓餘の剩餘金を生じたり。

## 意氣

中古以降兵馬の權全く武家の手に移り、武事は殆んど之を朝廷に留めず、馬術の如き其一例にして、舊幕時代の朝廷にては、年一回の白馬の節會に主上紫宸殿に出御遊ばされ、仕人をして其庭前に馬二頭を曳かしめ、殿中奥深く之を御覽あらせらるゝのみなりき。頃は明治二年の春、一日某大名より馬を獻上したるが、是れ當時朝

廷には、悪馬を乗り廻はす程の勇士あらざるべしと思惟し、朝廷の臣僚を試みむとするの意思なりと察せられたり。誠に手の付け様も無き悍馬にして、馬丁七人掛り漸く牽き來りたるが、先帝には斯くと聞召されて、御氣色も凄まじく、直に非藏人役藤木信直を召し、『其方此馬に乗つて見よ』との御誼あり。時に信直、折角の御沙汰なれども生憎鞭を持參せず、急ぎ取りて參らむと申上げしに、御氣短かに渡らせられたる陛下には、『鞭が無ければ自分が取らせらる』とて、御佩刀の小柄を抜き放ち御縁の前に生茂れる寒竹を二本、鞭の長さに切りて下げ賜はりたり。信直件の鞭を押し戴きて、袴の襷を搔取り、腕もあらはに馬の鬣を片手に掴みて、ひらりと許り飛び乗るや、恩賜の一鞭高く、懸聲夾かに吹上の御馬場指して、飛ぶが如くに乗出した。此有様を御縁に伸び上り、御覽あらせられたる陛下には、御喜び一方ならず。信直至極の首尾にて御盃を賜はりたるが、侍従日野西資生卿は、『あなかしこ竹の御鞭をうつなべに節よく走る駒の足なみ』と詠じて、御覽に供へ、之亦た信直へ下されたり。恩賜の寒竹の鞭、資生卿の歌は今猶は其家に家寶として存せりといふ。

明治十二年博物館に、日本美術協會の展覽會を開きたる際、陛下には一日臨幸あ

らせられたるが、此日某華族より出品したる、長さ五尺餘、圓み七寸程の眞直なる瓢箪にて、金粉及朱にて文學及繪畫を書きたる奇妙なるものあり、端無く陛下の御目に留り、不思議げに御覽あらせられたる末、『是は何に用ゐるか』と御下問あり、陪侍の者より、瓢箪にして酒を入るものなる旨を申上げたるに、『酒とや』と不思議げに御手に取り給ひ、『大分に入るであらう』と宣ふに、一斗七八升も入るやう申居たる旨奉答するや、侍従山岡鐵太郎を振り返り給ひて笑ひながら、『山岡之だけの酒が飲めるか』と宣ひ、山岡之を手に取りたるに、恰も身長程あり、早速『陛下は召上りますか』と申上ぐるや、『飲めるとも』とて、大笑遊ばされたりと。

### 御製ゴポーツマス條約

至誠にして未だ動かざるもの無し、先帝曾て『四海兄弟なる御題にて、『世の中を皆はらからと思へども、波風の立ちさわぐらん』と御感詠あらせられたることありしが、此御製は英人ロイド教授の翻譯に依りて、圖らずも前米國大統領ロズベルト氏の感動する所と爲り、日露戰役に際して、ロ氏が仲裁の勞を取りたるこ

と、少からざる關係ありといふ。日露平和條約は斯くして締結せられしなり。

### 故伊藤公

明治二十四年五月、第一次山縣内閣倒れ、後繼内閣の組織頗る困難なりしが、遂に松方侯を起たしめて、伊藤、井上、黒田、山縣、大山等諸元老、裏面より援助すべきを約し、時人の所謂黒幕政治を以て一時の急を救ひ、故伊藤公は翌六月一日樞密院議長と爲りしが、爾來松方内閣の施政思はしからず、此年十二月衆議院を解散し、尋で翌年二月の總選舉に大干渉を行ひて、頗る人心を失ひしかば、公は復た黒幕政治家たるを止めむと欲し、上表して樞密院議長を辭さむことを奏請せしに、先帝には三月十日、一日特に徳大寺侍從長を勅使として、『朕卿が陳情極めて切なるを知る、但だ朕は常に相咫尺して卿が啓沃に倚らんことを望む、卿其れ餐を加へて靜養し以て朕が懷を慰めよ、樞詢の職を解くは朕の允さる所なり』との宸翰を傳へしめ給ひしかば、公は感激して辭意を翻へしたり。斯く陛下には深く公を御信任あらせられたるが、此點に關して佐藤進男の談に曰く、之には種々の原因事情の伴ひ居らむも、公

の資性磊落恬淡にして、無慾至誠なる點が、克く陛下の御意に適ひたるに因らむ。日露戰役も一段を告げ、陛下には山縣元帥、寺内陸相を首め、大本營の主なる者數十名を宮中に召し、御陪食を賜はりしが、予も大本營附なりし關係にて、此名譽なる賜宴に陪したり。當時伊藤公は、陛下と相對して席を賜はり、山縣元帥其他は何れも公の左右に着席せり。斯くて陛下には、絶へず伊藤公に御物語あり、公も亦平然として御話申上げ居たるが、既にして宴酣なるの頃、公は突如として起立し、徐ろに口を開きて、『此度日露の大戰役に大勝を博したるは、我が國家開闢以來の御盛事にして、是れ偏に陛下の御稜威に因るものなり、依て予は諸君と共に陛下の萬歳を唱へ奉らむ』とて、三鞭酒の盃を手にせり。御陪食の諸員之に續て盃を舉げ、陛下の萬歳を三唱し奉れり。されど這は豫め定められたる式例にはあらずして、感迫り情熱するや、我知らず斯る舉動に出づるは、即ち伊藤公一流の美性たりしなり云々と。又一説に、故伊藤公は常務多端にして寸閑無く、參内の時すら背廣、モーニングコートなど執務服の儘にて、侍從長を経ずして直ちに御學問所に參入するを例としたるが、公は元來非常の煙草好きにて、少時も手より之を放さず、參内の時も、誰れ憚からず煙ら